

A large, stylized yellow map of Japan is positioned in the background, extending from the top right towards the bottom left. The map shows the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu.

**経済統合：  
改革のニュー・パラダイム  
日本の商環境に関する EBC 報告書  
2008 年**

**欧州ビジネス協会**  
在日欧州(連合)商工会議所

経済統合：  
改革のニュー・パラダイム

日本の商環境に関する EBC 報告書  
2008年

欧州ビジネス協会

在日欧州(連合)商工会議所

## 欧州ビジネス協会(在日欧州(連合)商工会議所)

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である:

Austrian Business Council  
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan  
British Chamber of Commerce in Japan  
Danish Chamber of Commerce in Japan  
Enterprise Estonia  
Finnish Chamber of Commerce in Japan  
French Chamber of Commerce and Industry in Japan  
German Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Hellenic Foreign Trade Board  
Iceland Chamber of Commerce in Japan  
Ireland Japan Chamber of Commerce  
Italian Chamber of Commerce in Japan  
Netherlands Chamber of Commerce in Japan  
Norwegian Chamber of Commerce in Japan  
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Spanish Institute of Foreign Trade  
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

### Executive Operating Board

#### Chairman:

Richard Collasse

#### Senior Vice-Chairman:

Hans Tempel

#### Vice Chairman:

Duco B. Delgorgie

#### Executive Operating Board:

Michael A. Loefflad (Austria)  
Duco Delgorgie (Belgium/Luxembourg)  
Richard Thornley (Britain)  
Clas Eilersen (Denmark)  
Erik Ullner (Finland)  
Michel Theoval (France)  
Hans Tempel (Germany)  
Gerard Keown (Ireland)  
Paolo Mattioli (Italy)  
Ronald Scherpenhuijsen Rom (Netherlands)  
Thorstein Strand (Norway)  
Mats Bruzaeus (Sweden)  
Alberto Groff (Switzerland)

#### Executive Director:

Alison Murray

#### Policy Director:

Jakob Edberg

#### Executive Policy Officer:

Bjorn Kongstad

#### Communications Manager:

Yoko Hijikuro

#### EBC について:

欧州ビジネス協会(EBC)は欧州 18ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にわたる通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、在日欧州企業にわたる通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBCの会員は法人と個人を合わせ現在約3,000を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約360社が、EBCの29の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBCは、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBCはまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBCの組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記のEBC事務局までご連絡ください:

〒102-0075  
東京都千代田区三番町 6-7  
三番町 POULAビル 2F  
電話: 03(3263)6222  
Fax: 03(3263)6223  
Eメール: ebc@gol.com  
ホームページ: <http://www.ebc-jp.com>

## 経済統合:改革のニュー・パラダイム 日本の商環境に関する EBC 報告書 2008 年

著者・編集者: Jakob Edberg

© 2008 年欧州ビジネス協会

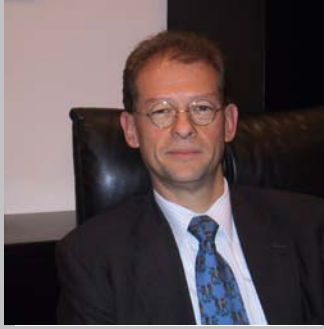
All rights reserved

発行者: 欧州ビジネス協会  
(在日欧州(連合)商工会議所)

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULAビル 2F  
電話: 03(3263)6222 Fax: 03(3263)6223  
Eメール: ebc@gol.com ホームページ: <http://www.ebc-jp.com>

# 目次

会長からのメッセージ.....	4
事務局長からのメッセージ.....	5
はじめに.....	8
ビジネス関連	
人的資源.....	16
知的財産権.....	18
小売・卸売.....	20
法律サービス.....	22
税制.....	24
金融サービス	
資産運用.....	28
銀行業務.....	30
保険.....	32
運輸・通信	
航空会社.....	36
ビジネス航空.....	38
物流・貨物輸送.....	40
メディア／コミュニケーション.....	42
海運.....	44
電気通信サービス.....	46
電気通信機器.....	48
医療・衛生	
動物用医薬品.....	52
臨床検査機器・試薬(体外診断).....	54
医療機器.....	56
医薬品.....	58
ワクチン.....	60
消費財	
化粧品.....	64
切花.....	66
酒類.....	68
オーガニック・プロダクツ.....	70
食品.....	72
産業	
自動車.....	76
自動車部品.....	78
航空.....	80
宇宙.....	82
防衛.....	84
建設.....	86
産業用材料.....	88
環境技術.....	90
補遺	
Endorsements.....	93
Blue Star Sponsors.....	94
Special Sponsors.....	99
Sponsors.....	101
Supporters.....	103
Executive Operating Board.....	104
Board of Governors.....	105



## 会長からのメッセージ

日本の商環境に関する欧州ビジネス協会（EBC）の年次報告書「経済統合：改革のニュー・パラダイム」が刊行の運びとなり、喜ばしく思います。本報告書は過去 1 年間の進展についての在日欧州企業の見方と今後の経済改革へ向けての提案を提示します。また、2007 年版の報告書を踏まえ、欧日間の経済統合協定（EIA）を通じていかにして日欧の間の通商・投資関係を強化し商環境を大幅に改善しうるかをさらに掘り下げます。

世界経済が激動の時代を迎えている今、日本と欧州連合にとつていかに多くのことが危機に瀕しているかを改めて認識しておくべきです。日本と EU は世界の GDP の合わせて 40% 近くを占めています。貿易パートナーとしての互いの重要性は疑うことはできません。

本稿執筆時点にほとんどの主要経済国を悩ませている金融危機は、今のところ、日本の金融機関に比較的小さな影響しか及ぼしていません。しかし、日本の輸出主導型経済は海外市場での需要低下に対して相変わらず脆弱であり、国内支出は、それを補う準備があるどころか、落ち込んでしまっています。現在の危機を迎える以前から、日本は数々の大きな課題に直面していました。対内直接投資（FDI）の対 GDP 比は、OECD 加盟国の中で最低水準となっています。高齢化は、出生率低下や労働力減少と相まって、日本の年金および医療制度を逼迫させ、雇用者と被雇用者双方に支えきれない財務的負担を押し付けるおそれがあります。日本経済は岐路に立たされているように思われます。

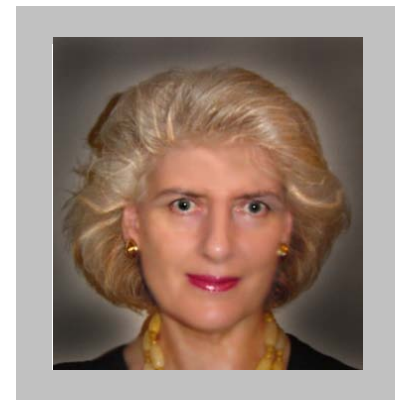
こうした状況は、麻生新首相に緊急の差し迫った課題を突きつけます。特別措置や景気刺激策は短期的な解決法をもたらすにすぎず、従来の問題をいっそう悪化させるおそれがあります。不必要で時代遅れの規制や、面倒な事務手続き、既得権益は依然、日本におけるイノベーションを抑制し、新しいビジネスモデルを妨げ、力強い新企業の成長を制限しています。行動的を、こうした問題への対処と、活力あるしっかりとした競争的ビジネスを促進する条件の整備に絞ることが肝要です。本報告書は、そうした条件の実現へ向けて日本政府が今すぐとりうる多数の措置を指摘しています。現在の危機と、さらなる景気後退のリスクを鑑みるなら、緊急かつ思い切った対応が必要です。

経済改革を必要としているのは決して日本だけではありません。私たち EBC は、欧州連合のビジネス環境改善になお必要不可欠な多数の措置が手付かずになっていること、改革の約束履行面の欧州連合の歩みが往々にして緩慢であることをとりわけ認識しています。それゆえ EBC は、野心的な EU 日本経済統合協定に共同で取り組むことで、EU と日本双方の歩みを速め、互いから学ぶことができる一方、貿易、イノベーション、競争力の向上から大きな恩恵を得ることができると確信しています。

最も重要なことに、EU と日本は、優先事項と価値観の面で共通項が多いため、互いに理想的なパートナー関係にあります。長い伝統を持つ社会として、EU と日本は共に、社会経済的問題の解決にあたって協同的、包括的でセンシティブなアプローチを重視するとともに、国際通商レベルで数多くの同じ懸念と課題を共有しています。共に、ルールに基づく自由貿易、公正な競争、ならびにしっかりとした投資規則と環境基準を堅く信奉しています。新たな新世界秩序に向き合うときには、価値観がないがしろにされず、逆に価値観によってゲームのルールが定められることを確保すべく結束することが私たちの倫理的な務めです。今は迷っている場合ではありません。世界の経済状況を考えれば、今すぐ行動を起こすほかありません。私たち EBC は、己の本分を尽くす覚悟でいます。私たちは、行動の指針として本報告書で提案を示し、欧日双方にとってのより明るい経済の未来の構築に専心するすべての方々にそれを託します。

リチャール・コラス  
会長、欧州ビジネス協会  
(シャネル株式会社社長)

## 事務局長からのメッセージ



欧州ビジネス協会(EBC)は、2008年版の年次報告書「経済統合：改革のニュー・パラダイム」の刊行を喜ばしく思います。本報告書は、過去1年間の日本の市場動向についての欧州企業の見方を提示し、企業と投資に制約をもたらしている問題に対処するための提案を行っています。

EUと日本双方にとって、高い物価、厳しい競争、輸出市場の需要低下、国内の景気低迷に直面する中で経済力と競争力を維持することが依然大きな課題となっています。企業の繁栄を可能にする経済条件を整えることが鍵となります。EBCは、この課題に立ち向かうことを麻生首相率いる日本の新政権に要望します。成長と繁栄を促進するには、思い切った新しいアプローチが必要です。野心的なEU日本経済統合協定(EIA)を目指して欧州連合と協力することは、必要なアイデアと方針をもたらす助けになるとともに、相互通商・投資を拡大する新たな機会を提供します。

EBC年次報告書は、日本でビジネスを行うための条件改善を日本政府が心から望むのであれば何としても対処しなければならない緊急の問題についての提案を示しています。本報告書は、29の産業分野別委員会、約3000の企業およびEBCの主要関係団体である欧州各国商工会議所やその他の在日ビジネス団体から寄せられた意見を反映しています。

本報告書に対し、EBC各委員会メンバーから貴重この上ない貢献をいただいた事をこの場を借りて申し添えておきたいと思えます。専門的経験と洞察を惜しみなく分け与えるその姿勢は、本報告書を重要な情報源にするとともに、改革へのひらめきをもたらすものになっています。例年同様、EBCのポリシー・ディレクター、エドバーク・ヤコブの飽くことなき努力と、在日欧州企業に影響を及ぼす問題についての絶えず広がる知識・理解にもひとかたならぬお世話になりました。

専門知識を提供しEBCの活動をサポートいただいている駐日欧州委員会代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館にも、EBCを代表して感謝の意を表したいと思います。末筆ながら、本書刊行への惜しめない財政的支援をいただいた数多くのEBC会員各位を巻末のスポンサー／支援者セクションに掲載できますことをEBCはこの上なく誇りに思います。

最後に、本報告書のもつ多大な潜在的価値を強調させていただきます。本報告書は、在日欧州企業による実地の観察と経験に基き、関係当局によって実施された場合に通商・投資環境の大幅な改善につながる構造・規制改革を明らかにしています。経済改革の規模とペースが、必要とされるレベルに遠く及ばなかった遅々とした歩みの時代を経て、EBCは本報告書において、EUと日本がEU日本経済統合協定(EIA)の策定を通じ通商・投資を共同で推進すべきだとする、新たなアプローチを提案します。欧日双方の経済が深刻なプレッシャーに直面し、企業が苦闘し、官民ともに財政・財務が逼迫する中、EIAは建設的な一歩になるものとEBCは確信しています。本報告書を読者の皆様に託すとともに、そこに記された提案がこの危急の時に貴重なアイデアの源になることを信じています。

アリソン・マリー  
事務局長  
欧州ビジネス協会

はじめに

## はじめに

### 日本にとっての新たな危機と、積年の課題

本報告書作成のさなかに起きた世界規模の金融動乱により、世界経済における日本の立場が再び、注目を集めている。15年以上前にバブルがはじけて以来、日本の国内経済は不況からなかなか脱却できずにいる。金融刺激策は異例に低い金利、ひいてはキャリートレードにつながり、不自然といわれるまで、劇的敵な円安を招いた。したがって、今年金融危機が襲ったときにこうしたキャリートレードの巻き戻しによって円が急騰したのも何ら不思議ではない。結果として、経済の推進を輸出産業に頼る日本の脆弱性が改めて浮き彫りになっている。世界金融危機は、投機バブルとは今回おおかた無縁だった日本を比較的安定感のある国に見せているが、実際のところはそうではない。円の急騰と、同様に急速な輸出市場の低落は、欧米をも上回る株価急落を日本でもたらしている。

問題の核心は、政府が国内産業を競争から保護しつつ、世界マーケットシェア獲得を目指して産業界を誘導し、その結果としての輸出利益を再分配するという特色をもつ、かつては効果的だった戦後の経済成長モデルを日本が捨てきれない点にある。

断っておくが、日本が経済を転換できないのはその意思がないからではない。規制改革会議、経済財政諮問会議、対日投資会議の設置といった、現行システムを改革するための数多く政府主導の取り組みはEBCも認めるところである。EBCは、こうした取り組みにおいて積極的な役割を果たすことを招請される光栄に浴しており、そうした機会を利用して、外国企業を後押しするだけでなく、海外の資本源を活用することを目指す多くの日本企業の大きな力にもなり、また、日本市場内の競争水準を引き上げて日本経済全体の活性化にもつながる改革を強く求めてきた。

10年前に比べれば、進展は目覚ましいものがある。小泉首相は、法制を近代化し日本で活動する企業に法人形態のより幅広い選択肢を提供することでフレキシビリティを向上させる新会社法を始めとする、広範囲にわたる改革の導入を主導した。小泉氏はまた、信用できる不介入方針を確立することで従来の保護主義的伝統を断ち切り、これにより、金融機関は不良債権問題に正面から向き合うことを余儀なくされた。複数の金融サービス規制当局の合理化とノーアクションレター制度の導入も功を奏した。おそらく最も劇的なことに、小泉政権はインフラ整備プロジェクトへの公共事業大幅削減を実施した。これは、不況を脱するための景気刺激策としてプロジェクトに資金を投入するという、従来までの政権の慣行からの明確な方向転換を示すものだった。

安倍・福田両政権も、熱意は小泉氏ほどではないにせよ、これに倣った。ここ1年間に、長年のEBCの提案に沿った必要不可欠な改善がさらに見られた。総理大臣の諮問機関である経済財政諮問会議は2007年末に、銀行業、証券業、資産運用、保険業を分離しているファイアーウォール規制の改正を提言した。金融商品取引法の改正と、それに続き、EBC会員が積極的な役割を果たした金融庁との長きにわたる協議を経て、EBCは目下、本年次報告書が印刷に回る中、重要なガイドラインの発表を待っている。こうしたガイドラインは、制限が多すぎない限り、日本の金融サービス統合に道を開きうる。もう一つの特筆すべき進展は航空輸送分野に見られる。国際航空運賃設定面の制限がついに撤廃されるとともに、羽田空港の国際便への開放についての検討が進められている。ただし、外国航空会社が東京に近いこの魅力的な空港の利用を認められる具体的な条件は依然未定である。EBCは、最先端の医療へのアクセスを改善するための取り組みも歓迎する。政府は、革新的な医薬品、医療機器、臨床検査機器・試薬の国内への導入の遅れを是正する政策を提案することを明確な目的として専門家グループを召集してきた。EBCは、メーカーが日本での製品販売を望む場合には、時間のかかる重複した治験の実施をメーカーに義務付けるのではなく、国内ですでに入手可能な臨床データを日本が利用する必要性に的を絞り、実質的・具体的な政策提案でこのプロセスに寄与している。



とはいえ、これまでの数々の改革や、さらなる前進を目指す政府の好ましい意図にもかかわらず、本報告書で列挙された問題群を一瞥するなら、一層有望で包括的な長期経済モデルの実現からは日本がまだほど遠いことがわかる。

日本が直面している課題の大きさを明示するのに役立つ例を2、3挙げる。

- 上述の専門家グループの設置にもかかわらず、少子高齢化の圧力で制度全体が崩れつつあり、結果、医療費が毎年3～4%ずつ増加している医療制度の、大いに必要とされる見直しはまだほとんど始まっていない。これまでのところ唯一具体的な政府の措置は、国民健康保険制度のもとでの負担増・給付削減、および医薬品、臨床検査機器・試薬、医療機器の償還価格引下げだけである。臨床試験の実施に関する基準(GCP)、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)、品質マネジメントシステム(QMS)の導入を通して認証制度を近代化する試みは、好ましい意図にもかかわらず、作業の重複をもたらしている。こうしたコンセプトが従来の規定的な規則に取って代わるのではなく、多くの場合、従来の規則にただ付加されるよう、用心深い規制当局者が取り計らっているためである。
- 投資促進面の進展もささやかなものとなっている。政府の投資促進政策の柱をなすいわゆる三角合併制度(外国企業の日本支店が日本企業の合併・買収を行う際に、対価として親会社の株式を使用できるようにする)は、期待を裏切っている。法律が国会を通過する前に、国内経済団体が政界や経済産業省と協力して土壇場に行った策動の結果、新しい規則は、取引への課税が繰り延べ可能かどうかについての予測可能性を欠いてしまった。そのため、三角合併制度が利用されたケースはこれまで1例しかなく、しかもそれは、本質的に外国からの投資というより、むしろ追い出しが目的だった。2007年5月にこの制度が導入されもう18ヶ月になることを思えば、このきわめて低い利用率はなおさら異様である。
- 食品規制面の進展も、同様に期待外れとなっている。日本で認可されている828種類の添加物のうち、WHO/FAOが安全と認めているものは僅か294である。その一方、WHO/FAOによって安全と認められている600余の添加物は日本では使用が認められていない。こうした状況の是正を目指して、厚生労働省は2002年12月、厚労省自身が「国際的に安全性評価が確立して広く使用されている」とし、したがってファースト・トラック承認を与えることが可能な46品目の添加物のリストを定めた。以来、これらの添加物のうち、正式に承認されたものはわずか25品目にすぎない。安全であると厚労省自身がすでに認めた添加物を認可するのになぜこれほど時間がかかるのか理解に苦しむところである。

これらは、(国内産業を競争から守るために当初設けられた障壁が、今や、日本経済全体の首を絞めているにもかかわらず)戦後の経済成長モデルの官僚的管理と手を切ることが日本にとっていかに困難であることを示す、本報告書に収められた事例のほんの一部にすぎない。日本の政治指導者は、こうした問題を解決することの重要性を明らかに認識してきたが、適切な集団的決定に至ることは、依然、異常なまでに困難となっている。小泉首相は、改革を助ける方向へ政治的コンセンサスを導くことには成功したが、実現を確保することはできなかった。続く2代の首相(安倍、福田両氏)は共に、就任早々、求心力を失った。ここ1年間のねじれ国会に起因する政治的行き詰まりは、状況をさらに悪化させてしまった。それぞれの所管業種に対する政府省庁の統制力は依然ほとんど揺るぎがなく、各省庁は、政策が省庁自身の権力や、最も密接なつながりをもつ、往々不振にあえぐ関係業界の利益をけって損なうことがないよう腐心している。

日本経済の唯一明るい実績指標は、ここ数年間の円安基調に支えられた力強い輸出からもたらされてきた。この輸出主導型の経済回復と、旧来の構造の見かけ上の持続力を前に、戦後の経済成長モデルもまだ捨てたものではないと考え、いずれは行わなければならない改革をさらに先延ばしにしようとする向きもある。とはいえ、現下の金融動乱を考えると、そうした昔ながらの解決法がじきに息絶えることは必至である。日本は、構造改革の必要性を度外視することはできず、日本社会を支えている価値観そのものを損なうことなく、高度にグローバル化された経済の中でさえ成長をもたらすことのできる新たな経済モデルを見つけるという課題にいずれは向き合う必要がある。

それゆえ、EU日本経済統合協定はきわめて貴重なものとなるだろう。

本報告書では、日本政府が通商・投資の促進に失敗している分野をただ確認するのではなく、昨年打ち出したアプローチを踏まえ、欧州連合と日本の間の経済統合が産業界の直面する問題をどう解決しうるかを提示するよう努めた。二国間協定を目指して努力することで、積年の通商問題に取り組む機会のみならず、一層重要なことに、双方の経済成長の基礎を敷く絶好の機会が日本とEU双方にもたらされるとEBCは確信している。

EUと日本をそうした取り組みにおける良きパートナーにしうる要素とは何だろう。第一に、欧日を合わせた経済規模の大きさ — EUと日本で世界GDPの40%程度を占める — は、双方が互いに対し莫大な可能性をもたらしうることを意味している。第二に、欧日は優先事項や価値観の面で多くの共通項があり、社会経済的問題の解決にあたって協同的、包括的でセンシティブなアプローチを重視している。さらに、EUと日本は、国際通商レベルで数多くの同じ懸念と課題を共有しており、共に、ルールに基く自由貿易を堅く信奉している。双方共に、世界貿易機関(WTO)が世界レベルで公正な競争・調達・投資ルールや環境基準を保証する、より幅広い責任を引き受けることを望んでいる。しかし、国際政治の現実から見て、そうした問題が近い将来WTO交渉で扱われるとは思われない。したがって、こうした問題に対処する野心的なEU日本経済統合協定は、多国間体制には何ら危険をもたらさないはずであり、むしろ、多国間体制を補完し、万民の利益のために進むべき道の例を示すものとなるはずである。とはいえ、現段階では、EUと日本の経済・通商関係は、双方の規則・規制の相違をめぐっての果てしない論争と、進むべき道についてのビジョンの乏しさに苦しんでいる。今こそ、これを改めるべき時である。

#### EU日本経済統合協定はなぜ必要か

EBCが提案する経済統合協定では、あらゆる相互通商障害の撤廃へ向け、日本と欧州連合が協力する。EUの単一市場確立面での加盟国の経験は、単一市場からもたらされる現実のメリットを明示している。それにかからむ難題も明示している。とはいえ、何が危機に瀕しているかを認識し、加盟各国は単一市場を成功に導くことに莫大な投資を行った。多種多様な問題を扱った、加盟各国で構成された多数の委員会や専門家グループによる長年の作業は、効率を損なうことなくすべての関係国の技術的・社会的・文化的懸念を配慮したバランスのとれた協定へとつながった。その結果、モノ、人、サービス、資本の自由な移動を特徴とする単一市場を確立する、際立って強固な規則・規制集が誕生した。こうした規則・規制は現在、27の加盟国によって採択・支持され、EU内の通商を促進している。だとすれば、EUと日本の間の通商を促進する規則集のヒントになるモデル — さらににはそれに実体を与えるモデル — としてこれを利用しない手があるだろうか。

これは何も、EU加盟国が達成してきたプログラムまったく同様の、大規模の統合プログラムにEUと日本が着手すべきだということではない。EBCは、モノ、人、サービス、資本の自由市場というコンセプトを軸に、経済分野での協力緊密化に特に的を絞って協定の実現を目指すことを提案する。これは、両経済大国間の通商・投資を促進する可能性を秘めている。また、往々にして一層安い価格の、良質の商品とサービスの選択肢拡大や、福祉による保護を手放すことなく国境を越えて働く機会を消費者に提供するだろう。単一の規則群と統一された認証制度を通じ、企業にメリットをもたらすだろう。市場への新規参入にかからむコストや困難さから新規参入を従来見合わせていたであろう中小企業にとって、これはとりわけ貴重である。これは、実現を目指すに値する協定であるようにわれわれには思える。

EU日本経済統合協定についてのEBCのビジョンを明確にするため、モノ、人、サービス、資本の自由な移動の確保へ向け協定がカバーすべきと思われる問題範囲について以下に要約する。

## EU 日本間のモノの自由な移動

EUの経済的成功は、国境を越えた通商にとっての障壁を撤廃するメリットを実証してきた。そうしたメリットをEU日本関係にも拡大するため、EBCは、建設材料、医療機器、臨床検査機器・試薬（体外診断）、動物用医薬品、ワクチンといった製品分野における規格と認証制度、ならびに認証制度が存在する小売市場で販売されるすべての商品の相互受け入れを第一歩とすべきだと考える。

- 欧州連合格格(EN)と日本農林規格(JAS)／日本工業規格(JIS)は共に科学的基盤をもち、人と環境の安全問題にきわめて敏感である。多くの製品分野では、EUと日本双方の制度に規格が存在し、基本的に同一である。こうした事実は、双方が相手側の規格の直接かつ無条件の受け入れに同意することを比較的容易にするはずである。
- その他の特定の製品分野はEN規格ではカバーされているが、JIS/JASではカバーされていない。医療機器や臨床検査機器・試薬（体外診断）がその主な例である。とはいえ、日本は、臨床試験の実施に関する基準(GCP)、品質マネジメントシステム(QMS)、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)のもとで定められたとおり、EN規格と同じ要求事項に基づいた製品ごとの認証方針(すなわちEUでなら「市販承認(market authorisation)」と呼ばれるもの)を採用している。さらに、EUと日本のアプローチはどちらも、ISO要求事項に基づいている。EUと日本双方の共通の基盤を考慮するなら、より長期的には、市販を認められたすべての製品の相互受け入れを確立することを視野に、双方のGCP、QMS、GMPの相互受け入れを確立することは可能なはずである。

人体と環境の安全が特定の製品認証や規格と関連づけられていない場合に、人体と環境の安全を確保するためのシステムについて日本と欧州連合が合意することも重要だろう。例えば、欧州連合で使用されている未承認の食品成分のネガティブリストや日本で承認されている食品成分のポジティブリスト、および食品の残留農薬等に関して両地域で共に使用されているポジティブリストなどである。ここでは、互いのリストの相互受け入れ達成は困難である可能性があるため、こうした分野では共通の規格群を設けるのが最も現実的なアプローチだろう。革新的な商品の市場導入の加速化、競争の促進、消費者と生産者にとってのコスト低下、通商の拡大といった面で、相互受け入れと共通の規格がもたらす潜在的な恩恵は計り知れないほど大きい。

とはいえ、EU日本経済統合協定はこれ以外のことにも的を絞る必要があるだろう。関税や輸入税・輸出税に対する共通のアプローチを設けることも目指すべきである。欧州の輸出業者は、食品、工業原料、酒類、皮革、林産物に関する日本の法外な関税率に依然直面している一方、日本企業は、欧州への輸入にからむ諸問題を訴えている。EBCは、最終的には、EU日本間で原産国に基く差別をなくすことを基本原則とすべきと考えている。

## EU 日本間のサービスの自由な移動

EU企業は、他のEU加盟国に法人を設立する権利、法人を設立していない加盟国の領土でサービスを提供する権利を有している。こうした権利を強化するため、金融サービス、電気通信、放送、職業資格の認定といった分野で個別の法律が制定されている一方、EU全土に拘束力をもつ一般的なサービス指令は、サービス企業のみならず欧州産業界全体の競争力向上を視野に、残存する差別的障壁、官僚的形式主義を撤廃し、司法・行政の枠組みを近代化・簡素化することを目指している。

EBCは、こうした恩恵をEU-日本間の通商関係全体にわたって拡大適用しうるとみており、金融、法律サービス、電気通信、建設セクターに共通の競争ルールを確立することに取り組みの的を絞るよう提案したい。

むしろ、競争のための共通のルールを設けることは、他の多くのサービス分野においてもEUと日本の通商関係拡大の鍵となるだろう。例えば、EBCは、郵政民営化について懸念を表明してきた。日本郵政は、将来の収益性を補強するため、（依然唯一の株主である）政府から特別待遇を受けているように思われる。こうした懸念は、本報告書内でいくつかのEBC産業分野別委員会によって詳しく提起されている。

## 調達

政府調達方針は、海外でのモノとサービスの販売を目指す多くの企業にとって、とりわけ懸念対象となっている。日本とEUはともに、WTOの多国間による政府調達協定（APG）の締約国であり、このビジネスのできるだけ多くを開放することを目指すWTOプラスの規定を実施してきた。にもかかわらず、日本の公共事業への欧州企業の参入率は依然としてきわめて低い。その理由のひとつは、透明性ある調達手続が設けられているにもかかわらず、使用されていないことである。また、契約が往々細分化されるため、WTO協定が適用下限に入る。したがってEBCは、EU-日本経済統合協定が、拘束力ある簡素化された規則、WTO APGより効果的なコンプライアンス措置を確保することを目指すべきであって、外国と国内の供給業者の平等な待遇、政府調達機会に関する情報と通知の透明性、ブランド中立的な関係仕様、入札評価プロセス、落札異議申立手続（award challenge procedure）、具体的実施メカニズムを保証すべきであると考えらる。

## EU 日本間の人の自由な移動

EU-日本間で一層の経済統合を達成する試みは、双方間の人の移動をより容易にしうるかどうかにかかっている。これは、在日EU市民および在欧日本人についての現行のビザおよび就労許可の大幅な改定 — 場合によっては撤廃 — を必要とするであろう。EUのエラスムス計画など、双方の教育・学術プログラムへの参加も促進すべきである。EU日本経済統合協定はさらに、国内の社会保障手続の形をとった障害も緩和すべきであり、強制加入国民年金拠出金の払い戻しなどの問題に関し、各加盟国と日本との間で個別に取決めを結ぶ必要性をなくすべきである。

## EU 日本間の資本の自由な移動

EU-日本間の資本の自由な移動という長期目標を目指すべき有力な論拠がある。これは、国境を越えた通商と労働者の移動性の促進に役立つだろう。また、金融サービス会社の国境を越えた活動をサポートし、金融商品のより幅広い選択肢を消費者に提供し、企業がより容易かつ安価に資金を借り入れられるようにし、これにより、全員にとって、資本とモノとサービスのコスト低下につながるだろう。現実的な第一歩として、EU日本経済統合協定は、金融サービス会社が日欧間にまたがるサービスや事業を統合できるようにすることに的を絞るべきである。これは、金融サービス業に適用される相互に受け入れられた原則の確立と、中心的規制当局としての本国の規制当局の相互受け入れにかかっている。EUと日本それぞれの業界は、互いのテリトリーで投資と金融機関設立を行う権利と、いかなる差別もなく業務を行いうるという保証を与えられる必要もあるだろう。

さらに、経済統合協定は、EU日本間の二重課税と、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税の廃止を目指すべきである。また、EU域内と日本国内の社会保障制度への雇用者と被雇用者の拠出金を相互的に課税控除対象とすべきであり、移転価格査定の文書要件の解釈と整合化についての共同ガイドラインも設けるべきである。

## 本報告書の構成

本報告書は、広範囲にわたる業種および事業分野を扱う33の章からなっている。特定の EBC産業別委員会の懸念を取り上げる各章は、日本の現場でビジネスを行っている委員会メンバーの集合的な実地体験に基づいている。各章は、さらなる規制改革へ向けた一連の提案で構成され、各業種の優先課題にハイライトを当てた、経済統合の見通しにつ

いてのセクションを伴っている。各委員会はEBC事務局のサポートにより各章を作成したが、本章「はじめに」は全委員会で扱われたより一般的な問題を提議する手段として、ポリシー・ディレクターによって作成されている。すべてのメンバーの視点を取り込むよう努めているが、自動車委員会は経済統合協定の概念に対して反対の意見を表明している。

本報告書が、日本の商環境と投資環境の改善を目指す日本政府および日本とEUのその他すべての関係当局の考え方にポジティブな貢献をなすことを信じてやまない。

# ビジネス関連

人的資源  
知的財産権  
小売・卸売  
法律サービス  
税制

## Mr. Richard Mason

Chair, Human Resources Committee

(Director, HR Development & Strategy, TUV Rheinland Japan Ltd.)

c/o TUV Rheinland Japan Ltd.

3-19-5 Shin Yokohama, Kohoku-ku

Yokohama, Kanagawa 222-0033

Phone 045-470-1889

Fax 045-470-1410

# 人的資源

## はじめに

経済のグローバル化や、日本の現在の人口統計動向(熟練労働者の深刻な不足、高齢化、出生率低下など)は、国内企業と外資系企業および日本経済の長期的活力にとって大きな課題を突きつける。企業は、経営の合理化、労働条件の改善、業務効率の向上、新しい海外の労働力供給源の発掘を迫られる。こうした課題に照らされ、労働規制と人的資源管理慣行によって国際商取引を促進し、高技能の競争力ある労働力を確保・維持する最良の手段を提供することが肝要である。現代のハイペースなグローバル経済の目まぐるしく変化する要求に応えるためには、日本政府は、入国管理、年金制度、雇用期間に関する妨害的な規制を国際的な標準や慣行に沿って解除しなければならない。

## EU-日本経済統合にとっての課題

日本の入国管理政策は、外国人スタッフの効率的で費用効果的な移転と雇用をまだ可能にしていない。外国のノウハウに大きく依存する日本企業や外資系企業にとって、外国人労働者の国内外の十分な移動性は会社が成功を収めるために不可欠である。

日本は先進工業国で唯一、ビザと再入国許可の二重制度を通して在留外国人の移動を規制している。標準のビザ制度に加え、法務省管下の入国管理局は、永住者を含むすべての在留外国人に対し、在留資格を失うことなく出国することを望む場合には特別許可の取得を義務付ける独自の再入国許可制度を実施している。1999年の「出入国管理及び難民認定法」の改正は、再入国が許可される最長期間を1年から3年に延長した。この改正は、在留外国人にとって出入国を容易なものにしたが、あくまで、それまでに数次の再入国許可を取得し、かつビザの有効期間中であることが条件となっていた。就労許可に関する制限も、外国人スタッフを雇用することを望む企業に課題を突きつける。現行の制度では、大学の学位を有していない専門技能労働者のための就労用ビザは、10年間の職務経験の証拠を示しうる場合にのみ交付される。

ここ数年の労働法の改正は、労働時間、報酬、年金制度、契約等の面で一層のフレキシビリティをもたらすことに成功したが、その一方で、依然として長期雇用制度を支持している。2003年6月に労働基準法が改正されて、経済的苦難についての厳密な基準を雇用者が満たす場合に限り解雇が可能になった。しかし、この改正は、解雇に対する妥当な補償を決定するための具体的な基準は定めなかった。

2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供することが可能になったが、離日する外国人労働者についての、日本の年金制度への強制拠出の払い戻し拡大を可能にする改正はまだ行われていない。年金拠出の払い戻しは、ベルギー、フランス、英国、ドイツとの間で目下結ばれつつある社会保障協定によってカバーされる。EU-日本間の包括的な経済統合協定は、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の個別協定を結ぶプロセスを合理化すべきである。EUと日本は、長期的には欧日両地域へと拡大する単一労働市場の創出を視野に、EU-日本間のすべてのビザおよび就労許可要件を撤廃すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 入国管理および再入国許可

*年次現状報告：限られた進展。* 総合規制改革会議は 2007 年度末をめぐりに再入国許可制度を改革するよう提言したが、制度は変わらないままとなっている。そうした許可の申請・更新手続は依然としてお役所的で時間がかかり、申請者と雇用主双方にコスト的負担をもたらす。しかも、再入国許可は、入国管理に関して日本政府に付加的なメリットをもたらすように思えない。ビザを所持している外国人はすでに審査済みであり、日本に在留する資格があるからだ。入国管理当局は、ビザを通じて外国人の出入国を監視することができ、ビザの保有者がビザの交付条件の下で認められていない活動に従事した場合、いつでもビザを取り消すことができる。法務省は次の通常国会で、入管法と外国人登録法の一部を合併した新しい「住民基本台帳」法案を提出することを計画している。この計画では、現在のように、後日、市区町村での登録後ではなく、外国人が来日して上陸許可等許可の申請をする時点で在留カードを発行する。政府が再入国許可制度の維持を望むのであれば、許可を新しい在留カードとリンクさせることで、手続が相当容易になるだろう。

**提案：**

- 政府は、再入国許可制度を廃止すべきである。最低限でも、再入国許可は新しい在留カードの発行時に交付されるべきである。

### ■ 年金

*年次現状報告：限られた進展。* ベルギー、フランス、英国、ドイツ、ならびに米国、韓国との間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっているが、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しは、脱退する外国人の場合は依然、最高 3 年／約 150 万円が上限となっている。

**提案：**

- 2001年確定拠出年金法を、非課税拠出水準の引き上げ、マッチング拠出(上乘せ拠出)の許可、年金積立金に照らした年金加入者の借入許可によって改善すべきである。
- 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。
- 日本政府は包括的なEU日本経済統合協定のもとですべてのEU加盟国と社会保障協定を締結すべきである。

### ■ 解雇

*年次現状報告：限られた進展。* 労働基準法の改正は解雇を可能にしたが、不確かさや、不必要に費用のかかる調停のリスクを避けるため標準慣行を至急成文化する必要のある分野である退職金問題を扱わなかった。業務効率のため、および従業員にとっての高水準の労働条件を維持するために、企業は従業員の雇用と解雇に関する明確な命令を必要とする。

**提案：**

- 管理のフレキシビリティと経営効率を向上させるために、解雇に適用される規制をさらに明確化すべきである。経済的理由に基く解雇の容認可能な根拠を規定する具体的な規則を、適宜の解雇手当の目安に関する明確なガイドラインと併せて導入すべきである。



# 知的財産権

## はじめに

日本は相変わらず世界で最も魅力的な高級品市場であり、依然として高級品の世界消費の29%を占め、その市場規模は約143億ユーロに相当する。市場規模の大きさゆえに、日本は模倣品売上の主要な標的ともなっている。日本に流入・流布する模倣品のほとんどは、インターネット・オークションサイトを通して販売される。インターネットや携帯のオークションサイトで販売される有名海外ブランド品の20%以上は偽商品である。Yahoo!Japan、楽天、DeNAは、日本における主要オークションサイト運営会社であり、模倣品との戦いにおいて大きな役割を果たしている。ここ数年間、日本の当局も、知的財産権侵害のより積極的な取り締まりに乗り出している。しかし、重要な法律改正や、ここ数年間の監視強化に伴う心強い成果にもかかわらず、重大な諸問題が未解決のままとなっている。このところ介入の頻度がいくぶん低下しているものの、日本の当局が未解決の問題に対処する解決法を真剣に探していることをEBCは確信している。

## EU-日本経済統合についての課題

2002年に採択された知的財産戦略会議の10ヵ年アクションプランの立ち上げ以来、日本の当局は、知的財産権保護に大きな関心を示し、新しい法律や現行法の改正を含む40ほどの新しい構想を打ち出してきた。2003年の関税定率法改正はこうした改革政策の一環であり、税関と、侵害された知的財産権を保有する企業との協力を改善した。2004年には、そうした企業は、侵害疑義物品の輸入業者に関する情報を税関から受け取る権利を与えられた。さらに2005年には、東京高等裁判所の特別の支部として、初の知的財産高等裁判所が設置された。2006年には、輸入禁止が、有名ブランドに類似した商品にまで拡大された。商標法改正は、商業目的の模倣品輸入業者に課せられる罰金を、法人については3億円、個人については500万円から1000万円に引き上げた。

特定商取引に関する法律施行令の改正も、大幅な改善につながっている。この措置は、インターネット・オークションサイトの出品者の身元管理を強化し、20点以上の高級ブランド商品を販売する場合には詳しい身分証明データの提出を出品者に義務付ける。出品者がこの義務を守らない場合、経済産業省は、オークションサイトへの出品者の出品禁止を要求できる。この結果、オークションサイト運営会社は出品者の管理を強化しており、今では模倣品に関して収集した情報を知的財産権利者に提供できるまでになっている。模倣品出品常習者に対して運営会社がとる措置もかなり強化されている。こうした規制改正は模倣品撲滅面の大きな成果をなすものであり、日本市場における模倣品販売の蔓延を防止するための当局のガイドラインを、実質を伴ったものになっている。

しかし、大きな改善にもかかわらず、商標侵害の取り締まり面で日本の規制が相変わらず非効率的であるため、重大な問題が未解決のままとなっている。例えば、並行輸入がいまだに認められている。これは、輸入の水際規制の不十分さを示唆するとともに、日本領内への偽商品の流入を助長する。さらに、日本の警察・検察当局は、措置をとるための前提条件と目下になっている、偽商品を販売しているとの模倣品販売者の自覚を証明する面で多大の困難さに直面している。自覚の証明面でのこうした困難さは、一部の輸入業者に、処罰されることなく模倣品の輸入を続けることを許している。

## 主要な問題および提案

### ■ インターネット上の偽商品

*年次現状報告: 進展。* インターネットは依然、日本における偽商品売買の主要手段となっており、インターネットや携帯のオークションサイトで売られている有名海外ブランドの20%以上は模倣品である。オークションサイト運営会社は、模倣品出品常習者取り締まり策を強化することによって、この新種の商売に対抗する措置をとってきた。しかし、特定商取引に関する法律は、携帯オークションサイトで販売される商品には実際には適用されず、また、日本で出回っている模倣品の相当部分を占める衣料品に関する制限を含んでいないため、その施行は十分組織立ったものではない。

**提案:**

- インターネットのオークションサイト運営会社と出品者を厳しく管理し、義務不履行の罪を犯した場合には厳重に処罰すべきである。
- 特定商取引に関する法律をより組織的に施行し、携帯サイトでのオークションを通じて販売される商品にも適用すべきである。

### ■ 水際規制

*年次現状報告: 若干の進展。* 商標法の改正や、税関当局による鑑定プロセス改善の取り組み強化にもかかわらず、日本はまだ、模倣品の輸入を食い止めることができていない。税関は依然、画像をEメールで権利者に送るのではなく、侵害疑義物品を見るために税関来庁を知的財産権利者に招請するため、手続に遅れが生じる。並行輸入は依然合法とされ、関税法の民事・刑事制裁は不十分である。

**提案:**

- 商品の写真を可能な限りEメールで送信することによって税関と権利者の協力を簡易化すべきであり、また、権利者は、司法的手段を通じ、日本の水際での知的財産権侵害疑義物品の輸入差止手続に介入する権利をもつべきである。
- 個人や法人が模倣品輸入を企てることやその意図をもって行動することを違法とするよう、関税法を改正すべきである。さらに、適用される制裁を強化すべきである。

### ■ 個人使用目的の輸入

*年次現状報告: 進展なし。* 「個人使用」目的での模倣品の輸入は日本ではまだ合法とされており、この点は、法律を犯すおそれなしに少量の偽商品を商業目的で輸入することを目論む個人に利用される抜け穴となっている。ここ2、3年間、税関当局は、侵害疑義物品を発見した場合に荷物の受取人に書状を送り真正性と目的の確認を求める慣行を採用してきた。受取人の9割方は、そうした書状を受け取った場合、注文した模倣品の放棄を決めているが、こうした書状の拘束力のなさを輸入業者がますます認識するようになるにつれ、この方式の効率が徐々に蝕まれつつある。

**提案:**

- 個人使用目的であるか商業目的であるかにかかわらず模倣品の輸入を禁止するよう商標法を改正すべきである。模倣品が輸入されないようにするためには、そうするしかない。

### ■ 意匠

*年次現状報告: 進展なし。* 意匠に関する知的財産権保護の出願手続は依然あまりに複雑かつ高コストであり、外国企業は、欧州や他のほとんどの市場で享受している保護の恩恵を事実上受けることができない。

**提案:**

- 出願料を引き下げ、審査手続を撤廃または大幅に緩和すべきである。
- 意匠の類似性を解釈する際に、日本の裁判所はより厳しいアプローチをとるべきである。

## Mr. David R. Buckley

Chair, Retail & Wholesale Committee

(President, Copyrights Asia K.K.)

c/o Copyrights Asia K.K.

3F., MF Bldg, 1-6-12 Yoyogi

Shibuya-ku, Tokyo 151-0053

Phone 03-3377-8300

Fax 03-3377-8320

# 小売・卸売

## はじめに

日本の小売市場は世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。しかし、多くの市場とは異なり、海外小売チェーンのフランチャイズ以外の小売店舗はまれである。日本への進出を成功させている欧州小売業者はごくわずかであり、進出失敗は国内外のメディアで大きく取り上げられてきた。このため、日本は、競争が激しく、コストが高く、消費税引き上げの脅威が厳然と存在し、規制の要件や実施方法が不透明で、進出が「難しすぎる」という、時として公正を欠いた受け止め方がなされるに至っている。海外進出を目指す多くの小売業者は、地元以外の小売業者の成功例がある他の市場を優先して日本を進出対象外としている。とはいえ、日本市場の入念な調査を行ってきたいくつかの欧州小売業者は「店開き」を選択してきた。そうした小売業者に成功する機会を与えることが重要である。そうした小売業者の成功は、選択肢の拡大を通じて日本の消費者に恩恵をもたらす。欧州の小売業者の日本での成功は、競争の機会や、グローバルな競争力をさらに強化する機会を新たにもたらすことで日本の小売業者や卸売業者にも恩恵をもたらす。

## EU-日本経済統合についての課題

日本市場への投資を望む外国の小売・卸売企業にとって、ここ数年、良い方向への変化はほとんど見られていない。日本は世界第2位の小売市場であるのに、日本市場で活動している外国小売業者はきわめて少数である。専門小売チャネルでの外国小売企業の活動の著しい拡大(多くの小売店舗はフランチャイズを通じ、あるいは日本企業へのライセンスのもとで活動しているにせよ)にもかかわらず、外国小売企業にとり、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティクスを活用することは困難となっている。新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっている。統制の地方分散化と管理の削減によって効率向上を目指した2000年の新しい大規模小売店舗立地法を建築許可および環境影響評価手続と併せて合理化する機会は利用されなかった。それどころか新法は、個々の地方自治体が独自の手続を設けたり、場合によっては新たな免許条件を設けたりすることにつながり、結果的にコストと遅滞を増大させている。その影響は、面積1万m<sup>2</sup>を超える小売店舗開設への制限と相まって、日本市場参入および日本での事業確立のコストを一層増大させることにより、外国小売業者の投資意欲をさらに減退させている。政府はEBCの懸念に留意し、2006年初頭に都市計画法改正が国会で可決される前に、大規模小売業についての新たな制限に関する重要な免除を導入した。大規模小売業についての制限自体よりもおそらく間違いなく重要なことは、建設、安全、環境規制についての地元の解釈である。これは、投資コストを増加させ、不確実さとリスクを高めて、日本での事業を拡大しようとしている小売業者にとっての学習効果を事実上損なわせる。

様々の消費者製品の輸入・認証・表示は、製品がすでに国際規格や欧州規格によってカバーされている場合ですら、日本特有の規格に照らした付加的な製品試験が求められるため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目わからない。ほとんどの小売製品の規格は同様であるため、EUと日本は、規格と認証の相互受け入れを確立する措置を速やかにとるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 大規模小売業

*年次現状報告: 限られた進展。* 大店立地法の規定の多くを明確化する面で進展がみられているとはいえ、透明性の欠如と地域差のある実施方法は、外国小売業者の市場参入を制限する。建設、安全、環境規制についての地元の解釈には一貫性がない。これは、投資コストを増加させ、不確実さとリスクを高めて、日本での事業を拡大しようとしている小売業者にとっての学習効果を事実上損なわせる。日本に外資系大規模小売業者が際立って少ないことは、これが投資に及ぼす影響の証左である。しかし、大規模小売業に関する新しい制限についての検討は続いている。さらなる制限は、地方レベルの状況をさらに悪化させ、地方を、グローバル小売業者が存在せず、選択肢が限られ、競争が低下し、ついには経済活動が低下した状態に追いやるにすぎないため、EBCは日本政府に対し、さらなる制限に警戒を払いそれを導入しないよう強く要望する。

**提案:**

- 大規模小売施設の事業免許の申請と実施に適用される規制は、より透明かつ一貫性のあるものにすべきである。政府は、都市計画法の改正のもとで、新規の大規模小売業に関する新しい制限からの大都市（人口100万以上）の免除が顧慮されることを保証すべきである。

### ■ 法外なコストのかかる輸入認可・認証・表示規則

*年次現状報告: 限られた進展。* 日本へ輸出される製品のENおよびISO規格またはCEマーキングの受け入れに難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者の安全衛生を守る必要性を認める一方、規格と製品を相互承認するよう日本と欧州連合の政府に強く要望する。

**提案:**

- 日本とEUは、消費者安全衛生が特に考慮される製品の輸入および販売／使用の申請手続に適用される規制を相互に受け入れて、一方の市場向けに認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられるようにすべきである。

### ■ 家庭用品の表示

*年次現状報告: 若干の進展。* 家庭用品品質表示法および付帯する任意表示ガイドラインである「表示規程」は、日本で販売されるときに家庭用品がどう表示されるべきかを極端に細かく定めている。都道府県は、小売業者を定期的に検査し、違反を見つけたときには警告を発する。ガイドラインの法的裏付けは乏しく、したがって公的警告を発する適法性には疑問がある。法的不確実さと詳細な規則が相まって、グローバルに調達を行う小売業者にとっては相当の問題がもたらされる。とりわけ問題なのは、業界の一般慣行とは対照的に、すべての寸法をセンチメートルではなくミリメートルで表示するよう定めている規則である。すべての規則に従うことを強制されるなら、メーカーはグローバルな生産システムの変更を迫られ、消費者にとって受け入れがたいコスト増につながるだろう。経産省は目下柔軟性ある解釈を採っているが、問題を解決するには、明確化を図るガイドラインを發布すべきである。

**提案:**

- 経産省は、家庭用品の品質と安全に全面的責任を負いながらグローバルに調達される製品を日本の消費者に提供する代替方法を小売業者に提供するため、明確化を行う命令を發布すべきである。

### ■ 酒類

*年次現状報告: 進展なし。* 2001年以降、規制緩和によって、日本の酒類小売業免許は徐々に自由化されてきた。「緊急調整地域」を設ける暫定措置が2006年9月に撤回されたことは、完全な自由化へ向けての大きな一歩となった。EBCはこの進展ぶりに喝采を送るとともに、自由化の欠如がますます大きな問題となりつつある卸売市場にも同じ措置を適用することを政府に要望する。

**提案:**

- 酒類卸売業免許の規制を廃止すべきである。

## Mr. James Lawden

Chair, Legal Services Committee  
(Partner, Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo)  
c/o Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo  
36F Akasaka Biz Tower, 5-3-1, Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-6336  
Phone 03-3584-8509  
Fax 03-3584-8501

# 法律サービス

## はじめに

日本で活動する外国の法事務弁護士は、新しい企業手法や金融手法の、日本への導入に際して貴重なサービスを提供してきた。外弁は、国境を越えた投資に関して欧日企業間の仲立ちや、海外に投融資を行う金融機関への助言、欧州資本市場への進出を希望する日本企業をサポート等の支援提供によって、日欧経済の統合面できわめて重要な役割を果たす。しかし目下のところ外弁は、法域を超えて弁護士資格が認定されることはなく、活動が国内の規則によって制限されるため、専門的能力の発揮が制限されている。

## EU-日本経済統合についての課題

過去数年間には、とりわけ日本の弁護士と外弁がとりうる協働の形態に対する制限を一部撤廃する2005年外弁法の結果、日本における法律専門職の規制面でいくつもの前向きの変化がみられた。しかし、競争における規制面での大きな障害が残っており、第三国の法律について外弁の提供可能な助言が制限され、すでに協働している弁護士と外弁の事務所の法人化や日本で活動する外国法事務弁護士事務所による有限責任の地位(本国で認められている)からの便益の享受を妨げる結果となっている。

不平等な規制は、法律事務所、個人共に影響を及ぼし、外国人被雇用者が日本での外弁の免許の取得以前に、日本以外での実務経験が要件とされたり、外国法事務弁護士事務所のパートナーに日本人弁護士が含まれていない限り、日本の弁護士がその事務所の名前でアドバイスを提供できないなどの制限が存在している。こうした規制的障害が存続する限り、日本の消費者は、法律上の助言という重要分野における選択肢を失い、外国法律事務所は潜在顧客を不当に奪われることになる。さらに、EBC法律サービス委員会は近年、外弁資格申請に対する当局の側の態度が硬化し非支援的になり、申請承認の不当な遅れをもたらしていると感じている。外弁に関する法律の諸側面について検討する委員会の委員選任方法が透明性を欠いていることや、委員会に外弁の代表がないことは、この件について手続きが適正さを欠いているという外弁の懸念を強めるばかりである。

弁護士資格の相互受け入れ、弁護士がとりうる協働の形態の受け入れ、および本国法域の規則で認められたより広範囲の活動の承認を EU 日本経済統合協定に盛り込むべきであり、このような対応により次ページで述べられている課題に対処することができると思われる。

## 主要な問題および提案

### ■ 外弁の認定と承認

*年次現状報告: 進展なし。* 日本で外弁として登録されるためには、外国人弁護士の本国法についての 3 年間の専門実務経験が必要とされ、うち 2 年は、日本以外で積み重ねなければならない。この規則は、日本人弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本人弁護士は、弁護士として認定される前に弁護士資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさない。EBC は考える。そうした規則を設けるのであれば、重要なのは、本国法域の法律面の経験であり、その経験をどこで積んだかではない。外国人弁護士を外弁として認める手続も、外国の法律事務所や個人に不当なコストを負わせる。現在、外国人弁護士は、外国人登録証を取得し、日本での居住場所を確保してからでないと、申請ができない。つまり、申請の処理は、会社間の転勤者が日本に着いてからでないとできないわけである。申請が認められるまでには往々数ヶ月かかる。外国人弁護士はその間、依頼人に助言をすることができないため、これは不必要な業務中断と重いコスト負担をもたらしている。

#### 提案:

弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法域の法律面の経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず、認めるべきである。

- 法律事務所のメンバーである弁護士個々ではなく法律事務所としての登録を認めることによって、外弁としての登録に関する規則を簡略化すべきである。法律事務所が一旦承認されたなら、日本へやって来る新しい弁護士を登録するための迅速な手続があつてしかるべきである。さらに、最低限、外弁認定の申請手続は外国人弁護士が日本に居住する以前に開始しうべきである。

### ■ 支店

*年次現状報告: 進展なし。* 現行の規則では、外弁法律事務所、即ち外弁と弁護士の共同事業は、日本に複数の事務所を開設することができない。日本の弁護士は、弁護士法人を通して複数の事務所開設が自由にできるが、外弁はそうした組織形態を利用できない。EBCは、なぜ支店の開設制限が必要なのか、また支店の追加が弁護士法人を通じて対処されるべきである場合、なぜ外弁が法人形態を利用できないのか理解できない。

#### 提案:

- 外弁法律事務所は支店を開設できるべきであり、外弁法律事務所および共同事業に弁護士法人設立を認めることによって、現行の差別的な弁護士法人制限を撤廃すべきである。

### ■ 有限責任

*年次現状報告: 進展なし。* 現行の規則では、日本で活動する弁護士は有限責任の地位を利用できない。これは、複雑な国際商取引の処理や、何兆円もの潜在的責任がからむデューティリジェンス業務の指揮をする弁護士より、むしろ法廷弁護士といった、日本における伝統的な弁護士の立場に沿ったものである。多くの分野では、欧州やその他の国々の専門職従事者は、とりわけ金融市場に携わる会社にとっての巨大な潜在的責任について、財務情報の開示を条件として有限責任体制のもとで活動することを認められてきた。欧州では、そうした制度の利用対象者から弁護士を除外することは不公正であるとみなされてきた。しかし日本では、法律事務所は個人を通して活動しなければならず、日本におけるその代表者は有限責任の便益の享受を認められていないため、日本で活動するすべての法律事務所は、不公平なレベルのリスクにさらされる。

#### 提案:

- 日本で活動する法律事務所は、外国・日本の法律事務所とも、有限責任制度を利用できるようにすべきである。

# 税制

## はじめに

活気ある力強い経済は、税制面の規則・規制に影響を受ける。日本政府が近年、広く影響力のある税制改革に取り組んできたことは称賛に値するが、企業のグローバル化や資本の移動性増大に適合する税制を設けるためにはさらなる措置が必要である。欧州企業は相変わらず、税務当局の一貫性のない恣意的な取扱いや、市場アクセスと成長の妨げになる規制に直面している。欧州と日本の税法にみられる共通の租税概念の解釈面の相違や、日本と欧州諸国間の租税条約交渉進行面の脱線、OECDベースの移転価格方針についての一貫性のない解釈、国境を越えた合併によるキャピタルゲインに関連した規則の明快さの欠如に対処しなければならない。

## EU-日本経済統合についての課題

根本的重要性をもつ新しい概念群が日本の法人税制度に導入されてきた。最も重要なものは、適格組織再編成の概念、および（金融市場を刺激するための）配当とキャピタルゲインに関する優遇源泉税率の概念の導入だろう。これらはどちらも、小泉首相の改革政策の土台をなすものだった。同様に重要なものは、2001年に導入された連結納税制度である。これらの改革と、欠損金の繰越期間の2年間延長は、経済再編成プロセスのきわめて重要な要素だった。

文書回答制度の導入は、とりわけ2004年および2008年に制度が改良され、特定の個人取引を書面で明確化する権利を納税者に与えて以降、透明性と説明責任をいくぶん強化してきた。前進を認めうるもう1つの分野は、納税者の秘密の保護である。税務監査や納税者・税務当局間の論争に関する報道は、今では5年前ほど盛んではなくなっている。さらに、通常、税務監査の過程で提出される法人税修正申告に関する情報はもはや公表されない。

しかし、十分に企業支援的な租税環境を創出するために政府が十分手を尽くしたとは言いがたい。いわゆる三角合併制度を通じての国境を越えた合併に対する課税繰り延べ規則は、不必要に複雑である。「事業の継続性条件」はとりわけ、市場参入者に克服できない重荷を課す。連結納税の導入はきわめて重要だったとはいえ、この制度がポテンシャルを実現するためには、適格条件が緩和される必要がある。

EUと日本は、経済統合協定(EIA)内で、すべての二重課税や、日本と、英国、フランス、米国との間で結ばれた条約で規定されているような、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税を廃止すべきである。EU日本EIAはさらに、EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金を相互的に課税控除対象にすべきである。EIAはまた、解釈についてのEU-日本共同ガイドラインを設け、移転価格査定に関するEUと日本間の文書要件を整合化すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 説明責任と守秘義務

*年次現状報告: 進展。* 2008年の税制改正により文書回答制度に加えられた変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。新しいガイドラインでは、特定種類の取引の場合、照会者は、回答を受け取ったあとでの取引完了を義務付けられることなしに、事前照会を行うことができる。新しい規則では、照会者は180日以内まで照会内容の非公開期間の延長を要請できるようになり、従来の120日以内よりも改善した。こうした改善にもかかわらず、透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。

#### 提案:

- 国税庁は、事前照会を求める照会者が照会内容非公開期間のもと大幅な延長を要請できるようにすべきである。
- 税務当局に事前照会を拒否する権利を与える濫用防止規定は、恣意的な拒否を防止するため、より具体的にすべきである。

### ■ 合併買収および企業再構築

*年次現状報告: 進展。* 日本国内ですでに確立した事業をもたない市場参入者が日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む場合、2007年5月の会社法改正を通じて可能になった三角合併の税制上の扱いは、そうした市場参入者にとって、実際上の障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合には原則として課税繰り延べを認めない。ただし、特別目的会社の定義については議論がある。政府が日本への投資促進に本気で取り組んでいるのであれば、日本企業との合併における通貨としての外国株式の無差別待遇こそが、とるべき最も重要な措置である。株式の50%超を保有された会社の繰越欠損金の利用制限が導入された。EBCは、新規則が狭く適用されるよう、また一層明確化されるよう提言する。

#### 提案:

- 三角合併制度やその他の企業組織再編制度のもとで、日本で従前の事業活動のない外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインの課税繰り延べを認めるよう、現行の規則を改正すべきである。
- 基本概念の定義付けにおける税務当局が保持する裁量を減じるため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに明確化すべきである。規則の透明性を高めるため、「事業の継続性テスト」などの基本用語はより正確に定義すべきである。

### ■ 連結納税

*年次現状報告: 進展なし。* 連結納税に関する現行の制限は、連結納税制度が日本の法人納税者の間で十分または活発に利用されることを制限している。

#### 提案:

- 連結できるのは全額出資子会社のみという要件は、50%出資まで下げるべきである。また、グループが連結を望む場合のすべての全額出資子会社の連結の義務付けを廃止すべきである。
- 連結グループに加入する企業の連結納税適用前の欠損金額の繰越控除を認めない規定、ならびに、連結グループに加入する企業の特定資産の時価評価課税の義務付けを廃止すべきである。
- 連結に地方税を含めるべきである。



## ■ 移転価格

*年次現状報告*: 限られた進展。日本の税務当局は依然、秘密の比較対象に基づいて移転価格査定を行っており、そのため、納税者は製品や機能の類似性を確認しにくい。しかも、税務調査にシークレット・コンパラブルを用いることは、株式公開会社の企業レベルの収益性が基準点として一般に使用される事前価格確認制度の移転価格算定方法と整合していない。

**提案:**

- 解釈についてのEU-日本共同ガイドラインを設け、移転価格査定に関するEUと日本の間の文書要件を整合化する。
- 移転価格査定は、シークレット・コンパラブルの使用にも、納税者がアクセスできない情報にも基づくべきではない。さらに、税務調査のための移転価格算定方法と、事前価格確認のために使用される移転価格算定方法との間には整合性があるべきである。

## ■ 租税条約

*年次現状報告*: 若干の進展。日本は目下、オランダおよびドイツと租税条約の再交渉を行っている。

**提案:**

- EBCは、EU加盟国との租税条約を見直すよう日本政府に促すとともに、改正日英および日仏租税条約のように、ロイヤリティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約をとりわけ歓迎する。海外子会社配当益金不算入制度への移行により、当該配当の課税関係は海外子会社所在地国での源泉徴収で終了するので、源泉税免除の地域からの配当の方が日本親会社の享受できるメリットはより大きくなり、この点で現行の条約下でのEU加盟国への投資の魅力は限定的になろう。

## ■ 外形標準課税

*年次現状報告*: 進展なし。資本や人件費等の、利益以外の基準が法人事業税の一部となり、資本金1億円超の企業に適用されている。そうした税金は対日投資を減退させ、支払能力に応じた課税という原則に反する基準の使用を廃止する方向へ向かっているグローバル・トレンドに逆らうものである。

**提案:**

- 現行の外形標準課税制度を改正すべきである。

## ■ 金融市場

*年次現状報告*: 若干の進展。まだ日本と租税条約を結んでいない諸国にあるオフショア・ヘッジファンドやプライベートエクイティ・ファンドの投資一任顧問を務めている日本の投資運用会社は、当該オフショア・ファンドの日本における恒久的施設(PE)として扱われるリスクにさらされている。2008年の税制改正は、独立の地位を有する代理人(独立代理人)が日本における恒久的施設として扱われるべきではないことを明確にしたものの、法律・規制は独立代理人の具体的な定義を示していない。そうした条件を明記しているのは、国税庁に照会の上、金融庁によって公表された改正後の通知だけである。

**提案:**

- 金融庁の発表資料に加え、税法および規制において、独立代理人としての資格を有する者の定義を示すべきである。

## ■ 法人税率の引き下げ

*年次現状報告*: 進展なし。1億円以下の株式資本をもつ在京企業にとっての実効法人税率は42%である(外形標準課税が適用される場合は40.7%。その場合、給与、賃借料、利子等に0.48%、株式に0.2%がさらに課せられる)。目下、海外子会社からの配当に関し益金不算入の導入が検討されている。EBCはこの海外配当益金不算入を歓迎する。実効法人税率が国際水準と比べて高すぎるのは明白である。

**提案:**

- 日本政府は、国際比較における現在の最上位区分から平均的な国際水準へと実効税率を引き下げるべきである。

# 金融サービス

資産運用  
銀行業務  
保険

## Mr. Harunobu Aono

Chair, Asset Management Committee  
(Chairman, Credit Agricole Asset Management Japan Ltd.)  
c/o Credit Agricole Asset Management Japan Ltd.  
Hibiya Daibiru, , 1-2-2, Uchisaiwaicho  
Chiyoda-ku., Tokyo, 100-0011  
Phone 03-3593-5900  
Fax 03-3593-5950

# 資産運用

## はじめに

社会保障制度の財政基盤が徐々に脆弱化しつつある中、日本では専門家による資産の合同運用がますます重要性を増しつつある。出生率が史上最低水準となり、団塊の世代が定年を迎えつつある中では、税基盤の潜在的拡大を伴う持続的な景気回復でさえ、税収の減少傾向を逆転させる公算は薄いと思われる。日銀によると、2008年3月時点の日本の家計および年金金融資産は合計約1790兆円にのぼり、これは日本のGDP総額の3倍半に近い。この合計のうち、家計部門資産が1490兆円を占め、残りが年金基金だった。投資運用会社によって運用される日本の金融資産の比率は他の主要経済国と比べて比較的 low、全体の8.4% (151兆円) であり、さらに12%が生命保険会社によって運用されていた (209兆円)。投資運用会社の浸透度が比較的 low の理由は単純である。日本で資産運用が活発に行われるようになったのは、年金改革が導入された2004年以降のことにすぎず、これを境に投資運用会社と新契約の数の増加に拍車がかかった。以来、投資一任運用される資産は倍以上に増えており、日本の年金基金がこの成長の大きな部分を占めている。ますます複雑化する市場で専門的顧問サービスや革新的なサービスを提供することで、グローバルな専門的資産運用会社は、経済全体における、より効果的な資金配分に貢献しうることが証明しつつある。

## EU-日本経済統合についての課題

日本の資産運用業界ではここ最近相当の伸びが見られたにもかかわらず、日本政府は依然、資産運用会社の活動を不当に抑制している。資産運用会社が取り扱うことのできる有価証券の種類に関する規則は、他の法域よりもはるかに制限的である。さらに、登録に対するアプローチに依然として一貫性がなく、様々な機関が規制をだすため、コンプライアンス・コストが増大している。新しい金融商品取引法 (FIEL) は、資産運用会社が行うことのできる補助的なビジネスの範囲を緩和し、同法導入後、サブライセンスの取得がより容易になったものの、「投資信託及び投資法人に関する法」と投資顧問業法を統合するには至らなかった。オフショア・ファンドの販売とサービスには依然として障壁があり、資産運用会社が系列会社のオフショア商品のマーケティング面で積極的アプローチをとることを妨げられている。

兼業の認可に関する制限は2007年の金融商品取引法の導入以降一般に緩和されてきたものの、根本的なビジネス目的は企業間でさほど異なるにもかかわらず、提出される申請の範囲によって、受ける認可は企業によりまちまちとなっている。金融商品取引法は、すべての金融サービスにとっての包括的な法律となるはずだったが、投資顧問業法と「投資信託及び投資法人に関する法」を組み入れていない。

目下のところ、金融サービス会社は、厳格なファイアーウォールと厳重な認可制限のため、欧州で提供しているものと同じ信託運用・投資顧問サービスを日本において顧客に提供できない。そうした規制的障壁の結果として、経済全体における資金配分の非効率や、最適とは言い難い資本収益率がもたらされている。すべての金融サービスに適用される共同の枠組がなければ、欧州と日本の金融サービス会社は欧州事業と日本事業を完全に統合することは不可能であり、両方の市場で同じ商品を提供することを後々まで妨げられることになる。EUと日本は、経済統合協定を通じてこの問題を克服すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 資産運用に関する規制当局の一本化

*年次現状報告: 限られた進展。* 投資信託運用業務と投資顧問サービス業務は内容が異ならないにもかかわらず、これらの業務には、別個の認可要件、申請要件、顧客への開示要件が適用されている。EBCは、新しい金融商品取引法が、資産運用業界に適用されている競合する法的枠組を真に統合していないことに失望している。EBCは、投資信託協会(JITA)と日本証券投資顧問業協会(JSIAA)が、両協会の合併を実現する方法についての検討を開始したことを歓迎する。

#### 提案:

- 日本は、資産運用業界に適用される法令・規制の内容を統一すべきである。また、許認可の申請プロセスにおける一層の一貫性と透明性を確保するために、許認可制度を改正すべきである。認可、申請、顧客への開示に関する規制要件は、金融庁の単独監督下の規制的枠組に一本化されるべきである。

### ■ 公募ファンドの大量保有報告にかかる要件

*年次現状報告: 限られた進展。* 2006年の証券取引法改正は、職業投資家〔機関投資家〕に関する報告制度を変更し、ある上場企業株式全体の5%超を取得した場合には5営業日以内に報告すること、また、金融グループ全体の連結ベースでの保有割合に関して2週間ごとに報告することを職業投資家に義務付けた。これが資産運用会社に適用された場合、相当の新たな管理負担を課すだけでなく、同じ金融グループ内の他の会社と顧客情報を共有することも必要になる可能性があるが、これは同法自体によって禁じられていることである。EBCは、投資一任業者や投資信託委託業者は、アクティビスト的な職業投資家とは異なる扱いを受けるべきであり、従来どおり、ある上場企業の株式を5%超取得した場合には3ヶ月ごとの基準日から15営業日以内の大量保有報告を認められるべきであると考えている。

#### 提案:

- 5%超の上場株保有を連結ベースで2週間ごとに開示するための、公募ファンドの報告義務は再検討すべきである。そうした措置は、潜在的にはファイアーウォール規制違反と、顧客に対する受託者の義務違反を伴うとともに、資産運用会社に不当な管理負担を課すことになる。

### ■ 検査体制の改善

*年次現状報告: 新たな問題。* 金融庁による検査を受ける会社は通常、協議や説明の余地をほとんど認められない。規制対象法人は一般に、検査の結論に同意するよう勧告される。同意しないことは、金融庁によって「コンプライアンス意識の欠如」を示すものとみなされ、違反に関与した従業員の適切な処罰についての法人への通常のガイダンスに加えて、規制対象法人自体に対するより厳しい制裁の事由になるためである。金融商品取引法の実施は、金融庁と関連の団体等による重複的な検査義務的な内部監査の上に、さらにもう1種の検査を付加することになる。この新法の第78条がまもなく実施されるが、これは、金融商品取引業協会が「自主規制機関」の役目をし、会員の金融商品取引業面および法令遵守面の指導、勧告等を行うと定めている。金融庁と金融商品取引業協会は同じ責任分野を与えられているため、この規定は、コンプライアンスの明白な改善を行うことなく、規制対象法人の負担を倍加させるだけにすぎないように思える。

#### 提案:

- 検査に参加し、法律の解釈等に関する助言を提供することを第三者の弁護士に認めることによって、また、ある規制対象法人に言い渡された裁定を、一方的「解釈声明」の発表によって業界全体に広く提供することによって、透明性と検査を改善すべきである。
- 金融庁と金融商品取引業協会による検査は相補的であるべきで、重複的であってはならない。

## Mr. Philippe Avril

Chair, Banking Committee

(Branch Manager & Representative in Japan, RBS)

c/o The Royal Bank of Scotland plc., Tokyo Branch

Shin-Marunouchi Center Bldg.

1-6-2 Marunouchi Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005

Phone 03-6266-3546

Fax 03-6266-3569

# 銀行業務

## はじめに

日本の相対的な繁栄度が過去10年間に相当低下してきたことは、日本の国民1人当たりのGDPランキングが1995年の世界第2位から2006年の20位へと徐々に後退してきたことに明示されている。日本の消費者はこの間も貯蓄を続けてきたが、他の先進工業国が記録的な資本成長を享受するなか、日本の消費者自身の資本収益は極端に乏しいものとなってきた。日本では、あらかじめ定められたカテゴリーや規定に当てはまらないサービスや構造をサポートしない規制的枠組のせいで、欧州で広く利用されている革新的な金融商品・手段を提供できない。日本政府もこれを見逃してきたわけではない。日本の金融セクターの改革は、1990年代初めのバブル崩壊以降、政府の取り組み課題の上位に据えられてきた。1998年に開始された橋本政権の「金融ビッグバン」は金融持ち株会社の設立を可能にし、その後、小泉政権のもと、銀行セクターの整理統合と不良債権処理のための取り組みがなされた。多数の金融サービス規制当局が合理化され、ノンアクションレター制度が導入されて透明性向上が図られる一方、日本の都市銀行が信託業と銀行業に同時に従事することを可能にすることによって、限られた構造改革が達成された。

## EU-日本経済統合にとっての課題

金融商品を横断的に規制することを目指す法的枠組として2007年に金融商品取引法によって導入されたものの、日本は、あくまでもファイアーウォール規制を通してリスクを管理しようとしてきた。他の主要金融市場ではファイアーウォール規制への依存がとうに廃止されている中、これは、銀行業務、証券業務、資産運用業務のコストのかかる分離を意味している。世界の金融規制当局の焦点は、業者が特定の事業を兼業することを禁止することから、利益相反のおそれがある業務（アンダーライティングと仲買業務など）の分離が保たれることを保証する内部管理及び内部統制のメカニズムを要求することへ、と移っている。それゆえEBCは、金融センターとしての東京の活性化を目指し今年発表された金融庁の計画の柱にファイアーウォール改革が含まれていることを大いに喜ばしく思う。この変革は、年内に発表予定のガイドライン内部構造に関して過度に厳しい制約を課すことで潜在的な利益相反を管理しようとしないう限り、欧州と日本の規制体制の違いを大幅に狭め、日本国内の業務をグローバル金融グループとして統合することを大幅に容易にすることを可能にするだろう。

EBCは、ここ1年間に金融庁が行ってきた「ベター・レギュレーション」（金融規制の質的向上）への取り組みを歓迎するとともに、さほど遠くない将来、規制当局が業界参加者と協力して、より明確な行為綱領や規制実施のルールを策定することが可能になるものと期待している。適正な規制の体制とプリンシプルが設けられることを前提に、EUと日本においては、自己資本規制や適切なガバナンス構造といった一般的側面についてEU又は日本の金融機関のそれぞれの本国の規制当局を主たる規制当局として相互に受け入れることも可能になるはずだとEBCは考える。そうなれば、国内の規制当局は、許認可と、それ自身の管轄域内で行われる事業に的を絞ることになる。さらには、新しい認可の申請時には、グローバル・グループ・ベースで自己資本の充実性を評価することもできるようになるはずだとEBCは考える。目下のところ、日本においてはそのようなアプローチはとられておらず、自己資本の充実性は日本法人単体ベースで算定される。これは新規参入者にとって大きな障壁となりうる。最終的に、EUと日本は、経済統合協定の枠組み内で、ユニバーサル・バンキングを両地域における標準とすることを視野に、相手地域における単一の支店が別個の構造を設けずとも銀行業務、証券、信託銀行業務、資産運用、保険をカバーする免許を交付されるという原則を受け入れるべきだとEBCは考える。

## 主要な問題および提案

### ■ 統合金融サービス市場

*年次現状報告：進展。* 外国の金融グループは、日本国内で単独のカントリーマネージャーによって代表されることを認められていない。各事業体は、そもそもグループ単位で共有できるはずの機能や組織構造を別々に維持する必要がある。そうした重複は非効率性と余分なコストを生み、日本における事業をグローバルな事業に統合することをきわめて困難にしている。日本の金融市場の競争力を強化する計画は、ファイアウォール規制の緩和についての提案を含んでいるが、本稿脱稿時点には詳細はまだ不明である。外国銀行の支店が信託業務と銀行業務を同時に営むことを認められていない問題は未解決のままとなっている。

#### 提案：

- 日本政府は、金融機関が銀行業務と証券業務を同時に営むことを禁じている金融商品取引法第33条を廃止すべきである。
- 日本政府は、日本にある外国銀行の支店が、日本の都市銀行と同様、信託業務と銀行業務に同時に従事できるように、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の第1条を改正すべきである。

### ■ 透明性と規制の効率

*年次現状報告：進展。* 金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省、日本銀行による重複的な検査は、かねてより、規制対象法人に過度な事務上の負担を課してきた。EBCは日本政府に対し効率と透明性を高めるよう促す一方、金融庁がその年の検査重点事項を明確化する年次検査基本計画を事前に発表していることを高く評価する。こうした改善もある一方で、過度にルールに依拠する日本の規制環境は、ルールが具体的にどのように解釈・適用されるかについての規制当局との事前協議が充分でないため、規制対象法人の側にイノベーションの余地を十分に与えていない。そうしたルールに依拠しながら不明確さを残した規制的枠組は、金融商品と金融市場の変化のペースに追いついて行けない。プリンスプル・ベースによるシステムは、規制対象法人が規制当局によって決定される規制の結果を達成するためにどんな事業統制およびプロセスを設けるべきかを自ら決定する一層のフレキシビリティを可能にするだろう。

#### 提案：

- 金融庁の規則と規制は、公正かつ時宜に応じたユニバーサルな方向性に沿うようなかたちで、一貫性をもって適用され、明確化されるべきである。
- 金融庁やその他の規制当局は、良きガバナンスとして公表された一般原則と、こうした原則を遵守する方法に関する規制対象法人との活発な対話に依拠して、金融サービス市場におけるイノベーションと競争性を奨励すべきである。

### ■ 外国銀行の支店を通じての、グローバル・ネットワークからの主力サービスの提供

*年次現状報告：新たな問題。* 銀行法の改正によって、外国銀行の支店は自らのグローバル・ネットワーク内で提供されている主要サービスを日本国内で販売・提供する認可を申請できるようになるだろう。EBCは、日本国内でそうしたサービスを提供することが正式に認められることを可能にすることは、金融市場を活性化する重要な対策であると考えているが、申請者や申請にあまりにも厳しい条件を課すことは現行の法的枠組内ですすでに行われているビジネスをも圧迫しかねない点を懸念している。

#### 提案：

- 金融庁は、改正銀行法のもと、金融機関のグローバル・ネットワーク内で提供されているサービスを日本国内で提供するための認可申請の合理化を図り、改革の円滑な実現を確保するため、外国銀行と緊密に協調すべきである。

## Ms. Susie Dale

Chair, Insurance Committee

(Insurance Risk Management, Division Manager, ING Life)

c/o ING Life Japan

The New Otani Garden Court 26F, 4-1 Kioi-cho,

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094

Phone 03-5210-0917

Fax 03-5210 0503

# 保険

## はじめに

日本の保険市場は世界第2位の規模であり、グローバル保険グループにとって主要市場となっている。欧州の保険会社は日本市場に専門知識をもたらすとともに、保険ニーズを満たす定評ある保険商品を日本の消費者に提供する。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているが、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない規制上の障壁に直面している。例として、変額年金保険および変額生命保険商品に関する硬直的とも言える責任準備金積立およびソルベンシー規制がある。日本における今後の成長は高齢化からもたらされることになり、長い老後、家族構成の相違、医療保険商品の必要性に応える商品の必要性が高まる。規制当局がリスクマネジメントに的を絞り、イノベーションとフレキシビリティを認める、原則に基く規制体制を採れば、保険市場は、契約者のニーズの変化や財政状態の変動に適切に対応できるようになる。

## EU-日本経済統合にとっての課題

EBCは、金融庁の「ベター・レギュレーション」への取り組みや、規制環境改善を優先する姿勢を歓迎する。急速に進化する市場への対応性を向上させる、原則に基く規制体制を目指す意欲は大いに称揚すべきである。EBCは、立派な意図の表明が、明確な時間枠を伴ってニーズの変化に対応しうる、市場の適切かつタイムリーな発展を実現する具体的な計画へと結実することを切望する。原則に基く規制への移行は、原則の実際面の含みについての、保険業界と規制当局との充実した制限のない対話も伴わなければならない。そうでなければ、原則は、規則をもう1層増やすだけのことになりかねない。

郵政民営化に関しては、EBCは、民間と新会社との間での一貫性ある規制の実施に関する規制当局の明確な表明を歓迎する。また、商品範囲を拡大する方法としてのかんぽ生命による他社商品の利用は、既存保険会社には好ましい販売機会を、かんぽ生命にはリスクマネジメントおよび商品構成面のノウハウをもたらすことになるため、EBCはこれを歓迎する。しかし、リスクマネジメントおよびコンプライアンス慣行を民間で定められた水準まで持っていくことに関してはまだやるべきことがある。EBCは、バンカシュランス規制緩和の最終ステージも歓迎するが、不当に制限的な販売統制の継続を遺憾に思う。

リスクマネジメントを改善し、保険会社についての理解を高め、市場に信用をもたらす、種々のテリトリーにまたがって営業するコストを削減するためには、日本の規制は、市場ベースのソルベンシー（ソルベンシーII）や国際財務報告基準（IFRS）におけるグローバルな手法との整合化を図る必要がある。そうした整合化は、日本でビジネスを行う欧州企業の能力に直接的な好影響を及ぼすことになる。契約者保護機構（PPC）に関しては、恒久的な事後資金拠出制度を設ける必要がある。

保険業界の規制をより良いものとしていくことは、将来へのさらなる発展のために必要不可欠である。特に、すべての保険販売者間において競争条件の公平性を確保していくことが極めて重要であり、郵政民営化のあり方、共済の保険の枠組への組み入れ、商品承認手続の合理化、明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用等々については、日本国内の金融業界および一般消費者にとって有益であるだけでなく、諸外国からの対日投資をより魅力あるものとするためにもプラスとなろう。EU日本経済統合協定（EIA）は、すべての保険会社にとって公平で平等かつ透明性のある、競争と規制に関する共通ルールを含むべきである。さらに、ソルベンシーIIの考え方に基づく、市場ベースの手法を用いたソルベンシー算出の共通ルールと、規制の透明性と予測可能性を高める、リスクにフォーカスした手法による共通ルールを有するべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 会計およびソルベンシーマージンの国際基準との整合化

*年次現状報告: 若干の進展。* EBCは、ソルベンシーマージン比率の算出基準等の見直し、およびソルベンシーIIの原則に沿った、市場ベースの手法の中期的確立に関して金融庁が行った前向きな表明を歓迎する。ソルベンシーIIのアプローチとの一致は、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべてのテリトリーで同じ手法を用いてグループ全体規模のリスクマネジメント戦略をより良く策定できるようになるため、きわめて重要である。こうした動きは、規制当局と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなる。

**提案:**

- 日本政府は、国際財務報告基準およびソルベンシーIIとの整合化のためのロードマップを定めることによって、日本の基準と国際基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。
- ソルベンシーマージン算出方法は、内在するリスクと商品デザインの変化をより良く反映するよう、ソルベンシーIIIに沿った市場ベースのものにすべきである。

### ■ 契約者保護機構(PPC)

*年次現状報告: ほとんど進展なし。* PPCの現行の枠組みは2009年3月に期限切れとなるが、今後についての業界とのオープンな話し合いはまだ始まっていない。必要とされるレベルの安心を国民に提供し、信頼を維持するためには、政府の後ろ盾のある恒久的な制度が必要とされる。PPCへの早期資金拠出のもつ不要な負担を取り除くことになる事後資金拠出制度への移行が最良だろう。すでに利用可能なPPC基金は、市場ベースの解決法を見出す責任を軽減することになるため、潜在的モラルハザードであり、経営がうまく行っている健全な保険会社にとってのコストを引き上げる。変額年金商品に関して最低保証給付を除外することも受け入れがたい。そうなると、拠出率が同じであるのにすべての給付がカバーされるわけではなくなるため、こうした商品の契約者にとっての不完全な補償と不適切な負担につながる。

**提案:**

- 日本政府は、政府保証の後ろ盾と事後資金拠出を伴った恒久的なPPCを導入すべきである。新しい機構についての決定を行う前に、すべてのPPC会員の専門知識と要求事項を総動員した、より幅広い話し合いが必要である。
- すべての変額年金給付は、他の商品種目と同様、PPC制度によってカバーされるべきである。保険料と責任準備金の両方についての拠出方法は、適切に差別化されるべきである。

### ■ 商品承認

*年次現状報告: 進展なし。* 金融庁の商品承認手続は過度に時間がかかり、金融庁の対応能力は限られている。これは商品開発の遅延につながり、効率的なプランニングを困難にする。さらに、変動性のある資本市場と連動する新しい商品や機能の開発にとって、承認は柔軟性にかける。

**提案:**

- 金融庁は、承認手続の効率化と柔軟性を高め、より迅速で頻繁かつ革新的な開発を可能とするべきである。金融庁は、変動する市場に対応しうる一定の柔軟性を認めるべきである。長期的には、「届出使用制」を導入すべきである。

### ■ 長期積立の奨励

*年次現状報告: 進展なし。* 日本では、長期積立を促すインセンティブが不十分である。

**提案:**

- 諸外国での成功例を参考に、長期介護等、老後や医療面のニーズのために積立を奨励する、税金面で有利な制度を導入すべきである。



# 運輸・通信

航空会社

ビジネス航空

物流・貨物輸送

メディア／コミュニケーション

海運

電気通信サービス

電気通信機器

## Mr. Otto F. Benz

Chair, Airlines Committee

(General Manager Japan, Lufthansa German Airlines)

c/o Lufthansa German Airlines

3-1-13 Shiba-Koen

Minato-ku, Tokyo 105-0011

Phone 03-5402-5201

Fax 03-5402-5209

# 航空会社

## はじめに

世界経済は、情報通信であれ、陸上輸送であれ、また航空輸送であっても、それぞれのネットワークに依存している。航空会社の役割は、世界経済が効率的に機能する上で、欠かすことはできない。同様に、日本経済の成功は、日本と諸外国間で十分に機能するリンクに依存する部分が多い。欧州の航空会社は、欧州・日本間の輸送量の拡大に前向きであるが、目下のところ、インフラの制約と規制環境が様々なサービスの拡大を妨げている。

この過去数年間、セキュリティ面の懸念増大と急騰する燃料コストは世界の航空業界に大きな影響を及ぼしており、コスト上昇や、路線収益性に大きな悪影響をもたらした。日本に運航する欧州航空会社にとっても、こうした状況は例外で無い。さらに日本の航空輸送インフラ開発の遅れと高い運航コストが、路線収益率を一層悪化させてきた。

## EU-日本経済統合についての課題

過去2年間に、ほとんどの種類の航空券の価格設定と、流通に関する日本の制限は緩和されてきたが、少数のIATA運賃カテゴリーがまだ制限されている。運賃設定がおおかた自由化された今、航空各社が株式会社オーエフシー(OFC)を通さずに直接国土交通省にすべての運賃を申請できるようにすることで運賃申請システムを近代化する潮時を迎えている。日本はさらに、コスト問題にも真正面から向き合わねばならない。民営化された成田空港の経営陣によって着手されたコスト引き下げの取り組みを歓迎する一方で、EBCは日本政府に対し、料金全般の引き下げへ向けての取り組みを継続するよう要望する。これまでのところ、変革の領域とスピードは期待に沿ったレベルには到底及ばないものである。航空会社はかねてから、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、貨物ハンドリング料の支払を義務付けられている。航空輸送分野への深い政治的関与は、関東圏以外の地方空港乱造につながっており、地方空港の損失がすべての空港で徴収される使用料を財源とする共同基金によって補填されることから、状況はさらに悪化をみている。

地方空港の供給過多が問題となっている一方、欧州路線向けの東京における発着枠の不足は依然深刻な問題となっている。羽田空港で新しい発着枠が提供されるときに、日本政府が航空会社、運航形態、また目的地による新たな差別を導入しないことが重要である。

関東圏市場へのアクセス改善、運賃設定の一層の完全自由化、着陸料・使用料等の引き下げは、欧州航空会社が日本の経済発展に貢献することを可能にし、2011年までに対日直接投資を倍増させ、2010年までに日本を訪れる旅行者数を年間1000万人に増やすという日本政府の意欲的な計画を支援するだろう。EUと日本は、EU-日本経済統合協定の必須の課題として、こうした問題を取り上げるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 高コスト

*年次現状報告: 進展なし。* 成田空港については、平均約10%の効果のあるネットコスト削減が2007年に協議されたが、今年はまだ何の進展もなく、日本における航空輸送コストは依然世界最高のままである。EBCは、さらなるコスト引き下げとともに、空港でのセキュリティ対策関連コストが現行のように航空会社に直接賦課されるのではなく、空港のバランスシート内で処理されるよう強く要望する。セキュリティ関連コストを航空会社に直接課すことは、他のいかなる主要国際市場の社会慣行に反するものであり、大いに料金引き下げ要求を妨げるものである。政府は、アジアの他のハブ空港との競争力を持つには、日本における航空輸送に係るコストを長期的に50%ほど削減する必要がある。燃料価格高騰と同様に、ほとんどの路線網に関して最長の飛行距離を必然的に伴う日本の航空輸送事業の収益性に最も過大な影響を及ぼすため、この成田空港の高コストの問題解決は一層急を要する問題となっている。

#### 提案:

- 空港当局から課せられる法外な着陸料、航空援助施設利用料、共用施設・設備使用料、セキュリティ料は大幅に引き下げられるべきであり、空港でのセキュリティ対策コストは航空会社に賦課されるべきではない。

### ■ 空港インフラ

*年次現状報告: 限られた進展。* 羽田の第4滑走路は2010年までに建設完了となる。内閣府経済財政諮問会議の専門家グループは国際輸送への羽田の無条件開放を勧告しており、国交省は2010年以降に定期国際夜行便に羽田を開放する意向を表明している。国交省は、国際路線に新たに約6万の発着枠を割り当て、夜間(23時～6時)にアジア路線以外の発着を認める意向を表明している。欧州へ向けて離陸する便に関しては割り当てられた時間枠で問題ないが、到着便に関しては、時差の関係上、この時間枠内に着陸することは商業的に無理がある。

#### 提案:

- 羽田空港を日欧間を含む定期国際便に差別無く開放すべきである。時間制限をもし導入するのであれば、離陸時刻に限定すべきであり、着陸時刻には適用されるべきではない。

### ■ 料金申請

*年次現状報告: 大幅な進展。* EBCは、2008年に実施された運賃自由化を歓迎する。一部のIATA運賃カテゴリー(主にビジネスクラス)に関して運賃制限がまだ残っているとはいえ、航空会社は今や、独自の運賃を基本的に自由に設定して販売できるようになった。しかし、運賃はいまだに国交省に申請しなければならず、しかも、公式申請会社であるOFCを通して行わなければならない。OFCはそうした業務を行う認可を受けた唯一の法人である。この慣行は航空会社の申請手続を不当に面倒にし、かつ高コストをもたらすものになっている。

#### 提案:

- 政府は、すべての航空券カテゴリーについて自由な運賃設定を導入するとともに、国交省に直接申請することを航空会社に認めることにより、認可運賃申請会社を利用するシステムを廃止すべきである。

**Mr. Dominik A. Steiner**

Chair, Business Aviation Committee

(CEO, Newjetco K.K.)

c/o Newjetco K.K.

Green Hills Kamiyama 3F, 1-5 Kamiyamacho

Shibuya-ku, Tokyo 150-0047

Phone 050-100-400-39

Fax 03-4496-4863

# ビジネス航空

## はじめに

ビジネス航空は世界的に成長しつつあり、予測によれば、ビジネス機の需要は今後も増え続ける。すべての国際空港で新しい航空会社安全／セキュリティ要件が設けられる中、多くの財界人や政府は、業務の効率を高めるため、航空機をチャーターしたり、社用ジェット機購入を検討したりしている。にもかかわらず、世界経済における日本の地位に比べ、日本には比較的少数のビジネス機しかない。2005年には、日本で1000便近くが運航されたが、内訳は米国発30%、中国発30%、欧州発10%、残りはその他のアジア諸国からの運航であった。その一方、日本で登録された航空機によって運航されたのはわずか38便だった。

## EU-日本経済統合についての課題

日本でビジネス航空の発展が遅れているのには一連の問題と要因が関係している。例えば、制限的な長距離進出運航実施承認審査基準(ETOPS)要件や、適当な空港やインフラの不足、羽田と成田での発着枠取得の困難さ(成田では、ビジネス航空向けに割り当てられた発着枠は1日わずか5枠しかない)、高い着陸料および航空援助施設利用料、FBO(運航支援会社)の不足、プライベート航空を利用することによって達成しうる効率向上についての財界・官界内での理解不足などである。

とはいえ、日本でも、ビジネス航空に対する一般的関心が徐々に高まりつつある。規制緩和に関する国土交通省航空局との話し合いが、運航許可、継続的耐空証明、空港発着枠配分、着陸料・航空援助施設利用料といった分野で進められている。業界が直面する諸問題は概ね理解されているものの、進展はきわめて遅々としており、一部のケースでは商環境が悪化しつつある

ビジネス航空が繁栄していないことは、他の国際金融センターと比べて日本を不利な立場に置く。ビジネス航空業界がより重きをなしていたなら、日本国内で相当の収益機会を生み出すだけでなく、日本を外国の企業や政府にとって大幅にアクセスしやすいものにもするはずである。社用ジェット機を利用している企業の性格を考慮するなら、日本のフライト制限のせいで日本へ行かないという決定がなされるたびに、日本は大きなビジネス・チャンスを失っているおそれがある。より重要なことに、ビジネス航空業界が比較的小規模であることは、日本を拠点とするグローバルな事業にも不利になる。しかも日本企業は、海外の競争相手と同程度には業務用に自家用ジェット機を使うことができないのである。

## 主要な問題および提案

### ■ ビジネス航空の規制的枠組みの創出

*年次現状報告: 限られた進展。* 日本には、ビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便専用の規制的枠組みがない。それどころかビジネス航空の特殊性を考慮することなく、定期航空会社向けの規則と基準が適用されている。数百人の乗客がからんだ運航のために設けられた複雑で厳しい規則を、高いフレキシビリティを必要とする運航に適用することは行き過ぎであり、日本におけるビジネス航空の発展を妨げる。チャーター便会社についての日本の運航要件は、チャーター便やプライベート便向けに策定され世界的に使用されている基準である連邦航空規則(FAR)パート135よりむしろ、FARパート121に倣っている。自家用ジェット機に、双発機による長距離進出運航実施承認審査基準(ETOPS)要件が適用されているという点で、日本の状況はユニークである。その結果、他の飛行機が直行できる場合でも、日本で登録された飛行機は迂回しなければならない。こうした規制は、日本で活動するチャーター便会社に、外国籍航空機を飛ばすことを余儀なくさせている。

**提案:**

- 日本政府は、日本におけるビジネス航空のサービスとインフラの欠如を認めなければならない。
- EBCは政府に対し、日本におけるビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便の利用増大を可能にする規制体制を設けることを要望する。

### ■ ビジネス航空用のインフラ

*年次現状報告: 進展なし。* ビジネス航空の要件は、他の航空会社のそれとは異なっている。VIP通関手続き、航空機への直接アクセス、別個の税関・出入国管理カウンター、FBO(ビジネス機運航支援会社)、格納庫の利用可能性は、ビジネス航空の効率に寄与する要因のほんの一例である。こうした要件は世界中で広く満たされているが、日本では満たすことができない。

**提案:**

- 政府は、日本におけるビジネス航空インフラの必要性を評価し、次のステップへ向けての勧告を行う委員会を設置すべきである。
- 政府は、ビジネス航空の需要増大に対処するための適切なインフラを確立すべきである。スムーズな出入国と航空機への直接アクセスを必要とする利用者向けのVIP待遇は改善されなければならない。
- 日本におけるビジネス航空のインフラ整備に参加することを外国の投資家および企業に奨励すべきである。

### ■ 整備および耐空性

*年次現状報告: 限られた進展。* 日本では、飛行時間数にかかわらず、耐空証明を毎年更新する必要があり、高いコストをかけて飛行機を毎年約1ヶ月間整備に回さなければならない。他の諸国は航空機メーカーとプログラムを設け、漸進的点検スケジュールを用いているため、航空機が常時耐空性をそなえていることが保証され、「1ヶ月間」の点検のための地上に釘付けになることはない。そうした漸進的点検は飛行時間数にリンクされ、必要なときに航空機が修理されることを保証する。さらに、日本の整備要件は、型式証明制度に代表される国際慣行に沿っていない。しかも、交換部品は事前証明を受ける必要があり、これは、とりわけ日本で証明を受けた部品が手に入らない海外では、整備をきわめて時間のかかるものにする。不必要に厳しくかつ日本特有の規制は、日本でビジネス機を所有する経済的意味をほとんどなくさせるほどにコストを増大させる。

**提案:**

- 耐空性および整備要件を扱う規制は、グローバルなベスト・プラクティスに沿ったものにすべきである。
- 日本の空港に施設を設けることを外国の整備会社に奨励すべきである。

## Mr. Donald McGarva

Chair, Logistics & Freight Committee  
(President & Representative Director,  
Senior Vice President North Asia, DHL Supply Chain Ltd.)  
c/o DHL Supply Chain Ltd.  
1-13-5 Minami-Oi  
Shinagawa-ku, Tokyo 140-0013  
Phone 03- 5762-2885 Fax 03- 5762-2845

# 物流・貨物輸送

## はじめに

良好に機能する貨物輸送・物流サービス市場は、日本の産業のグローバルな統合と競争力にとってきわめて重要である。海外に顧客や事業を有し日本国内で活動するすべての企業は、外資系企業であれ日本企業であれ、国内での、また国境を越える効率的な貨物輸送サービスに依存している。世界規模の物流事業へのアクセスを日本の消費者に提供している欧州企業はおおむね成功を収めてきたが、それでもまだ、いくつかの規制面の難題に直面している。同じサービスを提供している業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる競争の歪みや、過大なコスト、不十分な空港インフラ、外資系事業者に対する制限は、結局のところ、非効率と、ユーザーにとっての料金上昇につながる。

## EU-日本経済統合についての課題

日本で活動する欧州の輸送・運送業者は、国際空港の高い使用料と不十分なインフラ、通関手続上の手間、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限といった状況におかれている。民営化された日本郵便は積極的な拡大を目指しているが、その一方で、特惠的な規制面の処遇の恩恵を依然享受しており、市場の機能と、日本国民にサービスを提供する競合他社にとっての脅威となっている。

日本郵便はすでに、国際スピード郵便(EMS)で民間の国際エクスプレス事業者と競合している。EMSは日本郵便によって提供される特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスであり、現在、外国向けエクスプレス市場の約18%を占めている。EMSは企業ならびに個人消費者に浸透しつつある。日本郵便は、スピード、追跡性、信頼性、重量範囲拡大といった面での品質改善に鋭意努めている。日本郵便はEMSを事業拡大の目玉にしており、中国郵政との協力や、主要経済紙での広告キャンペーンの展開により、EMSの拡大に注力してきた。EMSは他の国際エクスプレス事業者に適用されるものと同じレベルの規制を受けてはいないため、この拡大は、競争の観点からみてきわめて問題が多い。

総務省は、EMSが基本的ユニバーサルサービスの一部であり、したがって通常の郵便と同様に扱われるべきだとして、この規制格差を擁護している。しかしこの主張は、EMSの場合、日本郵便が民間事業者と直接競合している事実を無視している。したがってEMSは、2005年にユニバーサル郵便サービスの範疇から外された日本郵便の国内小包便(ゆうパック)と同様、ユニバーサルサービスから除外されるべきである。

日本郵政によって提出された「民営化実施計画」は、「一般的ガイドラインに沿って」あり、したがって対等な立場の要件に合致しているとして、郵政民営化委員会によって承認された。しかし、実施計画の詳細は公開されておらず、質問や議論の機会を閉ざしている。日本政府は、民営化計画を全面公開し、国際エクスプレス業界によって提起される問題や懸念に対処すべきである。企業間の処遇に格差をもたらす自由でオープンな競争を歪める規制の撤廃を保証する共通の競争ルールと、貨物輸送ビジネスにおける外資に対する制限の撤廃をEU日本経済統合協定に盛り込むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 通関手続

*年次現状報告: 新たな問題。* 現在、輸入貨物の課税最低限度額は1万円である。他の主要先進国と比べると、この最低限度額を引き上げる余地があるはずである。例えばEU加盟国では最低限度額は150ユーロ(2008年12月以降)、米国では200米ドル、オーストラリアでは750米ドルとなっている。最低限度額を引き上げることで、税関と通関業者にかかる負担が軽減するとともに、輸入者は関税支払額減少の恩恵を受けることになる。消費税に関しては、最低限度額は1万円のままでよい。また、申告手続も改善すべきである。現在、申告は、所管の税関署管内に所在する事務所から行われることとされている。しかし、例えば関西空港で保管される貨物の税関申告を東京から行うことが認められるなら、フレキシビリティが向上し、通関業者にとって業務能力計画の改善につながる。

#### 提案:

- 日本政府は、輸入貨物の課税最低限度額を2万円もしくはそれ以上に引き上げるべきである。
- 日本政府は、所管の税関管区とは無関係に、申告場所を自由に選べるようにすべきである。

### ■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

*年次現状報告: 進展なし。* 現在、EMS小包は、価額が20万円を超える物品に関してのみ申告納税の対象となるが、これは民間業者に適用される水準を大きく上回っている。また、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、EMS集配車には事実上駐車規制が適用されていない。更に、検疫関連の物品が入ったEMS貨物は空港の検疫所ではチェックされない。民間業者の到着貨物は空港内で厳重にチェックされるのとは著しい違いがある。

#### 提案:

- 日本政府は、EMSについての申告納税適用限度を引き下げる時期のめどを発表すべきであり、また、EMS集配車にも駐車規制を適正に適用するよう警察署を指導すべきである。
- 日本政府は、EMS検疫貨物が農水省や厚労省による検査・承認なしには国際空港施設外へ輸送できないよう、EMSについての検疫手続を変更すべきである。

### ■ 競争条件の確保

*年次現状報告: 新たな問題。* 日本郵便が新規にスタートさせる競合サービスについては、ユニバーサルサービスとの業務プロセスや資産の共用に係わる会計手続が不透明である。さらに、日本郵便が新規に競合サービスを開始すること自体についてもその承認プロセスが不透明である。

#### 提案:

- 日本政府は、日本郵便のユニバーサルサービスと競合サービス間の取引の公正妥当性を監視・保証する第三者機関を設置すべきである。また民間にも、日本郵便によって計画される新規競合サービスについての意見を述べる機会が与えられなければならない。

### ■ 外国人等による営業の禁止

*年次現状報告: 限られた進展。* 貨物利用運送事業法は、外国人等が直接国内航空貨物利用運送事業に従事することを禁じている。2008年7月より、外国の貨物利用運送事業者は、日本の貨物利用運送事業者を通して航空貨物輸送サービスを利用することを認められている。これは歓迎すべき一歩だが、同法には、外国の貨物利用運送事業者が航空貨物輸送サービスを直接利用することを認めない差別的条項が依然存在している。

#### 提案:

- 日本政府は、貨物利用運送事業法を改正し、「外国人等」の定義を完全に削除することによって、国内外いずれの貨物利用運送事業者にも平等な条件を設けるべきである。

## Dr. Jochen Legewie

Chair, Media & Communications Committee

(President & Representative Director, CNC Japan KK)

c/o CNC Japan KK

Sanno Park Tower 26F., 2-11-1 Nagata-cho

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6126

Phone 03-5156-0185

Fax 03-5156-0188

# メディア／コミュニケーション

## はじめに

日本のメディア市場は巨大である。日本ほど1日あたりの新聞発行部数の多い国は世界になく、日本ほどテレビの普及率や視聴率の高い国もほとんどない。およそ3,600誌が年間40億部以上発行される一方、広告市場は依然世界第2位の規模である。こうした数字は最近の業界を色濃く反映しているものの、日本のメディアが世界の他の主要市場同様に機能すると主張するのは困難である。日本のメディア産業は相変わらず伝統的な面談取材や調和的關係に重きを置き、その結果、かなり閉鎖された市場となっており、部外者が進出するのは困難である。過去10年間の経済的苦難の時期を経て、広告の需要は再び伸び始めており、過去3年間、全体的広告支出が増加してきた。

## EU-日本経済統合についての課題

日本のメディア／広告産業は依然として比較的閉鎖的で、政府、公共団体、巨大企業に大きく影響される。閉鎖された排他的なビジネス慣行は、メディア産業のほとんどのセクターに広まっている。例えばジャーナリズムにおいては、記者クラブが幅を利かせ、当局筋から消費者への情報の流れの大部分を依然管理している。記者クラブの入会資格は、2002年に、在日欧州委員会代表部からの批判を機に、適切に承認された欧州のジャーナリストを含む形に拡大されたものの、記者クラブの性質は、国民の知る権利よりむしろ情報源を大事に扱う構造的傾向をもたらしている。さらに、フリーの記者や雑誌記者が — 日本人記者を含め — 記者クラブから依然締め出されていることは、報道の自由の事実上の制限をなしている。

目下握りの代理店に牛耳られている広告業界は、国際標準に沿わない方法を採用している。例えば媒体購入のコストは代理店から広告主に開示されないことが多く、これは明らかに代理店に有利な慣行である。大手代理店は市場をほぼ全面的に独占しており、互いのビジネスを妨害しないことを黙約することで現状を維持している。最大手の代理店は活字媒体とテレビ媒体の両方のモニタリングに直接関与しており、業界の公平性と公正性にさらなる疑問符を投げかけている。これに比べ、英国やフランスといった国のメディア市場ははるかに競争主導である。英国の場合、発行部数の調査は綿密であり、広告主に透明性を提供する。一方、フランスでは、料金と報酬の開示が法律で義務付けられている。その結果、どちらの市場でも広告主は適切に保護されている。

メディア・コンバージェンス問題への政府の取り組みは立ち遅れている。こま切れの立法は、消費者主導のメディア市場への移行を遅らせ、準独占的な伝統的放送企業の支配を長引かせてきた。成長途上のインターネット・コンテンツ提供分野への中小の市場参加者のアクセスを可能にするよりむしろ、現状が保護されており、新しい技術を通しての新しいコンテンツへのユーザーのアクセスを制限している。効果的な情報の流れと、透明性のあるコミュニケーション構造は、国境を越えた、より奥行きのある経済統合を可能にする上で決定的に重要である。欧州企業や外国人ジャーナリストは、外国報道機関への限られた情報の流れ、制限的な記者クラブ制度、広告業界における透明性と競争の欠如をとりわけ問題視してきた。「旧来」のメディア企業への資本参加やその合併を目指す新しいIT企業による最近の試みは、これまでのところ失敗している。海外からの投資を誘致し国際金融センターになることを目指す競争力あるグローバル経済として、日本は、情報の自由な流れを推進し、コミュニケーション・セクターにおける市場競争を促進するための措置をとるべきである。EU-日本の共通競争ルールは、媒体における広告ポジションの強制料金開示を含むべきである。



## 主要な問題および提案

### ■ 広告における競争と透明性

*年次現状報告: 進展なし。*日本の広告市場は公正な競争を欠いている。発行者〔媒体社〕は、料金を支払う広告主に広告ポジションを譲渡することを義務付けられておらず、代わりに、広告主に知られずに、中間業者である広告代理店にポジションを売却する。しかも、広告主は通常、正規料金については知らされない。この情報は往々発行者と広告代理店だけの秘密になっているためである。この慣行は、独占や、既存広告主の構造的偏重につながる。業界には信頼できる有意義な発行部数データもないため、広告枠購入者〔広告主〕や業界新規参入者はさらに不利な立場に置かれている。公正取引委員会はこうした問題について調査してきたが、広告業界では是正措置はまだとられていない。

**提案:**

- 日本政府は、有意義な調査基準を設けることによって正確な発行部数報告を実施すべきである。また、第三者発行部数調査会社が不偏不党で、不当な影響力から自由であることを確保すべきである。
- 日本政府は、媒体における広告ポジションの開示を義務付けることによって、発行者〔媒体社〕間の開かれた市場を促進すべきである。

### ■ 財務情報の報道

*年次現状報告: 若干の進展。*上場企業に関する財務関連のニュースは予定された発表日前に最大手日刊経済紙へしばしば事前にリークされるため、外国メディア（およびその読者）は大きな不利をこうむっている。この慣行は、日本で活動する外国企業よりも日本企業の間ではるかに広く見受けられるようである。日本政府は対日投資拡大への関心を公に表明してきたが、外国の投資家 — およびそれに奉仕するメディア — のニーズが公正・公平なやり方に適うことは、日本の利益にもなる。

**提案:**

- 政府は、定められた報告期日以前の機密財務情報リークを規制しない企業を監視し処罰すべきである。

### ■ 記者クラブ

*年次現状報告: 進展なし。*記者クラブはいまだに、公共機関と半官半民企業が情報の流れをコントロールする環境を助長し、公正不偏の報道を害している。忠誠は機密情報の「リーク」によって報いられ、メディアに内在する偏向をさらに永続させている。

**提案:**

- 政府は、記者クラブの慣行を引き続き監視し、記者クラブ制度やその機能方法によって国民のニーズが満たされることを確保すべきである。

## Mr. Joachim Hinne

Chair, Shipping Committee

(President & Representative Director, Hapag-Lloyd (Japan) K.K.)

c/o Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Hapag-Lloyd House 5F.

4-87 Ichibancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0082

Phone 03-5212-6155

Fax 03-5212-6150

# 海運

## はじめに

国際的サプライチェーンはグローバル化の潮流のなかで、国・企業・消費者に多くの新たな機会をもたらしている。世界の経済大国としての地位を保つために、日本は競争力のある効率的な港湾施設を提供することによって、この国際的サプライチェーンの一部であり続ける必要があるにもかかわらず、日本における海運サービスおよび港湾事業の提供にからむコストは世界最高レベルにある。日本に出入りするコンテナ輸送全体の70～75%は外国海運船社が担っており、その中で、欧州企業は、グローバルなコンテナ輸送事業を含め、日本および全世界において相当の業務経験を持っている。欧州会員は、その豊富な経験と洞察をふまえ、国土交通省との定期的対話を通じて、相互努力により日本の港湾の生産性と効率の向上を目指そうとしている。

## EU-日本経済統合についての課題

日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革は、海運サービスにとっての課題の是正にそれほどつながっていない。2002年11月に国交省が発表したスーパー中核港湾構想は、日本の港湾の高コスト構造に対して、まだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ港およびターミナルの開発は、政府よりむしろ地方自治体によって着手されているため、期待される規模の経済や能率は依然実現しがたい。

日本政府は、日本と他のアジア諸国との間の海運強化を目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の一環として、日本各地の港湾のプロモーションに乗り出した。こうした航路では通常、より小型の船舶が採用されており、小型の船舶には日本ではより多くの代替的な港湾／ターミナル選択肢がある。代替選択肢がさらなる競争を生むため、「アジア・ゲートウェイ」のターミナル・コストは、大手海運事業者の基幹航路におけるコストよりはるかに競争的である。

「アジア・ゲートウェイ」のような構想がより大規模のターミナルへ適用されるなら、競争創出へ向けた初めての真の一步となりうる。競争を促進するために船会社に広範囲の港湾を提供することが現時点では必要不可欠と言える。これは、低コストと効率的な代替選択肢を提供しなければ、日本の直接サービスから他のアジア諸国を通しての積み替えサービスへと貨物がシフトし続けることになるためである。日本は、自国の輸出品や輸入品の取り扱いのため、国内の港湾によって提供される直接接続より、むしろ他の諸国のサービスや信頼性にますます頼るようになる危険性がある。そうした状況の展開を許すなら、日本の国際貿易の利益と日本経済全体を大きく蝕むことになる。

日本の港湾運送事業の競争は、現行の「事前協議制」によって抑え込まれている。事前協議制のもとでは、雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねない、船会社事業のすべての変更は、船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている団体である日本港運協会（JHTA）からの承認を必要とする。JHTAは変更（きわめて些細なものから、潜在的に重要なものまで）の申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。事前協議制は透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段をJHTAとその会員に事実上与えている。

## 主要な問題および提案

### ■ 港湾コストおよび港湾開発

*年次現状報告: 限られた進展。* 日本の港湾コストは、他の先進経済国に比べ異例に高い。高いコストは欧州企業が日本で潜在能力を最大限に発揮して活動することを妨げるだけでなく、多くの日本企業が海外生産へと切り替え、日本の港湾を通しての出荷量を減らすことにもつながる。韓国や中国がはるかに競争力あるサービスを提供しているため、高い港湾コストは、例えば積み替えサービス提供面などで、アジア地域における日本の港湾の競争力も蝕む。さらに、外国海運船社は日本において自社の船舶で自社の海外貨物を他の国内港向けに積み替えることを依然認められていない。したがってこれは、そうした貨物を他の諸国で積み替えることを助長し、日本の港湾の取扱高をさらに減らす。これは欧州の同一国内輸送の貨物にも当てはまるとはいえ、日本の船会社がEU内の、例えばドイツからフランスまで貨物を輸送することは可能であり、これは地理的要件とビジネス要件を満たしている。

#### 提案:

- 日本政府はアジア・ゲートウェイ戦略会議内で、港湾事業構造の高コストを取り上げるべきである。

### ■ 港湾事業の競争促進

*年次現状報告: 限られた進展。* 日本港運協会(JHTA)は依然、港湾運送事業面で巨大な裁量権を振るっている。事業の変更を行いたい船会社は、JHTAからの事前承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が競争的・代替的な港湾サービスを追求する機会を事実上奪っている。船会社が独立してターミナルを運営することを望む場合には、認可を申請することは可能になった。国土交通省は申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、労働者保有最低基準等の要件は、船会社が日本で港湾サービスの真の競争を展開することを妨げるだろう。したがって、外国企業が日本で独自のターミナル取扱事業を立ち上げることはまだできない。

#### 提案:

- 日本政府は、海運会社が少なくとも日常的業務問題についてはJHTAからの事前承認を求めることなしに事業を変更できるシステムを設けることによって、競争を促進すべきである。
- 日本政府は、外国海運会社が独自の荷役施設を所有できるよう、あるいは、せめて港湾事業を競争的に運営できるようにすべきである。

### ■ 港湾荷役サービスの競争入札

*年次現状報告: 進展なし。* 2000年11月に実施された港湾運送事業法の改正により、船会社は複数の港湾荷役会社と料金を含め個々の下請契約を結ぶことが可能となっているものの、現実には、独立した体系的な競争入札の概念は日本ではまだ実現されていない。

#### 提案:

- 公開入札による港湾荷役サービスの競争入札が推進・規定されるべきである。

## Mr. Megumi Hasegawa

Chair, Telecommunications Carriers Committee

(President, BT Japan Corp.)

c/o BT Japan Corp.

ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka

Minato-Ku, Tokyo 107-6024

Phone 03-5562-6000

Fax 03-3586-8023

# 電気通信サービス

## はじめに

近年、世界経済は、利用する通信ネットワークの機能性の高さにかなり影響されるようになってきている。したがってネットワークを接続するときの相互接続料金は多くの企業にとって成功を決める重要な鍵である。日本は世界屈指の洗練された情報インフラを作り上げてきたが、規制面では依然として様々な規制の残る電気通信市場の1つである。日本における通信事業者は、まず規制当局と協議して規制当局の公式・非公式の承認を得ることが必要になっている。

## EU-日本経済統合についての課題

2001年に国会は電気通信事業法(TBL)の改正法を可決した。このとき独占的通信事業者の概念が導入され、反競争的行動の防止、構造・会計分離、紛争処理委員会設置が謳われた。2002年には、ネットワークを所有によって区分されていた一種・二種の撤廃や、料金・契約約款作成義務などの原則廃止含む、さらなる改正が発表された。EBCはこうした規制の緩和を歓迎したが、新しい法律とその施行規則が、NTTグループ企業の持っている市場支配力を抑制できず、実際にはNTTが独占的地位を利用して新しい事業分野に進出するのを助長するおそれがあるとの懸念を表明した。したがってEBCは、独占的支配力の濫用を防止する公正競争を維持する措置の強化を強く求めた。

過去5年間に日本市場が大きく変化したにもかかわらず、相互接続料金は他のOECD加盟国に比べ高価格でいじられている。相互接続料金が過去に値上げされたときには、日本と外国の事業者グループにより、規制当局を相手取った前例のない訴訟まで起こされた。また相互接続料金からNTSコスト(通信料に関連しないコスト)を除外する決定にはEBCも賛同したが、廃止まで期間は極めて長く(5年間)、一方でユニバーサルサービス基金がみとめられ、このNTSコストが事実上補填されることになったため、効果は大きく減少したと言わざるを得ない。

以前として規制による制限はさまざまな場面で散見されている。規制による制限が欧州の通信事業者に影響を与え、結果として、日本からの撤退を決めるひとつの要因となってきた。EBCは信頼を確保する措置が必要であると日本政府に要望したい。基本的な柱は透明性で、特にコストに関して詳細なコストの分析が必要である。その上で、たとえば接続料金を算定されるべきである。また、料金やそのサービスの提供に係わる公正競争に反する行為に関しては、政府が十分に監視をする必要がある。EU-日本の共通の競争ルールに関しては、ユニバーサルサービスの財源および相互接続料の算定に関するガイドラインを含むべきであることを要望したい。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争上のセーフガードの強化

*年次現状報告: 限定的進展。* 現行の法的規制は、独占的事業者による反競争的行動を防止という観点からみて十分ではないと考える。ブロードバンド化の進展、PSTN(公衆回線交換網)からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等、電気通信市場の急速な進展を踏まえ、総務省は2006年9月19日に「新競争促進プログラム2010」を取りまとめた。このプログラムの主目的は、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールを整備することである。総務省はこのプログラムの中で10項目の具体的施策を定めており、日本の電気通信産業における公正競争を強化するため、NTT再々編にかかわる検討を2010年に開始することとしている。

#### 提案:

- 総務省は、ネットワークのボトルネック部分への公正な接続を確実にする手続きに重点をおくべきであり、いわゆるラストマイルの回線を独占的に持つNTTにもこの手続きが適用されるべきである。また政府は、独占的事業者からすべての他の事業者が同じ契約条件でサービスを受けられるようにすべきで、たとえばNTTのサービス提供部門と競合事業者には、同じ契約条件でサービス、料金が提供しされなければならない。EBCは最近のNTTのIPネットワークが十分に他の事業者にも活用されるために、さらに共同でどのようにNGNを利用するのか協議をする用意をすべきであると考え。(業界の協議機関をもうける)

### ■ 相互接続料とユニバーサルサービス

*年次現状報告: 限定的進展。* 日本の相互接続料金は依然として高価格である。一方、ユニバーサルサービスを維持するために加入者が一定の月額を拠出する新しい方式が実施されたが、このときにNTTがこのサービスを維持するためのコストの詳細が検討されていない。長期的にはEBCは、ユニバーサルサービス基金の廃止を提案する。その代わりにIP電話やその他の音声サービスを地方の地域にも提供できる税金を財源とした制度を設けること、その結果NTTを最終的にユニバーサルサービス義務から解放する計画を歓迎する。

#### 提案:

- 政府は、相互接続料金とユニバーサルサービスの提供に関しては、独占的事業者のコストの詳細を検討し、そのコストに基づいて決定が下されるようにすべきである。コストの詳細が明らかにならなければ、どんな議論も有効にならない。また、不公正な内部相互補助のようなこと防止するために、市場支配力をもつ事業者は、透明性のある会計分離を採用すべきで、またその内容は当然公開されなければならない。これにより相互接続料金だけの詳細が明らかになり、さらなる議論が可能になる。

### ■ 制度改革

*年次現状報告: 進展なし。* 政府が規制機関の役割と株主の両方の役割を担うのは不適切である。総務省は、日本の電気通信分野において広範囲にわたる介入的で統制的な法的権限を有している。株式の所有者としての政府の役割と規制当局としての役割が明確に分離されていないことは、規制プロセスにおいて多大な不確実さと予測不能性を引き起こす。

#### 提案:

- 信頼性ある、費用対効果の高い基本電気通信サービス等の提供に加え、選択肢や迅速な新しいサービス刷新も提供する市場の実現を成功の尺度とした競争促進的使命をもつ、豊富な人的その他の資源と十分に権限委譲された独立した電気通信規制機関を設けるべきである。この規制機関は公正競争を促進する義務をもち、多様でイノベティブなサービスが提供されるとともに、信頼性のあるコストが反映された通信やその他のサービスを出現する環境を作ることとする。独立性を保持するために、この規制機関は国会に直属しなければならない。

# 電気通信機器

## はじめに

日本は世界第2位の電気通信機器市場である。電気通信機器の生産高は推定1080億ドルで日本の工業生産高全体の12.5%を占めている。日本政府のICT(情報通信技術)戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信料金の低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。政府は、2005年までに日本をICT分野のリーダーにするという国家的「ICT戦略」目標の実現におおた成功した。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。こうした成功を受けて、2006年、ICT戦略本部によって策定されたe-Japan戦略は、超高速ネットワーク・インフラ整備、競争政策、電子商取引、電子政府の実現に乗り出した。取組課題には、「ICT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」で検討中の新しい競争枠組も含まれる。日本政府は、研究、開発、標準化、国内市場構造の観点から、国際電気通信市場における競争力をさらに強化するための戦略的措置も検討している。

## EU-日本経済統合についての課題

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを尊重する。製品承認手を促進するためにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU-日本相互承認協定(MRA)の締結、第2は、2004年の技術基準適合自己確認の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。相互承認協定(MRA)のもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、技術基準適合自己確認の適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。

EBCは日本政府に対し、電気通信分野の国際競争力、技術革新、生産性をさらに強化するよう要望する。携帯端末の包括免許方式は、事業者中心の携帯端末市場と、競争の制限をもたらしている。政府が、伝統的な事業者販売チャネル以外の市場に参入する機器(例えばWiMAXアクセス搭載のラップトップ)にまで包括免許方式を拡大することを検討する中、その弊害はますます明白になりつつある。EBCは、包括免許が、MNO(移動体通信事業者)のネットワーク上でMVNO(仮想移動体通信事業者)によって運用される端末の市場へのアクセスの障壁となることを懸念している。

EU-日本間の経済統合をさらに推し進めるため、欧州市場と日本市場の電子通信機器製品認証の重複を排除すべきである。EU-日本間の経済統合協定は、欧州市場か日本市場のいずれかで認証された電気通信機器製品が相手側市場で自動的に承認される真の相互受け入れを確立すべきである。現行の枠組は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。すべての電気通信機器の規格・認可に関する相互受け入れはEU日本経済統合協定の一部になるだろう。

## 主要な問題および提案

## ■ 共通の技術基準および認証手続の確立

*年次現状報告：若干の進展。*細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複を意味する。現行のEU-日本相互承認協定は、認証された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。日本の認証手続も欧州のものとは異なっている。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言(SDoC)に類似した技術基準適合自己確認が日本政府によって2004年初めに導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られ、無線機器への適用が限定されること、および、その他の電気通信機器にまで適用が拡大されていないことに失望している。

### 提案：

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。

## ■ IMT (IMT-2000およびIMT-Advanced)の周波数割当ての整合

*年次現状報告：若干の進展。*国際電気通信連合(ITU)は、2007年の世界無線通信会議の議題 1.4に従って IMT (IMT-2000およびIMT-Advanced)の周波数を割り当てた。EBCは、日本政府がIMTシステム用に国際的に整合のとれた周波数割当てに活発に取り組んできたことを認める。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらす一方、製品の価格を引き下げおよび国際ローミングを促進する規模の経済を生み出すだろう。

### 提案：

- 日本政府は、各国の政府と共同して、2007年世界無線通信会議の決定に従った、IMTシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当ての達成に取り組むべきである。

## ■ 包括免許

*年次現状報告：新たな問題。*携帯端末を日本で合法的に使用するには、原則として無線免許を必要とする。しかし、携帯電話事業者は、例外として、ネットワーク内の各ユーザーの無線免許を自動的にカバーするいわゆる包括免許を与えられている。欧州の場合とは異なり、携帯事業者は、サービス(ウェブへの接続等)に関する事業者特有の技術プロトコルも維持しており、これは個々の顧客との結び付きをさらに強める。その結果、日本では携帯電話端末のメーカーは消費者に直接販売できず、携帯事業者を通さなければならない。これは、競争を制限するとともに、メーカーが独自の技術的ソリューションを市場に導入することを阻んでいる。ブロードバンド無線アクセス(BWA)に関しても同様の方式が検討されており、競争を歪めるこの方式がBWA製品にまで持ち込まれるおそれがあることをEBCは懸念している。競争を促進する最善の方法は、現行の方式を廃止し、代わりに、規制要件についてのメーカーのSDoCを導入することであるとEBCは考える。これは、事業者には研究開発の費用減少と、メーカーにはコスト節減をもたらすだろう。

### 提案：

- 日本政府は、メーカーが事業者を通す必要なしに市場に直接販売を行えるよう、EUのR&TTE(無線・通信端末機器)指令に沿った供給者適合宣言(SDoC)方式を導入すべきである。

# 医療・衛生

動物用医薬品  
臨床検査機器・試薬（体外診断）  
医療機器  
医薬品  
ワクチン



## Dr. Tadashi Nagata

Chair, Animal Health Committee

(Director, Merial Japan Ltd.)

c/o Merial Japan Ltd.

Sanno Grand Bldg, 8F., 2-14-2 Nagata-cho,

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014

Phone 03-5251-8183

Fax 03-5251-8195

# 動物用医薬品

## はじめに

日本は世界第2位の動物用医薬品市場であり、年間売上高は約830億円にのぼる。近年、市場は全体として横這い状態になっているが、コンパニオン動物用医薬品等、一部の分野は成長しつつある。動物用医薬品の開発はコストを要するため、ほとんどの新製品は現在、少数のグローバル企業によって世界規模で開発がなされている。革新的な新製品の多くは欧州製である。各製品は、欧州と米国での厳しい審査プロセスを経て上市承認がなされたものであるにもかかわらず、日本での上市承認が下りるまでにはさらなる試験が必要とされる。場合によっては、欧州の獣医や動物の飼いがすでに利用できる製品が、日本独自の規制要件のため、日本では上市できないこともある。規制要件の整合化が進めば、革新的な動物用医薬品への日本国内のアクセスは確実に向上するだろう。

## EU-日本経済統合についての課題

動物用医薬品の上市承認は、農林水産省から下りる。食料生産動物用の動物用医薬品の場合は、1日当たりの許容摂取量と残留基準値の確定にさらに食品安全委員会と厚生労働省がそれぞれ関与する。3つの異なる当局が関与するこの審査プロセスは、複雑かつ非効率的で、適切な連携を欠くため、きわめて長い時間がかかる場合がある。

日本、欧州、米国が参加している「動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」(VICH)は、似通った試験の反復を避けるべく、整合化された試験ガイドラインを作成することで、整合化プロセスを大幅に加速してきた。しかしながら、VICHガイドラインは国によって解釈の仕方が異なる場合がある。VICHはいくつかの新しいトピックスに取り組んでいるものの、申請書類のすべての要素をカバーすることからはまだほど遠く、日本独特の規制要件を満たすため、数多くの追加の新試験を実施する必要がある。薬局方はまだ十分に整合化されていないため、製品規格は日本薬局方に基いて新たに定める必要がある。生物製剤についてのほとんどの規格項目は、生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件を始め、日本独自のものであり、これは、製品規格を特に日本市場のためだけに新たに定める必要があることを意味している。こうした理由から、新たに定められた規格を用いて安定性試験を繰り返す必要がある場合もある。明白な科学的根拠を欠いているにもかかわらず、生物学的同等性試験や組織残留性試験といったいくつかの試験は日本で反復実施する必要がある。

欧州の医薬品安全性試験実施基準(GLP)や臨床試験実施に関する基準(GCP)に基いて実施された試験は通常、申請書類に記載することを日本政府から認められるものの、動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)の相互承認はまだ存在しない。したがって、日本に輸入される動物用医薬品の製造に従事している海外製造施設は、欧州の当局によってGMP適合がたとえ認められていても、農水省による認定を受ける必要がある。

申請書類審査の事務手続を改善するためのいくつかの新しい措置が農水省によってとられた。しかし、審査プロセスにおいて当該動物用医薬品の安全性や有効性との関連性が低そうな、さらに多くの質問が出される。申請者はこうした質問への対応に多くの時間をとられ、それがプロセス全体を遅らせる。こうした要因すべてが、2007年に世界動物薬企業連合(IFAH)が実施したベンチマーク調査で明らかになったような、日本における承認申請プロセスのスピード、予測可能性、質の低下を助長する。EU日本経済統合協定は、動物用医薬品のGMP認証の相互承認を手始めに、動物用医薬品に関する欧州と日本の製造販売承認の相互承認を目指すべきである。国家検定の廃止と統一GMP体制のもとでの製品適合性の確保による、動物用ワクチンに関する規制の整合化も経済統合協定のもとで扱われるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品の承認

*年次現状報告：若干の進展。* EUですでに承認された製品でも、厳しい検査と試験を受けてからでないと日本では受け入れられない。明白な科学的根拠のない付加的な動物試験要件は、動物福祉面の重大な懸念を引き起こす。遅れの大きな原因となっていた農林水産省によるいわゆる「ヒアリング」のプロセスは、大幅に改善している。しかし、申請者はまだ、製品の安全性と有効性への関連性が低い多くの質問に回答する必要がある。委員会での書類審査は、国際的に整合化されたVICHガイドラインについての委員の理解不足のせいで遅れることもある。食料生産動物用の動物用医薬品の承認申請は、農水省が12ヵ月という標準事務処理期間を定めているにもかかわらず、3つの異なる規制当局（農水省、食品安全委員会、厚生労働省）が相互間の適切な連携なしに関与しているため、きわめて長い時間がかかりうる。農水省は英語の報告書の翻訳要件緩和を前向きに検討しているようだが、具体的な提案や実施はまだみられていない。

#### 提案：

- 日本政府は、欧州の認証制度の承認を含め、国内規制を国際基準と完全に整合化するため、製品承認の迅速化のために利用できるあらゆる措置をとるべきである。
- 付加的な動物試験要件は、同様の試験結果が他の国ですすでに入手可能な場合には、最小限にとどめるべきである。
- 食料生産動物用の動物用医薬品の承認手続きにかかる時間を短縮するため、農水省がイニシアティブをとって厚生労働省と食品安全委員会との連携を図るべきである。
- 農水省は、英語で書かれた技術報告書でも、日本語の要約が添えられていけば受け付けるべきである。

### ■ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定

*年次現状報告：進展。* シードロットシステムは、ワクチンの一連のバッチが、同一のマスターシードウイルスから作り出されるシステムである。日常製造では、ワーキングシードウイルスはマスターシードウイルスから作ることができる。シードロットシステムは、ワクチン製造の一貫性を確保し、したがって、大規模のバッチリリース管理の必要性を低下させる。EBCは、シードロットシステムを導入し動物用ワクチンの国家検定に基づく現行のバッチリリース要件を削減または廃止する農水省の構想を称賛する。しかし、諸外国のシードロットシステム要件と一致しない、免疫原性試験の独自の試験方法等、シードロットシステムのいくつかの付加的な適用資格要件について懸念している。マスターシード安全性試験要件も、病原性復帰確認試験についてのVICHガイドラインの枠組みを逸脱している。農水省の最近の要件によれば、ワクチン小分け製品についての不活性試験は、輸入された不活化ワクチンについてのみ義務付けられ、国内で製造された同様のワクチンには義務付けられていない。ワクチン小分け製品についての不活性試験は、オイルアジュバントワクチンに関しては実施が技術的にきわめて困難な場合があり、有用な不活化ワクチンの、動物生産者にとっての入手可能性を制限または遅延させる。EBCは、諸外国の場合のように、抗原バルクを用いて製造過程で実施される不活性試験と、GMPプロセス検証だけで十分だと考える。

#### 提案：

- シードロットシステムの適用資格要件は、国際的に認められた要件に沿ったものにすべきであり、独自の新たな要件を追加すべきではない。
- 不活化ワクチンに関する、小分け製品を用いた不活性試験要件は廃止すべきである。

## Dr. Isao Ikeda

Chair, Medical Diagnostics Committee  
Representative Director & Chairman of the Board and President,  
Abbott Japan Co., Ltd.  
c/o Abbott Japan Co., Ltd.  
Roppongi First Bldg, 4F., 1-9-9 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-8535  
Phone 03-3589-9441, Fax 03-3589-9404

# 臨床検査機器・試薬(体外診断)

## はじめに

臨床検査(検体検査)機器・試薬は、病院、検査センター、診療所、血液センター等にて使用されている。これら検査試薬(製品)は多くの医療現場において必須のものであり、とりわけ疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握、患者のQOLの向上、そして総医療費の節減において欠くことができないものとなっている。これまでの償還価格の度重なる削減の結果、日本の実勢価格は欧米諸国と比べて同等かそれ以下まで下がっている。

EBCは、臨床検査の保険点数(検体検査実施料)を大きく改善した2008年の国民健康保険見直しを歓迎するとともに、構造問題にも取り組むことを政府に促す。臨床検査を単なる医療出費として扱い各製品・検査の付加価値を考慮しない、現行の償還価格に基づいたアプローチは、不正確な診断や不必要または不適切な治療、ひいては過剰な医療へつながるのではないだろうか。我々EBCは、厚生労働省だけでなく経産省や財務省も参加している医薬品産業ビジョンの検討会(医薬品産業政策の推進に係る懇談会)のもとで、体外診断薬がトピックとして導入されたことを心強く思うと同時に、これからも対話に積極的に参加していくことで、我々の新しい観点・論点を通し、製品承認や償還制度といった重要分野において、新規の論議が出来ていくことを切望している。

## EU-日本経済統合にとっての課題

2006年4月の前回の改定において医療診断手続きおよび設備に対する償還価格は10%削減され、1998年からの累積では約50%の削減となっている。特に2002年、2004年、2006年は、それぞれ二桁台の削減が実施された。ただし2008年の改定は、とりわけ体外診断薬に関しては、前回ほど大幅なものではなかった。

ここ数年間、臨床検査機器・試薬(体外診断薬)に対する法規制の面で、いくつかの改善がみられている。2005年に実施された薬事法改正では、リスク分類に基づく第三者認証・自己認証制度を導入することで、これまでの製品承認期間の大幅な改善を計っている。しかし、現実的には大幅な進展は見られておらず、この改善の障害となっているものとしては、新制度のもと申請や審査を行うための通知・細則の欠如、日本独特のリスク分類手法やデータ要件の保存等があげられる。一方で、2年ごとの償還価格改定は、価格設定の公式についての情報はほとんど公開されず、かつ、個々の製品が有する臨床上、経済上のメリットや製品イノベーションはほとんど留意されないまま、唯一償還価格の継続的かつ大幅な減少をもたらす結果となっている。こうした要因の積み重ねは、欧州メーカーにとって日本がますます魅力のない市場となるだけでなく、日本の医療制度もコスト削減という目先の課題に囚われ過ぎて、最新の臨床検査製品のもたらすメリットを見逃してしまいかねないとする。我々EBCは、欧州で試験・検査を受け欧州市場向けにCEマークされた(認証された)製品が、日本向けにさらなる試験を受けなければならない理由について、論議が必要であると考え。EU-日本間の規格の相互受け入れと相互認証制度は、日本の消費者により広範囲の製品をよりタイムリーに提供をすることのみならず、日本のメーカーにもヨーロッパにおける大きなビジネスチャンスをもたらすものとする。臨床検査機器・試薬(体外診断薬)の「規格の相互受け入れ」と「相互認証制度」は、EU日本経済統合協定に盛り込まれるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品承認と円滑な導入

*年次現状報告: 進展なし。*日本の薬事法改正に伴い、新しい製品承認制度が実施された。リスク分類や安全対策の強化などを目指した、大臣承認制度、第三者認証制度および自己認証制度の導入は、しかるべき方向へ向かう重要な第一歩となっているが、解決すべき問題が依然として多い。こうした法規制の側面に加え、日本独特のリスク分類の手法やデータ要件は、申請および審査手続を技術的に時間のかかる、且つ無駄の多いものになっている。これにより、多くの製品に於いてそれらの申請手続を開始することができなくなっており、こうした状況は早急に打開すべきである。一方、欧州では2000年6月に体外診断薬指令 (IVDD) が施行され、以降、CEマークの付いた製品は欧州経済地域内での自由な移動を認められている。この事例は、IVDDにおいても、国境を越えて統合された規格・制度使用の好ましい例と考えられる。

#### 提案:

- EUと日本は、双方どちらかの市場向けに認証された製品を、それぞれ本国市場向けに認証された製品と同等のものとして、認証・受け入れをし、製品承認プロセスを効率化すべきである。製品申請のために日本だけで要求される特殊なデータ要件を排除すべきである。
- 償還価格割当の迅速化を目的として、政府は、メーカーと関係第三者機関が製品承認申請の提出後、なおかつ正式の承認通知の受領前に、共同で製品の評価を行う新しい制度を設けるべきである。

### ■ 償還価格制度

*年次現状報告: 進展。*EBCは、臨床検査の価値に対する認識向上に伴い政府が臨床検査の償還価格を大きく改善した2008年の国民健康保険見直しを歓迎した。欧日双方のメーカーにとって魅力のある臨床検査市場を創出するためには、臨床検査の償還価格体制の構造的問題にも取り組むべきである。検査項目が同じならば、たとえ検査の質、スピード、患者治療への貢献度が異なっても同じ償還価格が相変わらず適用されているため、依然として、よりよい検体検査の実施に対する阻害要因となっている。

#### 提案:

- 臨床検査の償還価格(検体検査実施料)は、検査の品質(精度、正確性、検査体制の認証)、スピード(緊急対応、外来患者の緊急検査)、総括的な患者ケアへの貢献(院内感染管理、リスク管理、患者情報に基づく数値以外の付加価値情報)等の切り口により、各々の臨床価値に応じて設定されるべきである。
- 日本政府は、すでに市販されている製品の実績を評価する定期的実績評価制度を設けるべきである。

### ■ DPC(診断群分類)

*年次現状報告: 進展なし。*2003年に特定機能病院においてDPC が導入された。この制度の導入により、導入先病院はコスト削減や業務のアウトソーシング等に取り組むこととなり、その取り組みは、これまで実施してきた臨床検査数(検体検査数)の削減へと進んできている。このようなコスト削減を最優先させる施策が取り続けられることは、臨床検査(検体検査)の根本的なインフラの悪化を招くこととなる。

#### 提案:

- 日本政府は、臨床検査の効果的な利用を促進するために、医学界の協議に基づき、ガイドラインを策定すべきである。これを通し、診療の質を向上させ、誤診リスクを低減し、そして総医療費の節減を目指すべきである。

## Mr. Seiji Kamijo

Chair, Medical Equipment Committee  
(President & CEO, Philips Electronics Japan, Ltd)  
c/o Philips Electronics Japan, Ltd.  
Philips Bldg., 2-13-37 Konan  
Minato-ku, Tokyo 108-8507  
Phone 03-3740-5001  
Fax 03-3740-5012

# 医療機器

## はじめに

日本の医療は、日本が世界最長の平均寿命や世界最低の乳児死亡率を享受していることに示唆されるとおり、概して高い水準にある。しかし、特定サービスの構造的な過剰消費や入院日数の圧倒的な長さといった制度面の非効率に早急に対処する必要がある。医療制度の財源調達方法と、少子高齢化は、抛出の減少と消費の増大を招いている。日本国民の期待する、より高い質の医療サービスは、今後ますます負担の大きなものとなる。効率的な医療機器は、個々の患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減をもたらす投資と捉えられるべきである。しかし、現行の規制構造や償還制度は、そうした医療機器の日本市場導入の阻害要因をなし、中国や韓国を含む他の先進諸国で利用されている製品へのアクセスを日本の消費者から奪っている。

## EU-日本経済統合についての課題

EBCはかねてから、日本の医療制度への革新的な新療法の導入に関連した時間とコストの削減を求めてきた。改正を機に手続を促進し、日本の規則をグローバルスタンダードに沿ったものにするという本来の政府の意図とは裏腹に、改正薬事法は、承認に要する時間の長期化につながってきた。その大きな要因となっているのは、国際基準と、臨床試験実施に関する基準(GCP)や国際的な医療機器品質管理監督システム(QMS)に関連した日本のガイダンスとの相違である。

欧日双方における上市承認条件として、医療機器の臨床面の安全性と性能面での満足の行く証拠が必要とされる。厚生労働省からの情報では、市場導入前の承認と臨床検査データが必要とされる医療機器の大半(約70%)のケースでは、日本国外で収集されたデータが単独または主要臨床データとして受け入れられるとされている。しかし、そうしたデータが受け入れられない場合は、日本で新たに臨床検査を実施しなければならず、さらなる大幅な遅延と費用をこらむこととなる。

外国の臨床検査データが日本国内では受け入れられない重要な理由の1つは、厚生労働省のGCP要求事項への非適合である。国際規格ISO14155は、欧州や諸外国では医療機器臨床検査向けのGCPとして一般に受け入れられているのに対し、厚労省は日本特有のガイダンスの遵守を義務付けている。両方の体制間に科学的に重要な相違は存在しないが、実質とは無関係のいくつかの相違が、多額の管理コストと新データ要求につながっている。欧州では、メーカーはQMS要求事項への適合確保を義務付けられ、欧州医療機器指令のQMS要求事項への適合を実証する基礎として、国際規格ISO13485が一般に適用される。同様に日本でも、厚労省は、ISO13485に実質的に基き、それと両立しうる、医療機器QMSガイダンスを発表している。しかし、両システムはまったく別個のものであるため、メーカーは審査手数料や検査の重複に悩まされている。日本では、医療機器の上市承認がQMS監査の(とりわけ)実施時期に関連し、それに左右されるため、これは往々にして、承認の遅れと、メーカーならびに最新技術の利用を認められない患者双方にとっての相当の損失につながる。

EU-日本間の経済統合協定は、一方の市場で認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられることを保証すべきである。そうした措置はコストを低下させ、現在世界市場のほぼすべての医療機器がEN規格に従って認証されていることから、長期的には日本と他の先進諸国との医療機器ギャップをなくすだろう。共通の臨床試験実施に関する基準(GCP)および医療機器品質管理監督システム(QMS)規制を設けることによる医療機器認証の相互受け入れに特に重点を置くべきである。

Agfa-Gevaert Japan  
B.Braun Aesculap Japan  
Biotronik Japan  
Dornier MedTech Japan  
Draeger Medical Japan  
Edaptechnomed  
Elekta  
Gambro  
INVAtec Japan  
Japan Life Line  
Japan MDC  
JIMRO

Johnson & Johnson Family of Companies  
Laerdal Medical Japan  
Lima Japan  
Molnlycke Health Care  
Nippon BXI  
Nobel Biocare Japan  
Philips Electronics Japan  
Radiometer  
Sata  
Senko Medical Trading  
Siemens-Asahi Medical Technologies  
Smith & Nephew Wound Management  
Sorin Biomedica Japan

## 主要な問題および提案

### ■ GCPとQMSの相互承認と整合化

*年次現状報告: 進展なし。* 2005年の薬事法改正の主な理由の1つは、GHTFによって勧告された、国際基準への国内規則の整合化によって日本市場への医療機器の上市を促進することだった。しかし、GCPとQMSは国際基準に沿った形では実施されなかった。日本のGCPガイダンスが医薬品、医療機器、生物由来製品の臨床検査に適用されるのに対し、このISO規格は医療機器試験専用である。このことは若干異なった要求事項を生み出し、外国メーカーはより広範囲の医療関係製品に適用される一般的ガイドラインを省くために、国際的に認められたGCPを手直しすることが必要になる。医療機器メーカーのQMSは、医薬品メーカーの製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)に類似している。欧州や日本その他では、QMSが、初期の設計段階から、上市、さらには製品陳腐化段階までにわたって医療機器の品質、安全性、性能を確保するための基礎となっている。QMS要求事項への適合は、欧日いずれの規制システムのもともメーカーの義務となっているが、両システムが別個のものである点は、検査の重複と上市の大幅な遅れにつながっている。

#### 提案:

- 日本政府は、海外で作成された臨床試験データを受け入れることや、日本のGCPガイダンスを国際基準と整合化することによって、医療機器認証手続を短縮すべきである。さらに、差し当たっては、欧州の基準に従って作成された臨床データを日本でも通用するものとみなす方向へ向け努力すべきである。
- 日本政府は、上市承認の交付目的では、EUの関係公認認証機関によって実施されたQMS監査を、品質マネジメントシステム要求事項への適合の証拠として原則的に十分なものと認めるべきである。

### ■ 償還価格

*年次現状報告: 進展なし。* 保険償還制度のもとでの払戻価格の2006年の改定は、合計600億円相当の医用材料価格削減につながった。34以上の製品区分では、償還価格が25%以上削減された。この史上最大の削減の理由は、内外価格差を是正することだとされたが、最終価格水準を直接比較することのメリットは明らかに限られている。政府は、さらなる削減を闇雲に追求して、毎年定期価格改定を導入し基準点として他のアジア市場での価格を用いることを検討している。長い目でみるなら、これは日本市場で活動する外国メーカーの利益を損なうことにはかならない。償還価格設定は現在、薬事法で定められた安全・審査手続を経て決定されるが、これは日本と他の先進諸国の間の「デバイスラグ」をさらに悪化させる。

#### 提案:

- 政府によって設定される医療機器の償還価格は、製品の技術的高度さと関連の研究開発コストをよりよく反映すべきである。また、面倒な認証手続や、審査承認タイムラグに起因する、日本でのみ使用される機器のための古い生産ラインの維持といった、日本特有の上市経費を反映すべきである。日本政府は、C1およびC2区分の機器についての安全性審査手続の終了時ではなく、より早い段階での償還価格設定の申請を認めるべきである。

**Mr. Marc Dunoyer**  
Chairman, EFPIA Japan  
(President, GlaxoSmithKline K.K.)  
c/o GlaxoSmithKline  
6-15, Sendagaya 4-chome, Shibuya-ku,  
Tokyo 151-8566  
Phone 03-5786-5300  
Fax 03-5786-5239

# 医薬品

## はじめに

日本において医薬品の開発・審査・承認ならびに医療財源の批判が高まりつつある中、日本の医薬品業界は構造変化を遂げつつある。国民医療費削減を目指す全般的傾向は、限度を越えて削減すれば持続可能な医療を確保できなくなることが認識されて、終止符が打たれたようである。医薬品は、単なる出費ではなく、より優れた治療的・予防的医療の恩恵を国民にもたらすことで社会コストを削減し経済活動を押し上げる手段である。コスト削減と、人々の健康を守るためのイノベーションは、投資として扱われ、それ相応の見返りが提供されなければならない。医療制度や薬価制度の改革を始めとする社会保障制度の改革は、そうした方向への重要な一歩となるだろう。現行制度を包括的に見直さない限り、日本の少子高齢化がもたらす負担に十分に対処することはできないだろう。医薬品メーカーが市場向けの新製品を継続的に開発することに自信をもって取り組めるためには、知的財産権の適切な保護も重要である。日本が欧州のデータ保護規則に歩み寄るなか、徐々にではあるが進展が達成されつつある。日本は、新薬の開発と、国民への新薬導入面の長いリードタイムも取り組んでいる。治験環境改善の必要性に直面する中、政府は、日本が医薬品開発の国際協力に参加せずにいることはもはや不可能であることを認識したようであり、治験環境を整備する意向を表明し、行動に着手している。欧州製薬業団体連合会 (EFPIA Japan) は治験環境の整備に関する対話に積極的に参加しており、好ましい意図が政策変化として結実するよう願っている。日本政府は近年審査等手数料を引き上げ、日本と他の先進諸国間のドラッグラグをなくすべく医薬品医療機器総合機構 (PMDA) の審査・承認処理能力を高める改善を行っている。

## EU-日本経済統合にとっての課題

世界の医薬品業界は整理統合を図り、努力の大半をグローバル規模の創薬へと注いできたが、日本の多くの製薬会社も、グローバルな同時創薬のメリットを認識している。グローバルスタンダードとは多くの面で異なっていた日本の医薬品の臨床試験実施に関する基準 (GCP) は、具体的な改定へ向けようやく動き始めた。しかし、EU-日本の医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準 (GMP) 相互認証協定 (MRA) の拡大については動きが見られない。これはまだ経口固形製剤に限定されており、他のすべての製品については製造施設の検査の重複につながっている。そのため、潜在的に上市までの時間が長引くとともに、業界に資源面の負担がもたらされている。共通の規則を策定することによって、EUと日本は、医薬品開発面の協力を拡大し、上市コストを削減し、そうすることで国内産業の競争力を大幅に向上できるだろう。

PMDAは、2004年の設置以来、処理能力問題に苦慮してきた。EFPIA Japanは処理能力を拡大する新しい計画を歓迎する一方で、欧州市場で流通している医薬品に関して欧州医薬品審査庁 (EMA) によってすでに保証されたデータと評価の利用を検討することを日本政府に招請する。医薬品開発に関するEUガイドラインの多くは、日本での医薬品開発にも有用だろう。EUガイドラインをさらに幅広く参照し、海外データの利用を拡大することは、コストを大幅に削減し、上市に要する時間を短縮し、EU-日本間のドラッグラグをなくして、患者、社会、業界のすべてに利益をもたらすだろう。最終的に、EUと日本は、さらなるイノベーションを促進するため、申請データとブランド名の保護の確保にも協力して取り組むべきである。日本は、イノベーションが栄える環境を整備しなければならない。イノベーションは、患者のQOL向上、社会コスト低下、力強い産業につながる。欧州との協力は、こうした目標すべてを達成するきわめて費用効率の高い方法である。EU-日本間の経済統合協定は、医薬品の品質および非臨床分野、医薬開発やデータ保護に関するガイドライン、新薬のブランド名に関するのルールなどについて相互認証協定の範囲を拡大すべきである。

## EFPIA Japan Member Companies

Actelion Pharmaceuticals Japan  
Amersham  
AstraZeneca  
Bayer Yakuhin  
Bracco-Eisai  
Chugai Pharmaceutical  
CSL Behring  
GALDERMA  
GlaxoSmithKline  
Guerbet Japan  
Janssen Pharmaceutical

Lundbeck Japan  
Merck Serono  
Nihon Servier  
Nippon Boehringer Ingelheim  
Novartis Pharma K.K.  
Novo Nordisk Pharma  
Pierre Fabre Dermo-Cosmetiques Japon  
sanofi-aventis  
Solvay Seiyaku  
UCB Japan

## 主要な問題および提案

### ■ 薬価算定に関する改革

*年次現状報告：若干の進展。* 2006年の改定に続き2008年にも薬価算定基準の改定が行われ、革新的または高価値の新薬の薬価算定においては加算率のさらなる改善及び有用性加算の要件の緩和がなされた。しかし、新薬全体については、薬価算定のための評価に用いる事が出来るデータやエビデンスの緩和については議論が未だ不十分である。また、現行の薬価制度のもとでは、特許によって保護されている製品を含め、革新的な医薬品であっても薬価は低下し続ける。したがってEFPIA Japanは、イノベーションが真に評価されるためには、薬価制度は部分的な手直しよりむしろ抜本的改革を必要すると確信している。個々の医薬品を適切に評価し、イノベーションに報い、知的財産権を尊重する必要性を考慮に入れた新しい薬価制度が日本には必要である。

#### 提案：

- 日本政府はイノベーション及び医薬品の価値がより適切に評価されるような抜本的な薬価制度の見直しを行うべきである。

### ■ 臨床研究環境の整備

*年次現状報告：限られた進展。* 日米欧医薬品規制ハーモナイゼーション国際会議(ICH)によって定められた国際GCPと日本のGCPとの整合化要求を受けて、日本政府は施設内治験審査委員会(IRB)に関するGCP規則を改定し、必要とされる必須GCP文書の数を減らした。EFPIA Japanはこの措置を歓迎するが、日本の基準と国際基準の間にはまだ相違点があるため、これらの改定が治験の効率の改善につながるかは不明である。

#### 提案：

- 日本政府は、日本のGCPをICH-GCPと整合化する努力を継続することによって、治験環境の整備を促進すべきである。

### ■ 新薬の上市

*年次現状報告：限られた進展。* PMDAは、審査等手数料引き上げを受けて、厚生労働省の発表した中期計画に沿ったドラッグラグ問題の解決を目指して、審査官の人数を増やした。しかしこれは、審査時間の大幅短縮にはまだつながっていない。EFPIA Japanは、改善された治験相談制度の導入を歓迎するとともに、複雑な製品の開発段階における戦略についての有意義な相談も可能にするべく、PMDAが処理能力をさらに向上させるべきであると考えている。医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)についてのEU-日本相互認証協定はまだ限られており、すべての非固形製剤の検査・検定の重複によって引き起こされる潜在的な遅れにつながっている。

#### 提案：

- 将来の申請を合理化することを目的として、日本政府は、新薬の承認後に審査官と申請者が第三者を交えて審査手続の妥当性を評価する新しい制度を導入すべきである。
- 非固形製剤も含む方向へ、GMPに関するEU-日本相互認証協定を拡大すべきである。

### ■ 知的財産の保護

*年次現状報告：限られた進展。* 厚生労働省は、新薬の再審査期間を6年間から8年間へと2年間延長する通達を2007年4月に発出した。歓迎すべきこの変更は、新薬についてのデータ保護期間を8年間にすべきであるというEFPIA Japanの要求に沿うものであるが、残念ながら、通達の適用対象は新有効成分含有医薬品に限られている。また、EFPIA Japanは、ブランド名の選択に課せられている制限についても懸念している。グローバル企業はブランド名に多額の投資を行っており、そうしたブランド名が日本でも認められなければ、グローバル企業の経営戦略は深刻な打撃を受けることになる。

#### 提案：

- EFPIA Japanは、新医療用配合剤、新効能医薬品、新投与経路医薬品も8年間への延長の対象となるよう要望する。
- 日本政府は、知的財産保護と医療過誤防止を念頭に置き、国際的に使用される医薬品ブランド名が認められるようにすべきである。



## Mr. Bruno Camuset

Chairman, Vaccine Committee, EFPIA Japan

(Corporate Officer, Head of Vaccines Division, sanofi-aventis K.K.)

c/o sanofi-aventis K.K.

Tokyo Opera City Tower, sanofi pasteur, Vaccines Division of sanofi-aventis K.K.

3-20-2, Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1488

Phone 03-6301-3070

Fax 03-6301-3071

# ワクチン

## はじめに

日本のワクチン市場規模は5億7000万ユーロで、世界ワクチン市場に占める比率はわずか5%である。対照的に、日本の医薬品市場は世界の医薬品市場の10%を占めている。これまでのところ日本のワクチン市場は98%以上が国内製造のワクチンで占められており、他の先進諸国で入手可能な最新のワクチンは日本では利用できない。事実、日本は長期に渡り他の市場に遅れをとっていたが、その傾向はますます顕著になりつつある。EUや米国において広く使われているMMR(麻疹・おたふくかぜ・風疹)ワクチン、ロタウイルスワクチン、HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン、IPV(不活化ポリオ)ワクチン、DTPa(ジフテリア・破傷風・百日咳)ワクチン、接種回数を減らし接種率を高める混合ワクチン、7価肺炎球菌(Pneumococcal 7v)ワクチン、トラベラーズワクチンなどのワクチンは、日本のリスクグループの人々には未だ利用不可能の状態である。その一方で、少子高齢化がもたらす財政面の制約は、日本の医療制度全体を圧迫している。このような状況下、予防医療の役割はますます重要になっている。ワクチンは、医療費の大幅な抑制および予防可能な病気から日本国民を守るというベネフィットを持つ。ワクチンが、日本の将来の予防医療で一層大きな役割を果たしうることは明らかである。

## EU-日本経済統合についての課題

過去10年間に日本で導入された新規ワクチンは1つもなく、主に外国企業により開発された、ごくわずかの新規ワクチンが、現在開発中および上市間近となっているにすぎない。日本の新規ワクチン開発のアクティビティは、諸外国に比べきわめて低い。こうした状況の原因は国内製造ワクチン供給政策のような歴史的な要因に起因すると思われるが、生物学的製剤に関する臨床開発ガイドラインや海外製品規格の認証が存在しないことも、日本におけるワクチン開発を困難かつ時間のかかるものになっている。

公衆衛生的観点から見ても、日本と、EU等他の先進国の間のワクチンギャップは、海外では通例使用され容易に手に入る新規ワクチンを用いれば防げるはずの疾病が発生するリスクをもたらす。

最近の日本でののはしかの発生は、最新のワクチンとそれを支えるワクチン政策の必要性を国民に認識させており、政府は政策の再構築を開始している。ワクチン政策の変化の兆しがいくつか見られているものの、この変化はまだ具体的な措置となって現れてはいない。2007年に厚生労働省が発表した「ワクチン産業ビジョン」は、ある種の方向性と、厚生労働省、医学界、ワクチン産業界間の対話の機会を提供した。

EBCは政府に対し、こうした対話への取り組みを推し進め、日本国民にとっての予防医療改善に寄与する革新的なワクチンの開発・製造への投資を国内外のワクチン製造業者に奨励するために必要な改革を実施するよう促す。日本には臨床開発ガイドラインが存在しないが、欧州医薬品審査庁(EMA)の臨床開発ガイドラインが参考になる。EUで承認されたワクチンは、日本でも入手可能であるべきである。臨床開発ガイドライン及び生物学的製剤の規格の整合化は、EU日本経済統合協定に盛り込まれるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ ワクチンギャップ

*年次現状報告: 若干の進展。* 海外で広く使用され容易に手に入る多くのワクチンが日本ではまだ利用できないことを考慮すると、日本国民は、容認できないほどに、予防可能な感染症にかかるリスクにさらされている。日本は世界第2位の経済大国であるが、日本国民が利用できるワクチンの数は欧米で利用可能なワクチンの数より、明らかに少ない。ワクチンギャップと呼ばれるこの現象は、効率の低い予防医療や、予防可能な感染症の治療という間接コストの増大をもたらし、国内外の公衆衛生に悪影響を及ぼす。

#### 提案:

- 日本政府は、国際標準のワクチンを日本で利用可能にすることにより、日本と他の先進国との間のワクチンギャップを解消すべきである。

### ■ EUとの臨床開発ガイドライン及び生物学的製剤の規格の整合化

*年次現状報告: 進展。* ワクチンに関する明確な臨床開発・薬事ガイドラインが存在しないことは、生物学的製剤基準(MRBP)に含まれる日本独自の規格と相まって、日本における健全かつ競争的なワクチン産業の発達を妨げている。日本の薬事規制のアプローチがEUの薬事規制と異なっているため、日本国民は、海外の既存のワクチンで予防する感染症の脅威からの保護の度合いが相当低くなっている。EBCは、ワクチンの非臨床、臨床、アジュバントの緒ガイドラインの確立を目的としたワーキンググループの設置における厚生労働省の最近のイニシアティブを歓迎する。

#### 提案:

- EUと日本は、明確な使命、確定した期限およびマイルストーンを有する専門家グループを通じて、ワクチンの標準および技術規格の整合化のため、至急共同で取り組むべきである。
- ワクチンの臨床開発に関するガイドラインについては、欧州医薬品審査庁(EMA)等の他の規制当局の例の中から最適の例を見出し、ワクチン開発投資等が行われる前の可能な限り早期に、ワクチン製造業者に対し、承認要件について明確な方針を示すべきである。臨床開発のスピードアップのため、政府は、海外の臨床データを受け入れることにより、不要な臨床試験の反復を避けるべきである。

### ■ 新規ワクチンの公的財源確保

*年次現状報告: 進展なし。* 日本ではワクチンは国民健康保険制度の対象外となっているため、現在開発中の新規ワクチンが、それを最も必要とする人々が利用できないおそれがある。公的財源でカバーされているは、日本で利用可能なワクチンの40%にすぎない。さらに、財源を提供しているのは国ではなく地方自治体であるため、必然的に地域格差の発生や、財政が逼迫している地方で不十分な予防接種率をもたらしている。国民健康保険制度は、医薬品のための標準医療費拠出制度として確立しており、国民、医薬品業界および医療従事者に受け入れられている。国民健康保険制度は、社会的格差にかかわらず平等に医療を提供し、現在のワクチンの場合のように、地方自治体の財政状態の違いに左右されることはない。

#### 提案:

- ワクチンに関する現行の地方自治体財源制度よりも優れた、より一貫性あるアプローチを有する国民健康保険制度にワクチンを組み入れるべきである。

# 消費財

化粧品

切花

酒類

オーガニック・プロダクツ

食品

# 化粧品

## はじめに

日本は世界第2位の化粧品市場であり、2007年においては約1.5兆円の出荷金額で過去2番目の規模に達した。化粧品輸入額は1,785億円、前年比7.9%の増加である。フランスからの輸入が各品目においても占有率が高く輸入全体の31.6%を占め首位である。欧州企業は日本市場においてさらにビジネスを拡大するポテンシャルが大きい。一方日本固有の医薬部外品制度や製造販売の手続き等が煩雑であり、尚且つ分かり難く困難に直面している。日欧で規制を統合することにより、市場へのアクセスの向上、さらには欧州企業の市場参入の可能性を拡大することが可能になるだろう。

## EU-日本経済統合についての課題

日本の化粧品業界においては化粧品と医薬部外品が存在するために欧州と大きく制度が異なる。欧州においては化粧品として分類される品目でも日本では医薬部外品となり、規制に違いがある。特に欧州の企業にとっては医薬部外品の存在は透明性に欠き、そのため新規参入業者においては上市が困難な場合がある。ポジティブリスト等の成分規制の統合は、全く俎上にも載らず、緊急にハーモナイゼーションが求められる。日本政府は欧州の現状を充分考慮し、規制の調和に積極的に取り組んでほしい。

国際整合性の観点から、改正薬事法は製造承認制度から欧州と同じ市販後安全監視に重点をおいた施策を採用し、市販後対策として製造販売後安全管理基準(GVP)と品質保証基準(GQP)を業態許可要件とした。医薬部外品においてもGVP, GQPが必須条件であるにもかかわらず依然として事前承認制度が維持されたままである。

化粧品の効能拡大については化粧品機能評価法ガイドラインが確立し、その評価による「乾燥によるシワを目立たなくする」や「紫外線による肌の光老化を防ぐ」を標榜できるよう厚生労働省に要請がなされた。効果の拡大は47年間行われていなかったため、1歩前進と言えよう。広告表現では新たに行政側6者協賛で承認された「化粧品等の適正広告ガイドライン」が発刊されたが、特段目新しい製品訴求効能表現は認められなかった。

新たに日本化粧品工業会、PCPC、COLIPA及びカナダ化粧品工業会による「化粧品規制協力国際会議(ICCR会議)」が発足した。GMP、成分表示/INCI、ナノテクノロジーの定義付け、市場監視、許可物質、動物試験代替法等について優先的問題として取り上げ始動した。この会議を通じて国際協調を可能にする実践的会議であることを大いに期待する。

また、医薬部外品に係る規制(配合成分のポジティブリスト開示、承認基準の作成、標準的事務処理期間の短縮)、効能効果の拡大及び日欧のポジティブリストのハーモナイゼーションといった規制緩和に日欧が相互に取組み、さらには日欧の経済拡大に繋がるように求める。

## 主要な問題および提案

### ■ 医薬部外品の規制・制度

*年次現状報告*: 欧州において日本の化粧品業界が製造販売する医薬部外品は、化粧品として分類され大きな規制の違いがある。薬用化粧品においては既承認成分情報の開示が不十分であり、透明性に欠ける。承認取得に要する標準的業務処理期間については過去20数年全く短縮されていないままである。

**提案:**

- 承認制度の大幅な見直しにより標準的業務処理の期間短縮や簡素化を実行する。

### ■ 化粧品の規制・制度

*年次現状報告*: 化粧品の効能は2000年に類別ごとの効能から化粧品全体の効能へと変更されたが、1961年以来依然効能の拡大がなされてない。画一的な効能表現により製品の差別化が困難であり、科学技術が進歩した今日にあっても科学的データを基にした製品訴求がほぼ不可能である。

化粧品産業における研究や技術の進歩に伴い、消費者はより高度な製品の入手が可能になると同時に、消費者の化粧品に対する有用性の期待が高まった。この必然的な要求を基に評価法の確立を目的として、日本化粧品学会は化粧品機能評価法検討委員会を発足させ、評価試験ガイドラインとして「新規効能取得のための抗シワ製品評価ガイドライン」「新規効能取得のための医薬部外品美白機能評価ガイドライン」「サンスクリーン製品の新規効能表現に関するガイドライン」及び「安全性評価ガイドライン」を最終報告した。

この報告を受けて日本化粧品工業会は厚生労働省へ「乾燥によるシワを目立たなくする」「紫外線による肌の光老化を防ぐ」という2つの効能の標榜を認めるよう要請している。

**提案:**

- 通知されたいわゆる55の効能範囲の拡大を図る。日本化粧品学会の報告を受けて日本化粧品工業会が提案した2つの効能について受け入れる。厚生労働省は2つの効能について前向きに関係者と協議を行い、標榜を認める。

### ■ 成分規制

成分規制についてはポジティブリスト収載成分が欧州と大きな隔たりがあり全く手つかずのままになっている。さらには原則配合禁止である医薬品成分の配合の可否決定においてはその適確な判別手段がなく困難を極める。

**提案:**

- 成分規制についてハーモナイゼーションを迅速に行う。

### ■ 動物実験代替法

*年次現状報告*: 化粧品業界においてはEU化粧品指令に照応し、動物実験代替法の開発や評価が精力的に進められている。2006年7月の事務連絡「医薬部外品の製造販売承認申請及び化粧品基準改正要請に添付する資料に関するQ&Aについて」は厚生労働省の代替法に関する姿勢を示したものとして一応の評価はできるが、代替法のバリデーションがなされていない現状では動物実験代替法を用いた承認申請は不可能である。

**提案:**

- JaCVAMによる代替法の評価を至急構築し、国際的に認知された代替法を採用できるよう3Rの原則に配慮し動物愛護の環境づくりをおこなう。
- EU化粧品指令第7次改正による原料及び製品の動物試験禁止の受入れ体制を整える。

Mr. Jean Philippe Oulevey

Chair, Phytosanitary Committee

(Managing Director, Greenwings Japan K.K.)

c/o Greenwings Japan K.K.

Ena Azabudai Bldg. 3F, 1-9-19, Azabudai

Minato-ku, Tokyo 106-0041

Phone 03-4550-1587

Fax 03-4550-1588

# 切花

## はじめに

日本は、欧州や米国と並んで、花卉の主要消費国であるが、国内栽培農家が90%近い異例に高いマーケットシェアを握っている。他のほとんどの先進工業国では、消費される花卉の85%以上が輸入である。日本の現状は持続不可能である。自然な市場要因と国内人口動態の結果として、今後輸入が増えることは確実である。日本の栽培農家の高齢化や、平均的苗床の小規模さは、燃料価格が高騰する中で日本の事業コストの高さと相まって、日本の栽培農家が国際規模で競争することをきわめて困難にする。製品安全の維持は依然重要であるが、日本の消費者が良質の輸入切花を享受できるようにすることも日本の利益になる。あいにく、過度に厳しい植物検疫規制、成田空港の貨物取扱キャパシティの不足、燻蒸会社間の競争の欠如のため、生鮮品の輸入はコストがかかり、リスクが大きく、かつ困難である。より低価格かつ一層幅広い品揃えの良質の切花を日本の消費者に提供する公正で効率的な市場を確保するためには、迅速かつ決定的な政府の措置が必要である。食品の安全性と地球温暖化への注目が高まる中、生鮮品向けに大幅に改善された空港冷蔵施設の必要性は焦眉の急である。

## EU-日本経済統合についての課題

日本への切花輸入に関心をもつ外国企業にとり、ビジネスの改善はきわめて遅々としたものとなっている。日本政府は、切花のいくつかの貿易障壁に徐々に取り組んできた。空港手続は検査スケジュールの拡充を通してやや改善し、検査料が引き下げられ、植物検疫官が増員され、非検疫有害動植物とみなされる動植物の数も増加した。とはいえ、温度制御された適切な倉庫の欠如や燻蒸キャパシティの不足は相変わらずたびたび問題となっている。さらに、制限的な植物検疫規制は、切花貿易にとって依然最大の貿易障壁となっている。2005年に非検疫有害動植物リストが拡大されたものの、日本に広く生息している多くの無害動植物が海外からの貨物で発見された場合にも、依然燻蒸が必要になる。GATTウルグアイ・ラウンド協定の「衛生および植物衛生」の章では、「許容度ゼロ」基準は有害と目される動植物にのみ適用されるべきとされているにもかかわらずである。1996年には、日本の植物防疫法にリスクアセスメントに関する章が追加された。しかし日本の「許容度ゼロ」基準は有害動植物と無害動植物の実用的な区別を行っていないため、この改正は切花輸入に何ら有益な影響を及ぼしてこなかった。

到着貨物が検査や通関に回されるまでにも、また通関貨物の出荷にも、依然時間がかかりすぎる。植物検疫手続面のいくつかの変更により、検査官が徒歩または自転車で貨物のところまで行かねばならず、また従来は燻蒸会社で取り扱っていた書類を通関代行業者または輸入業者自身が記入しなければならなくなったため、通関手続にかかる時間が一層長くなっている。

EBCは、検査済みの花卉を通関手続地において再検査する現在の方式を、無作為検査制度に代えるよう訴える。これは積年の要求となっているが、いまだ何ら措置がとられていない。植物検疫検査場のキャパシティを拡充し、冷蔵キャパシティを増大させて通関手続地での商品取扱を改善し、非検疫動植物リストをさらに更新することによって、日本政府が良質の切花の輸入を促進する適切なインフラを率先して設けることこそが、日本の消費者の最大の利益になる。低温条件で保管され、燻蒸がなされていない切花のほうが製品として優れている。共同の植物検疫基準および競争ルールをEU-日本経済統合協定に盛り込むべきである。競争ルールは、会社による不当な価格設定に関する規定を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 植物検疫法規

*年次現状報告：若干の進展。* 2006年3月に非検疫リストが拡大されてアザミウマが含まれ、2008年9月4日以降、さらに5種類の虫がリストに追加された。EBCはリストの拡大を歓迎するとともに、こうした虫を特定する能力を高めることも検疫対策室に要望する。現在のところ、検疫対策室は、成虫のみ、およびダニの場合はオスのみしか特定できない。DNAテスト等、虫を特定する新しい手法を追加すれば、無用な燻蒸の件数は減るだろう。

#### 提案：

- 日本政府は、非検疫動植物リストの枠を、切花に見られるすべての無害動植物を含めるようさらに広げて、植物検疫規制をGATTの「衛生および植物衛生」の章に沿うものにすべきである。
- 政府は、主要害虫(ダニ、アブラムシおよびアザミウマ)に検疫対象を絞ると共に、日本で一般的に見かけられる虫についての「許容度ゼロ」体制を廃止する方向での手続を加速すべきである。日本政府は、虫を特定する代替的方法も導入すべきである。

### ■ 成田のキャパシティ問題

*年次現状報告：進展なし。* 生鮮品輸入の急増に対応する、成田空港冷蔵施設キャパシティの同様の増加は図られていない。冷蔵施設は、切花だけでなく、すべての生鮮食品の輸入にも必要不可欠である。JAL 倉庫および国際空港上屋 A 棟 (IACT-A) の生鮮貨物専用冷蔵スペースは共に限られており、輸入業者は満杯を理由にこれらの施設の利用を断れる場合が往々ある一方、国際空港上屋 B 棟はそうした施設をまったく有していない。1年のうち約7ヶ月は日中の平均気温が20度を超えるのであるから、こうした状況は承服しがたい。

#### 提案：

- 冷蔵施設キャパシティを拡大することによって、成田の貯蔵倉庫および発送エリアを早急に改善する必要がある。熱と光が入るIACT-Aの半透過エリアは断熱化されるべきであり、ピーク時には「搬出」エリアでの貨物運搬時のパレット1台当たりの積載箱数を最大化することで、このエリアのキャパシティを引き上げるべきである。

### ■ 燻蒸の費用

*年次現状報告：進展なし。* 料金は引き下げられておらず、ニュージーランド等、同様の検疫制限が設けられている国々の空港の場合に比べ、依然として5倍以上の価格となっている。さらに、従来は、燻蒸会社が燻蒸申請の技術的詳細を記入していたが、今では、輸入業者自身で記入を行わなければならない。これは事務手続の負担を増やすとともに、コスト増にもつながる。

#### 提案：

- EBCは、日本の空港での燻蒸の費用を削減するため、燻蒸業務の提供者間競争を促進すること、および燻蒸申請に関する技術データを燻蒸会社が記入する、より迅速な手続へ戻すことを奨励する。

## Mr. Fabrice Audan

Chair, Liquor Committee

(President & CEO, Pernod Ricard Japan K.K.)

c/o Pernod Ricard Japan K.K.

5F Sumitomo Fudosan Iidabashi Bldg.

2-3-21 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004

Phone 03- 5802-2670

Fax 03- 5802-2677

# 酒類

## はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、酒類の年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売量で見ると、外国産輸入品は日本の酒類市場全体（ビールおよびビール類似品を含む）のわずか3.7%を占めるにすぎず、日本の生産者が市場全体の96.3%近いシェアを握っている。日本政府は税率の顕著な引き下げを実施してきたが、日本は、製品定義の国際基準の適用面と、市場アクセスにとっての非関税障壁の撤廃面で諸外国に遅れをとっている。

## EU-日本経済統合にとっての課題

過去数年間、欧州産酒類の販売にとっての日本における市場条件は、一連の改革と規制緩和を通じ、大幅に改善した。世界貿易機関(WTO)裁定に従い、日本政府は国内産蒸留酒すなわち焼酎と、輸入酒類の間の酒類税率の格差を減らした。日本は2002年までにウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ラム酒、リキュール、ジンの関税を撤廃していたが、こうした進展に続いてさらに2003年、小売業免許取得者間の最低距離基準の要件を廃止することによって、小売業の規制緩和が試みられた。規制緩和は、緩和が適用されない多数の指定「緊急調整地域」によって一時的に骨抜きにされたが、幸い、そうした特例措置は2006年9月までに打ち切られ、小売業の規制緩和が一律に適用された。2006年、財務省は、酒税カテゴリーの合理化と税率の調整を伴う、酒税制度の長期的改革を目指したプログラムに着手した。

改革プログラムによって構想された目標は建設的だが、プログラムの特定の規定は、現行の製品分類を含め、WTO裁定や国際基準に適合していない。財務省は、ワインと日本酒の根本的な相違を無視して両者を同じカテゴリーに含める長期目標を明らかにしている。EBCはこれが、アルコール飲料の酒税カテゴリーを定める際には生産・消費面での代替可能性の水準が最優先の決定要素であるべきだとした1998年のWTO裁定に反している点を危惧する。これとは対照的に、EU、米国、オーストラリアはWTO規定を実施しており、したがって、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品はそれぞれ別個の一般カテゴリーとされ、その国を代表する酒類製品についての特殊カテゴリーを設けてカテゴリーが補完されている。正確な製品定義の欠如と課税目的での分類は、国内生産者を間接的に保護し、長期的には欧州企業の競争力を制限することになる。EUと日本はEU-日本経済統合協定内でアルコール飲料の関税を撤廃し、国際基準・仕様に沿った酒類の定義とカテゴリーを採用すべきである。



## 主要な問題および提案

### ■ 製品定義

*年次現状報告: 進展なし。* アルコール飲料の製品定義が大まかであり、製法や地理的表示に基づく国際的に受け入れられた製品仕様に適合していない。「ウイスキー」や「リキュール」の名称で販売される日本の酒類の多くのブランドは、欧州ではそうした名称の製品としては販売できないだろう。焼酎や日本酒といった国産製品は、欧州から輸入される正真正銘のウイスキー、リキュール、コニャックとは同じ酒税率の適用を受けない。これはコスト低下の形で国内生産者に競争上の優位性をもたらす。そうした不正確な定義の使用は、国内生産者に不公正な競争上の優位性をもたらし、日本の消費者を惑わし、本物の欧州産酒類の品質とブランド・インテグリティを損なう。

**提案:**

- 日本におけるアルコール飲料の定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

### ■ 販売免許

*年次現状報告: 進展。* 2006年、最低距離基準や人口基準といった小売業免許要件が廃止された。しかし、卸売業と小売業の免許申請は依然として複雑であり、明確で透明性のある一貫したやり方で処理されていない。

**提案:**

- EBCは、日本における酒類小売の規制緩和を支持し、小売業と卸売業双方における酒類販売免許の簡素化をさらに進めるよう、日本政府に要請する。

### ■ 酒税

*年次現状報告: 進展なし。* 現行の酒税制度は複雑であり、ビール、ワイン、蒸留酒には10種類の税率が適用される。財務省は日本酒の税率をワインに適用する意向を表明しているが、そうなると、税率が現在の1リットル当たり80円から、120円に引き上げられるおそれがある。

**提案:**

- 課税目的でのアルコール飲料の分類は、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品を区別している欧州や米国と同じカテゴリーを用いるべきである。

### ■ 関税

*年次現状報告: 進展なし。* 1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げた。しかし、スパークリングワイン、スティルワイン、シェリー酒、酒精強化ワインには依然一定の関税が適用されている。

**提案:**

- EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。

## Mr. Duco Delgorge

Chair, Organic Products Committee  
(President, MIE PROJECT Co., Ltd.)  
c/o MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Phone 03- 5465-2121  
Fax 03- 5465-2123

# オーガニック・プロダクツ

## はじめに

オーガニック・プロダクツ市場は世界中で急成長している。エコロジー、社会的責任、健康に関連した製品コンセプトが広まりつつある。有機農産物委員会は、フェアトレードやレインフォレスト・アライアンスを含め、この分野内のあらゆる製品／コンセプトをカバーしている。経済活動を行う際には、地球とそこに住むものすべての福祉を考慮する必要があるとの認識が広まりつつある。

有機農業は、人工的・化学的な農薬や肥料を使わないことを基本にしている。有機農業は、食害を最小限に抑え栄養と収量を最大限に高める方法として、輪作その他の自然な手法を含む自然農法に頼る。多数の研究により、人の健康面や環境保護面において有機農業のもつメリットが示されてきた。当初、有機(オーガニック)のコンセプトは食品に的が絞られていた。しかし現在では、パーソナルケア製品、家庭用品、ペットフード等々といった他の分野にも適用されている。オーガニック食品や飲料の世界市場は約300億ユーロ規模である。その他様々のオーガニック市場分野を加えると、分野横断的なオーガニック市場は約400億～500億ユーロ規模となり、これは引き続き堅調な成長を見せている。

## EU-日本経済統合についての課題

欧州はオーガニック分野で主導的な役割を果たしている。日本は、オーガニック食品に対する需要を満たす能力が制限されている。日本の農地のうち、オーガニック認証を受けているのはわずか0.6%であり、先進国の中では最低クラスの浸透度となっている。対照的にオーストリアは現在、農地の17%がオーガニック認証を受けている。日本の高温多湿の気候は、小規模農業(および周囲の農家からの汚染にさらされる関連リスク)と相まって、オーガニック認証を阻む主要因となっている。この意味で日本は、成長途上の国内需要を満たすために、輸入有機農産物および／または有機加工食品に頼らなければならない。

国内栽培される有機農産物が入手しづらいことは、制限的な輸入環境と相まって、日本でのオーガニック市場の発展を制限しており、オーガニック食品市場はきわだって小規模となっている。オーガニック食品の世界市場の51%以上は欧州、45%は南北アメリカが占め、アジア太平洋地域はわずか3%ほどである。日本の有機加工食品の市場は世界第9位であり、オランダやスイスよりも小規模である。日本人の有機加工食品の支出額は年間1人当たりわずか320円、コーヒー1杯分である。これは韓国の水準すら下回っている。スイス人とデンマーク人はこの20倍以上支出している。加工食品全体に対する有機加工食品の浸透率は、日本の場合、わずか0.2%である。世界平均はこの5倍であり、スイスとデンマークは15倍以上である。

農業関連のケースを含む、度重なる食品偽装問題は、食品における農薬の最大残留レベルに関する監視強化や、よりナチュラルな食品を求める願望の全般的広がり相まって、オーガニック食品に対する消費者の関心が今後ますます高まることを暗示している。小売業者も、商品を差別化する必要性をますます認識しつつある。こうした要因はすべて、日本のオーガニック市場の発展を予示している。

EBCは日本の政府とEUに対し、オーガニック・プロダクツ分野での欧州の主導的役割を利用して日本における市場の発展を促進するよう要望する。EU日本経済統合を通じての、あらゆる重複した規制や無意味な事務手続ならびに負担の大きい関税の撤廃を含む、欧州産オーガニック・プロダクツにとっての公平性実現は、良質の欧州産オーガニック・プロダクツの日本市場へのアクセスを確保する最も効率的な方法だろう。日本は、欧州の厳しいオーガニック認証基準を承認し、付加的な認証や事務手続なしに欧州からの有機農産物およびオーガニック関連製品を受け入れることで、莫大な恩恵をこうむるだろう。

## 主要な問題および提案

### ■ 補足的な有機証明書

*新たな提案。* 有機JAS法は、オーガニック(有機)食品が以下の要件を満たす場合に限り、それを日本国内でオーガニック食品として販売できると定めている。すなわち、1) 本国でオーガニック認証を受けていること、2) 輸入業者が有機JAS認証を受けていること、3) 製品が有機JAS法に適合していること(原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農法によるものであること)。欧州の生産地で日本の法律に準拠した表示が貼付された製品は、欧州の供給業者自体が有機JAS認証を受けている場合に限り、有機JAS認証を受けることができる。日本で日本の表示が貼付される製品(製品がより少量の場合に往々そうされる)は、時間とコストのかかる、何の役にも立ちそうにない無駄な事務手続きが適用される。個々の出荷すべてに、注文品の詳細(品目、数量、賞味期限等)を記載した、供給業者の認証機関からの個別有機証明書を添付しなければならない。供給業者はこの証明書を発行してもらい都度手数料を支払わなければならない。輸入業者はこの有機証明書を、送り状、梱包明細書、貨物運送状と併せて、製品輸出元の国の大使館に送付しなければならない。大使館はその後、製品が日本で「有機(オーガニック)」と表示されるために必要な証明書である、「補足的な有機証明書」を発行できる。

#### 提案:

- 政府は、補足的な有機証明書を発行する必要性を撤廃すべきである。輸入業者に有機JAS認証を義務付けるとともに、輸入業者の輸入・販売する各製品の有機証明書の写しを保管するだけで事足りるはずである。

### ■ 関税

*年次現状報告: 進展なし。* 多くの食品および食品原材料の輸入税率は依然として高すぎる。食品価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター(輸入税率35%+1,159円/kg)、チーズ(26~40%)、業務用チョコレート(29.8%)、菓子類(25%)、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ(21.3%)、ハーブティー(15%)などである。上述のとおり、輸入税は在来食品の価格を不必要に引き上げているが、価格が元来割高な傾向のあるオーガニック食品への影響はとりわけ深刻である。ほとんどのオーガニック食品は国内供給不足が原因で輸入する必要があるため、オーガニック食品は、国内の非オーガニック・プロダクツの同等品より2~3倍も高価になりうる。欧州では一般に2~5割増し程度である。

#### 提案:

- 日本政府およびEUは、EU-日本経済統合協定の一環として食品の関税を廃止すべきである。

### ■ オーガニック食品に許容される添加物

*新たな提案。* オーガニック食品での使用が認められている有機JAS添加物のリストは、EUのオーガニック食品で使用されている特定の添加物を除外している。

#### 提案:

- 政府は、オーガニック食品についてのEUの許容添加物リストを承認すべきである。

### ■ 相互承認

*新たな提案。* EUで認証され販売されているあらゆるオーガニック・プロダクツは、日本でのオーガニック表示と販売を認められるべきであり、またその逆も認められるべきである。

#### 提案:

- EBCはEUと日本の政府に対し、オーガニック認証を相互承認するよう要望する。

**Mr. Duco Delgorge**  
Chair, Food Committee  
(President, MIE PROJECT Co., Ltd.)  
c/o MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Phone 03- 5465-2121  
Fax 03- 5465-2123

# 食品

## はじめに

日本の経済と食品市場は共に世界第2位にランクされている。日本の食品小売市場規模は約38兆円(約2400億ユーロ)である。日本の加工食品市場規模は1400億ユーロで、これは世界合計(1.2兆ユーロ)の約11%である。食品加工産業は約1500億ユーロの規模をもつと推定され、エレクトロニクスおよび自動車製造に次ぐ日本第3位の産業分野となっている。

日本経済に農業が占める比率は1950年以降徐々に低下してきた。現在は日本のGDPの1.7%を占めるにすぎず、雇用は労働人口全体の4.6%である。日本は農地が不足しており、耕作面積は2005年には国土全体の12%だった。そのため、日本は食品の主要輸入国となっている。FAOSTAT(2005~06年)によると、日本は豚肉、トウモロコシ、缶詰チキンの世界第1位の輸入国であり、牛肉、大豆、小麦では世界第2位の輸入国、果実および野菜においても主要輸入国である。米が主な国産穀物である。日本は、カリベースで見て食糧供給の約60%を輸入に依存している。食糧自給率はじりじりと低下しており、最近40%を割り込んだ。これは、フランスの130%、米国の119%、ドイツの91%、英国の74%と比べてきわめて低い。日本は自給率改善を目指しており、2015年までに自給率45%という目標を定めている。

食料輸入額は約350億ユーロである。これは日本の輸入全体(約4160億ユーロ)の約8.4%を占めている。食料輸入の最大のカテゴリは魚介類(28%)であり、次いで肉(17.6%)、穀物(12.6%)、野菜(7.3%)、果実(5.8%)となっている。さらに、油糧種子(4.5%)、飲料(5%)、コーヒー・ココア・紅茶・スパイス(4.2%)が続いている。日本の食料輸入先は、米国(全体の22%)、中国(17%)、オーストラリア(8.5%)、カナダ(5.6%)、タイ(5.3%)、フランス(3.3%)、チリ(2.9%)、ブラジル(2.7%)、韓国(2.5%)、ニュージーランド(2.1%)である。これら上位10カ国で食料輸入全体の72%を占めている。この中に欧州の国が1つしか入っていないのは注目に値する。

## EU-日本経済統合にとっての課題

上記の事実からすると、日本における食料の輸入・販売の課題について論じるのはいささか困難に思えるかもしれない。しかし、EBCの見方では、輸入食料への日本の重度の依存からすると、最大限の選択肢と安全性を適正な価格で消費者に提供する上で、設けられている制度が効果的かつ効率的であることを確保することこそが一層重要である。現状ではそうならないと感じられる。

大局的見地から、EBCは、政府が食糧供給に関する目標と政策の見直しを行うよう要望する。食糧自給率を改善するという日本の目標は、輸入の制限よりむしろ国内供給の改善に的を絞るべきである。輸入に関しては、需給の体系的な見直しとともに、既存の強みと弱点、機会と脅威を、優先順位を付けつつ検討することをEBCは勧める。

EBCは、日欧間の食品通商環境の効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府およびEUのすべての関係者と緊密に協力することを切望している。最終的には、日欧が近く共有する原則が、EU-日本経済統合協定の確立を協力をサポートするものと確信している。そうした協定のもとで、食品のすべての関税、輸入割当、最低価格、国営貿易は廃止されるだろう。

この目標を念頭に、日本の食糧供給を改善する「グリーンフィールド(新天地を切り開く)」アプローチに組織的に取り組むことで、既存の非効果的な慣行を特定して撤廃し、食品の選択肢、安全性、値ごろ感という供給システムの3つの基本要件を改善する新しい機会を見つけ実現することができるだろう。本報告書は、そうした枠組み内で取り組むことができると思われるいくつかの分野にハイライトを当てる。すなわち、関税、食品安全性、物流である。先進諸国全体で急成長している分野であるオーガニック・プロダクツは、今まで日本ではおおかた無視されてきた。この分野の規模と重要性を考慮し、オーガニック・プロダクツは別個のセクションで扱われている。

## 主要な問題および提案

### ■ 関税

*年次現状報告: 進展なし。*多くの食品および食品原材料の輸入税率は依然として高すぎる。食品価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター（輸入税率35% + 1,159円/kg）、チーズ（26~40%）、業務用チョコレート（29.8%）、菓子類（25%）、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ（21.3%）、ハーブティー（15%）などである。

#### 提案:

- 日本とEUの政府は、EU-日本経済統合協定の一環として食品の関税を廃止すべきである。

### ■ 食品添加物

*年次現状報告: 若干の進展。*厚生労働省は2002年12月、厚生省自身が「国際的に安全性評価が確立して広く使用されている」とする46品目の添加物のリストを定めた。この46品目のうち、本稿執筆時点までに日本国内での使用が承認されたものはわずか25品目にすぎない。さらに1品目の承認がまもなく予想される。したがって都合26品目が承認されることとなるが、依然承認を必要とする品目がまだ20品目残っている。

二酸化硫黄やソルビン酸／ソルビン酸カリウムといった、いくつかの広く使用されている添加物（特に保存料）は、日本では、食品カテゴリーによって許容使用水準が大きく異なる。二酸化硫黄の場合、許容使用水準は、特定の食品では5 g/kgと高い一方、「その他の食品」では0.3 g/kgという低さである。このため、適度の水準の二酸化硫黄を含む多くの欧州産食品は、既存のどのカテゴリーにも当てはまらないというだけの理由で、日本への輸入を禁じられている。ソルビン酸カリウム／ソルビン酸については、「その他の食品」カテゴリーが存在しないため、状況は一層ひどく、「その他」の食品にソルビン酸がごく微量（おそらくはキャリアオーバー）でも見つければ、健康へのリスクがまったくないにもかかわらず、その食品は全面的リコールとなってしまう。

#### 提案:

- 日本政府は、優先的リストにある残りすべての添加物を即刻承認すべきである。使用基準をさらに見直し、輸入食品が不利にならないようにすべきである。
- このリストにとどまらず、すべての添加物の見直しをEBCは勧告する。EUと米国で安全と認められ広く使用されているその他の添加物は、日本での承認が検討されるべきである。
- 二酸化硫黄やソルビン酸といった、広く使用されている保存剤の使用に関する規制は、「その他の食品」に関して、より実用的な（より高い）許容使用水準を設けるよう改正すべきである。

### ■ 食肉／牛肉

*年次現状報告: 若干の進展。*2005年5月、食品安全委員会は、20ヶ月齢以下の牛の肉を輸入向けに安全とみなすべきであると勧告し、これは農林水産省からも支持された。欧州牛肉業界は個々の牛の年齢を追跡し保証することが完璧にできる。いくつかの関係加盟国は目下、農水省と厚生労働省から提出された技術的質問書に取り組んでおり、すでにデータを提出済みである。このプロセスの歩みはきわめて遅々としており、まだ検討レベルにすぎない。

#### 提案:

- 日本政府がとるべき第一歩は、加盟国から提出されたデータの審査プロセスを迅速化し、リスクマネジメントに必要なものにだけに質問を限定することである。最終的には、EUの牛肉の高い安全性を考慮するとともに、米国産牛肉の輸入禁止が2年以上前に解かれた事実を考慮し、輸入を近日中に再び許可すべきである。

### ■ インスタント食品のリステリア菌

*年次現状報告: 進展なし。*リステリア菌は環境内に広く存在する病原菌である。これは食品を汚染し、リステリア胃腸炎という軽度の病気や、場合によっては、侵襲性リステリア症という潜在的に致命的な病気を引き起こす。消費者安全を十分に配慮したEUの基準は、リステリア菌の増殖を助けるインスタント食品については許容度ゼロを定める一方、特定の特徴（pH、水分活性、特定の加工・処理方法等）ゆえにリステリア菌の増殖を助けられないことが科学的に証明されているインスタント食品では微量レベルのリステリア菌（100 cfu/g以下）を許容している。

#### 提案:

- 日本は、リステリア菌に対する立場を見直し、EUやカナダ等の国々によって採択され、コーデックス規格の原則や米国農務省食品医薬品局からも支持されている「ダブル・アプローチ」と国内規制の整合化を検討すべきである。これは、健康リスクをもたらす製品のみに注意と措置の的を絞ることで、食品安全を改善するだろう。

### ■ 賞味期限

*新たな提案。*日本では、賞味期限は年・月・日の順で表示しなければならない。欧州では、日・月・年の順で表示される。日本の規制は、すべての輸入食品の日付表示を年・月・日に表示し直すことを義務付けている。これは付加的な作業とコストを伴い、無駄である。

#### 提案:

- 日本政府は、賞味期限の読み方がラベルに明記されている限り、元のままの賞味期限表示を輸入食品に認めるべきである。例えば、「賞味期限は、日・月・年の順になっています」等。そうすれば、不必要でコストのかかる、各パッケージの賞味期限の押し直しを行うことなく、消費者が賞味期限を知ることができるだろう。

### ■ 表示・食品衛生関連の法律の改正案

*新たな提案。*日本の食品業界における過失・偽装にからむ多くの事件は、将来のリスクを取り除くとされる政策提案につながってきた。すなわち、1) すべての原材料についての原産国表示の義務付け。2) 賞味期限に加え、製造年月日の印刷の義務付け。3) あらゆる個々の輸入に関し、全製品の分析の義務付け。EBCは食品衛生および適正表示に関する消費者と政府の懸念を共有する一方で、政府の現実的な対応を要望する。

#### 提案:

- 政府は、消費者安全を確保し事故や偽装の発生を減らすのに最も効果的な措置を慎重に検討すべきである。これを行う最善の方法は、コーデックスおよびISOのガイドラインならびにHACCPに従うことである。政府は、地方自治体によって定められる表示要件のばらつきを認めてはならない。

### ■ 市販されている食品の検査

*年次現状報告: 進展なし。*市場に流通している食品の検査は地方自治体が行う。定められた基準を満たしていない製品が見つかった場合、製造者や輸入業者よりも先に小売業者に通知がなされる。こうした通知慣行は往々、小売業者の側の過剰反応を引き起こし、たとえ基準からの逸脱がわずかで、健康面のリスクがない場合でも、小売業者は当該の製品と関連製品を市場から引き上げることとなっている。

#### 提案:

- 日本政府は、保健所の食品検査官に対し、小売業者よりも先に製造者または輸入業者に違反を伝えることを義務付けるべきである。即時的リコールの要求は、健康リスクがからんでいる場合にのみ行うべきである。

### ■ 成田空港での生鮮品の取り扱い

*年次現状報告: 進展なし。*成田空港は輸入生鮮品の取扱高が世界一であるが、需要に対処できるだけの設備が整っていない。通関手続の全体的準備期間を短縮するための取り組みが目下なされているが、鮮度が重要な生鮮品の通関手続を迅速化するための特別の制度は設けられていない。

#### 提案:

- 生鮮品を受け入れ適切に取り扱う成田空港の能力を即刻向上させるべきである。とりわけ、事前検査済みの生鮮品は追加の検査なしに受け入れるべきであり、植物防疫官を旅客施設から貨物エリアへ移し、そこですべての検査を実施すべきである。

# 産業

自動車  
自動車部品  
航空  
宇宙  
防衛  
建設  
産業用材料  
環境技術

## Mr. Hans Tempel

Chair, Automobile Committee

(President and CEO, c/o Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.)

c/o Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.

Roppongi First Bldg. 1-9-9 Roppongi,

Minato-ku, Tokyo 106-8506

Phone 03-5572-7172

Fax 03-5572-7126

# 自動車

## はじめに

日本の国内自動車市場は危機的状況にある。過去3年連続で減少してきた販売台数は、ピークの年だった1990年を約60%下回っている。自動車輸入は、約311,000台が売れた1996年にピークを迎えた。EBC自動車委員会のメンバー企業は2007年には218,000台を日本に輸入した。2008年は、輸入合計台数が20万台を超える見込みは薄い。とはいえ、日本は依然、米国、EU、中国に次ぐ世界第4位の乗用車市場である。2007年には、日本への欧州車輸出額は42億ユーロで、EU自動車輸出額全体の6%を占めていた。自動車は、EUの対日輸出全体の9.6%を占めていた。欧州車の輸入業者は、高級車セグメントでとりわけ強い。日本の自動車市場に占める欧州車のシェアは、米国市場に占めるシェアとほぼ同じである。

日本は成熟した市場である。自家用車所有率はEUの場合とほぼ同様である。少子高齢化に伴い、市場全体は中期的に拡大する見込みはない。消費者支出パターンの変化、ガソリン価格の上昇、環境面の懸念は、日本で販売される自動車のモデル構成に影響を及ぼすだろう。製品バラエティの増大を求める日本の消費者の要望と、価格面での市場二極化は、欧州車の輸入業者にとってチャンスを生み出す。規制改正は、ビジネスを行うコストを低下させ、日本の消費者への欧州の安全・環境技術のタイムリーな提供を保証しうる。しかし、売上の大幅な伸びにつながるような規制環境の変化はない。

## EU-日本経済統合にとっての課題

欧州車は、日本の安全および環境基準への適合を実証する厳しい認証プロセスを経なければ、日本市場で販売ができない。

1998年、日本はアジアの国としては初めて、「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」に加入した。この協定は、ある締約国でECE規則に則った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の締約国の審査を免除されると定められたものである。

UN/ECE 1958年協定の締約国となって以来、日本は約120のUN/ECE規制のうち、欧州車の輸入業者が最も大きな関心をもつ規制のほとんどを含め、合計37を採択してきた。しかし、騒音試験など、日本が独自の国内技術要件を設けている分野がまだある。

日本は目下、車両全体の認証の相互承認制度を2015年までに導入することを他のUN/ECE締約国に提案することを検討している。EBC自動車委員会はこの構想を歓迎する。これが実施されれば、EUか日本でいったん認証された車両は、どちらの地域でもさらなる試験の必要なしに販売できることになる。これは、欧日自動車市場の統合に大きく貢献するだろう。この長期目標を実現する以前にも、次に示すように、日本での輸入車の販売を促進するために日本政府がとりうる措置がいくつかある。



## 主要な問題および提案

### ■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

*年次現状報告: 若干の進展。* ECE規制の解釈面、ならびに適合性を証明するために必要とされる書類面で、日本とEUの間には相変わらず相違がある。国土交通省は、ジュネーブで開かれるWP29(自動車基準調和世界フォーラム)で、2015年をめどにした車両全体の国際的な認証制度の採択を提案することを計画している。これは、日本とEUの間の車両認証の相互承認を可能にするだろう。

#### 提案:

- 日本政府は、ECE規制への適合を実証する手続を合理化すべきである。
- 日本政府は、EU加盟国および欧州委員会と緊密に協力して、車両全体の国際的認証の相互承認制度を実現すべきである。

### ■ 税制改革

*年次現状報告: 進展なし。* 他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。政府は、税制の全体的見直しの一環として、自動車の課税見直しを行ってきた。

#### 提案:

- 日本政府は以下のことを行うべきである。
  1. 自動車への課税の構造を簡素化し、自動車所有者の全体的税負担を軽減する。
  2. 製造後10年超の車を下取りに出す自動車所有者への税制上の優遇措置を導入する。

### ■ ディーゼルの推進

*年次現状報告: 心強い進展。* EBC自動車委員会メンバーの要請により、国土交通省はディーゼル乗用車での尿素SCR触媒の使用に関する技術指針を採用した。これは、日本の最新排出ガス基準に適合した追加のディーゼルモデルの導入を促進するだろう。

#### 提案:

- 政府は、海外自動車メーカーと緊密に協力して尿素SCR触媒の技術指針を必要に応じてさらに修正し、最先端の排出ガス抑制技術を搭載したディーゼル乗用車の日本での発売が技術的障害によってけって遅れることのないようにすべきである。

### ■ 軽自動車

*年次現状報告: 進展なし。* 軽自動車に関する規制面・財政面の特権の存続は競争を歪める。

#### 提案:

- 政府は、軽自動車を他の自動車と同じ扱いにすべきである。

### ■ 新しい安全技術の技術指針

*年次現状報告: ほとんど進展なし。* 欧州車の輸入業者は、国交省の定める技術指針に適合していない先進的な安全装置の日本での使用の承認取得面で依然困難を味わっている。実証された欧州の技術に対応するための現行の指針の修正は困難で、時間がかかるものとなっている。とはいえ、国交省は、問題についての認識を深めており、解決法について日本自動車輸入組合(JAIA)と話し合っている。

#### 提案:

- 国交省は、現行の技術指針の修正および新しい指針策定のための透明性・柔軟性ある手続についてJAIAと早期合意に達するべきである。当面、国交省は、現行の技術指針に適合しない輸入車について、その車がすでに関連EU安全要件を免除されている場合には、その型式認定を認めるべきである。

## Mr. Richard Kracklauer

Chair, Automotive Components Committee

(President, ZF Japan Co., Ltd.)

c/o ZF Japan Co., Ltd.

Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi

Minato-ku, Tokyo 105-0021

Phone 03-4590-7700

Fax 03-4590-7770

# 自動車部品

## はじめに

日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、当地のインフラへ投資し、技術競争力を向上させることによって、より多くの欧州自動車部品企業が、日本における事業を獲得するため資源を傾注するようになっている。欧州企業は、日本の自動車産業部門が最近変容してきた結果現れることとなった機会を活用しようと注視している。グローバリゼーションと熾烈な国内外の競争圧力により、日本の自動車メーカーは、グローバルな調達戦略と費用効率に優れた製品を開発することを重視して、調達戦略の再評価を行わざるをえなくなった。

残念ながら、欧州の自動車部品/システムメーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦労している。これは主として、日本企業が製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで行うことに未だ消極的であることに原因がある。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最良にしているのだ。企業特有の要求事項に固執するために、顧客に「日本式の解決策」を提供しなければならないことも、依然として珍しくない。これはシングルプラットフォーム開発と大量生産に向かう世界的な流れに逆行している。

グローバリゼーションと競争熾烈化のプロセスは、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着することにつながってきた。こうした欧州のシステムは、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供する。しかしながら、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、それを足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。こうした背景に照らし、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

## EU-日本経済統合にとっての課題

日本は世界第2位の市場であるにもかかわらず、欧州の自動車メーカーは市場のほんのわずかのシェアしか握っていない。日本の自動車メーカーの事業が海外で着実に成長しつつあるため、これは欧州の自動車部品メーカーに成長の機会をもたらすはずである。グローバリゼーションと競争熾烈化のプロセスは、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着することにつながってきた。こうした欧州のシステムは、競争価格、信頼性、フレキシビリティを提供する。しかしながら、欧州の部品メーカーにとって、こうした利点は、日本の自動車業界へ供給を行う重要な新しい機会にはまだつながっていない。

## 主要な問題および提案

### ■ 自動車産業のグローバル化

*年次現状報告: 限られた進展。* EBCは、国際化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。欧州企業は欧州の特定の自動車メーカーに拘束されることなく、他の自動車メーカーにとっても価値ある製品をもっている。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。さらに、多くの企業が調達戦略の再評価を行っている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。一般に、日本のメーカーは製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで進めることや、これまで取引のなかった供給元から調達することに未だ消極的である。日本車特有の要求事項というものが一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。そのため、欧州にある日本メーカーの現地工場に現に供給を行っている欧州の部品メーカーですら、それを足掛かりに日本の親会社の供給業者になれることはめったにない。

#### 提案:

- EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティックな面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性にさらにプラスに働かざるを得ない。

### ■ 情報交換の促進

*年次現状報告: 限られた進展。* 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議はスロベニアのリュブリャナで 2009年6月2日から5日にかけて開催され、EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2009年5月20日から22日まで横浜で開催される予定の自動車技術会(JSAE)のエキシビションと年次会議/論文発表で、大きな進展の可能性があると理解している。

#### 提案:

- EBCは、日本自動車業界の主要代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながっており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることが望まれる。

### ■ グリーン調達

*年次現状報告: 新たな問題。* 相当数の日本メーカーの購買部門は、「グリーン調達」要求事項を導入している。部品供給業者は、RoHS(特定有害物質使用制限指令)タイプの「ネガティブリスト」への準拠を受け入れるのではなく、製造プロセスで使用される物質のリストを特に日本向けに作成することを要求される。

#### 提案:

- EBCは日本の自動車業界に対し、調達要求事項を定める際には、公正妥当と認められている国際慣行に従うよう要望する。

## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(President, Eurocopter Japan Co., Ltd.)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.

Pola Aoyama Bldg. 8F., 2-5-17 Minami-Aoyama

Minato-ku, Tokyo 107-0062

Phone 03-5775-6262

Fax 03-5775-6265

# 航空

## はじめに

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つであるが、歴史的にみてこの市場は米国が支配してきた。EBCは、日本の航空会社が競争のメリット、単一の供給源へ頼ることの危険性、供給元を多様化することのメリットを認識するよう望む。欧州企業は、最先端の技術、高品質の最終製品、ならびにどこにも負けない顧客サポートを提供する。例えば、ユニークなエアバスA380民間航空機の調達可能性は、主要国際空港での混雑を軽減する一方で革新的な顧客サービス面で航空会社に未曾有の可能性を提供する。

## EU-日本経済統合についての課題

BK117ヘリコプターにおける川崎重工業(株)とユーロコプター社との協力や、トレント1000における川崎重工業(株)／三菱重工業(株)とロールスロイス社との協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。民間航空機の分野では、エアバス社が1980年代以降、日本の航空宇宙産業との絆を築くことに努めてきた。現在日本には、A380プログラムへのサプライヤーが21社あるとはいえ、日本の航空宇宙産業はこのところ、米国企業との間で進行中の他の開発のサポート向けに製造能力を確保すべく、エアバスA320/A321、ボンバルディア、エンブラエルプログラム向けの製造業務を減らしてきている。

北米企業との防衛関連の長きにわたる協業関係や、欧州航空宇宙分野に対する認識が限られているため、日本の産業は時として、欧州企業との協力が消極的であり、そのことが、成功を収めている多くの欧州のプログラムへの参加を阻んでいる。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、日本企業はMRJ(三菱リージョナルジェット)のような日本独自の航空プロジェクトの欧州進出を果たすために、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することであろう。EBCは、民間航空分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには莫大な可能性があると感じており、日本政府と日本の航空宇宙産業界に、このような事業を真剣に検討するよう強く求めたい。

経済統合協定(EIA)は、航空分野で直面している諸問題を効率的に解決し、建設的な商業・産業協力を促進しうるだろう。航空基準の相互承認は、それぞれの貿易パートナーが互いの規則と管理手続を受け入れることを含意している。欧日間の規則や規制の違いは大きくないため、包括的かつ臨機応変の協議と相互承認が実現可能である。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争の促進

*年次現状報告: 限られた進展。* 民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても安価な価格で提供しているが、日本の民間航空機および関連機器の市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。日本の航空セクターは、航空管制の近代化に関連した調達慣行に例示されるとおり、機器調達における透明性を時として欠いている。一方、欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているが、日本における新規機器調達面で最大の困難に直面している。

#### 提案:

- 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本の企業が供給元を分散させて、顧客および公衆一般の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。経済的利点に加え、外国企業の機器の使用が航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうることも日本の当局は考慮すべきである。

### ■ 業界間の協力促進

*年次現状報告: 限られた進展。* 民間航空機の開発分野における日本の協力は、例えば、米国企業とは逆に欧州企業が日本の当局によって主催された最近の航空機製造業セミナーに招待されなかった事実を示されるとおり、依然として北米に大きく偏っている。これまでのところ、超音速技術に関する一部の基礎研究は別として、経済産業省は欧州との航空機開発を1つもサポートしていない。経済産業省のボーイング787プログラムへの支援は、欧州メーカーとの将来の提携の可能性を制限するものであってはならない。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとなおも確信している。トレント1000エンジンや、超音速技術協定、SHM(構造ヘルスマニタリング)技術の開発に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。これは象徴的な意義をもつものであると言えるが、欧州企業とのそうした活動への日本の財務支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

#### 提案:

- EBCは、特に、欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係強化を期待している。民間航空輸送における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを開発するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を、日欧間の協力範囲を大幅に広げる大きなチャンスであると考えている。EBCは、北米企業との提携に前向きに資金拠出するのなら、それと同様に欧州の企業との提携も前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省(METI)やその他の政府関連の諸機関に対して求めたい。
- 欧州は、騒音や排出ガス等の環境問題に取り組む意欲的な研究プログラムを支援している。EBCは、日本の学界、技術集団、産業界全般とのさらなる連携が、有意義な協力とビジネスの機会を生み出しうる分野の1つとして環境を捉えている。

## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(President, Eurocopter Japan Co., Ltd.)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.

Pola Aoyama Bldg. 8F., 2-5-17 Minami-Aoyama

Minato-ku, Tokyo 107-0062

Phone 03-5775-6262

Fax 03-5775-6265

# 宇宙

## はじめに

日本は宇宙への独自アクセス手段を有する宇宙分野の主導国の1つである。最先端のプログラムは、打上げ機、衛星、衛星構成部品、地上設備を含んでいる。そうした進歩にもかかわらず、国内事業規模が小さく、また従来の米国の政治的圧力もあって、日本の宇宙産業は限られた分野でしか商業的に成功を収めていない。三菱電機株式会社が日本の商業衛星通信事業者への通信衛星売り込みに成功したのはごく最近のことにすぎない。政府予算の減少は、最近になって、地震・災害予防分野ならびに安全保障分野への予算投入でようやくバランスがとられるようになった。アリアン・ロケットは日本で成功を収めてきた。商業面では、アリアン5とH-IIAの協力が目下進行中である。アリアンスペース社と三菱重工株式会社は、本来の契約打上げ機に技術的問題が生じた場合に顧客がアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へと衛星をより容易にシフトできるようにしている。しかし、日欧政府の打上げミッションの相互バックアップへ向けた日欧宇宙機関間の話し合いは、日本の省庁間の宇宙利用政策に一貫性がないため遅れており、欧州側の関心喪失につながっている。

## EU-日本経済統合についての課題

日本の商業衛星市場は開かれている。為替レートが許せば、欧州の衛星メーカーが日本に衛星一式の販売を果たすのもう間もなくだろう。欧州の衛星メーカーの高い信頼性は、不透明で信頼性に欠ける米国の輸出規制政策に比べて有利であり、日本に対する欧州の透明性方針とともに重要な要因となっている。しかしながら、衛星開発における日本の協力関係は米国に偏っており、米国の政治的影響力は、日本における日欧双方の宇宙産業の発展に悪影響を及ぼしてきた。宇宙航空研究開発機構(JAXA)は、欧州の宇宙用部品委員会のメンバーとなっている。

地上設備は、安全保障・防衛用途への最近の日本の宇宙活動推進によって拍車がかかっている、新たな分野である。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学(津波警報等)用途向けの、画像処理・判読のための宇宙撮像および関連地上設備にからむものとなっている。さらに、いくつかの安全保障(本土防衛)タイプのアプリケーションは、当然ながら国防能力を高める。この分野では、透明性のない調達方法が用いられており、外国の供給業者には不利となっている。

2008年5月、宇宙基本法が可決成立した。その主目的は、軍事目的および軍事利用のための宇宙活動に関する従来の禁止を解くこと(軍事専用通信衛星の保有を防衛省に認めるなど)、および宇宙関連の管轄構造を再編成することである。2008年8月下旬、内閣総理大臣を本部長、官房長官を副本部長とする宇宙開発戦略本部が内閣官房内に設置された。また宇宙開発担当大臣が任命された。宇宙開発戦略本部は、高級官僚を事務局長とする常設の事務局を有している。同本部の現行の議案は、宇宙基本計画の策定、日本の宇宙関係機関の見直し、宇宙関連活動に関する新しい法律の作成である。EBCはこの新しい宇宙基本法を歓迎する。国家規模の宇宙政策策定の可能性は、従来の構造下よりも大幅に高まっている。従来の構造では、内閣府の総合科学技術会議によってきわめて一般的な政策が発表されていたが、総合科学技術会議は当然ながら主に科学技術に関心があり、宇宙開発担当大臣や常任の宇宙関係スタッフはいない。しかし、新設の宇宙開発戦略本部自らが定めることになる優先事項面で課題がある。日本の宇宙政策をより広範囲に見直すよう注意が払われないなら、新しい国家宇宙政策は、旧来の省庁間の縄張り争いを永続させるだけに終わり、日欧相互にとって貴重な、欧州が提案する数多くの協力機会を、引き続き実行不可能または無意味にしてしまいかねない。前述の、政府打上げミッションの相互バックアップ案はその一例である。米国偏重の日本の衛星開発政策はそのもう1つの例である。

EBCは、宇宙開発戦略本部事務局長が先頃欧州を訪問し、欧州の主要宇宙機関・企業と幅広く協議を行ったことを歓迎する。EBCは、宇宙開発戦略本部と今後広範な協議を実施する用意・意欲・熱意がある。

## 主要な問題および提案

### ■ 一般環境

*年次現状報告: 実際的な実現待ち。* 日本の公式の宇宙政策はこれまで、欧州をおおかた無視し、欧州宇宙産業の不満を募らせてきた。他の諸国からはもっと大きな手応えがあるため、欧州は今や協同努力を、その努力の報われる公算がより大きいところに集中させている。新しい宇宙基本法は、この傾向を食い止め、双方が限られた宇宙予算をより有効に活用することを可能にする絶好の機会を提供する。いくつかの欧州宇宙機器メーカーに影響を及ぼしてきた輸出承認の遅延の問題は収まったようである。

#### 提案:

- EBCは、欧州宇宙機関との日本の協力拡大を要望する。
- 宇宙機関は、協力機会をよりよく活用するため、より早い段階に新しい応用分野の計画を比較すべきである。
- EBCは、日欧の輸出規制手続の相互承認も要望する。
- 宇宙開発戦略本部は、欧州の日本離れの傾向を食い止める方法として、欧州との協力を拡大すべきである。EBCは、同本部スタッフとの会合を通じ、この目標実現へ向けアイデアを出す用意がある。

### ■ 衛星

*年次現状報告: 限られた進展。* 欧日の宇宙機関は2008年に会合をもったが、衛星フィールド・プログラマブル・ゲート・アレイ (FPGA) 機器を共同開発するための宇宙航空研究開発機構 (JAXA) とフランス国立宇宙研究センター (CNES) の間の協定以外、有意義な協力進展は達成しなかった。

#### 提案:

- EBCは、衛星技術開発・利用面の宇宙機関間の一層緊密な協力を提言する。協力プロジェクトの積極的な推進と実際の実施も強く要請する。日本政府は、国家安全保障に関係した分野における衛星調達または衛星機器調達を通じて欧州との国際協力を奨励すべきである。

### ■ 打上げ機

*年次現状報告: 限られた進展。* 日欧の宇宙機関は、日欧政府の打上げミッションの相互バックアップの可能性について依然検討中である。これは、打上げ機に技術的トラブルが生じた場合に政府ミッションに遅れが出る問題を解決するとともに、不利をもたらす一方向のバックアップによって打上げミッションが減少することのないようにするものである。しかし、このアイデアが出てからもう6年以上になるが、まだ正式の協定には至っていない。日欧双方の企業はある有望な商業協力を着手したとはいえ、政府の一層のリーダーシップが必要とされる。

#### 提案:

- EBCは、宇宙開発戦略本部が、日欧それぞれの大型ロケット間の正式協力の活発化をもたらすよう願っている。技術面およびコスト面の理由から、こうした協力が機能するためには、包括的で組織立った協力でなければならない。日本の新しい打上げ機プロジェクトが既存の協力案件を考慮に入れ、それらを統合する助けとなることも期待している。

### ■ 地上設備

*年次現状報告: 進展なし。* この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、小規模のサブシステムと部品に依然限定されている。この分野では、透明性のない調達方法が用いられており、外国の供給業者には不利となっている。

#### 提案:

- EBCは、地上設備分野の日本の国際調達活動が近々システム全体を加えることを期待している。また、標準地上処理製品の調達に関して完全な透明性がもたらされるよう期待している。

## Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(President, Eurocopter Japan Co., Ltd.)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.

Pola Aoyama Bldg. 8F., 2-5-17 Minami-Aoyama

Minato-ku, Tokyo 107-0062

Phone 03-5775-6262

Fax 03-5775-6265

# 防衛

## はじめに

日本の現行の防衛力整備5ヶ年計画には約4兆円の防衛装備品調達予算が含まれているが、そのうちおよそ85%が国内で開発、製造される兵器システムに費やされるものと予想される。米国メーカーからのライセンス供与によって製造される製品または米国から直輸入される製品が、日本の防衛用ハードウェア市場の残り15%の大半を占めている。欧州が日本に販売している防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除くと、日本製兵器システム用の副次的な装備品と部品が主体である。防衛省は先頃、防衛装備品調達改革報告書の中で、世界でもユニークかつ異例のこの市場特徴を変革する機会を提供する計画を発表した。

## EU-日本経済統合にとっての課題

欧州の防衛関連企業は日本の防衛市場への参入面で多数の非関税障壁に直面している。日本の防衛装備品の調達手続は透明性を欠いており、外国企業が、新規計画の時期、意思決定者および要求事項を知るには困難が伴う。防衛当局は欧州の防衛装備品に触れる機会がないため、相対的に情報不足であり、この認識不足が視野を狭めている。そのため、欧州の防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力を拡大するために悪戦苦闘しなければならない。日米安保条約に由来する米国の政治的圧力、対外有償軍事援助を通じて米国製品を購入させる金銭面での誘因、そして、相互運用性に欠けるのではないかという日本の根拠のない不安が、日本の防衛産業市場に欧州企業が参入することをさらに制限している。

こうした要因が相まって独占状態を生み出しており、これは早晩、防衛省と日本の納税者にとってのバリュー・フォー・マネーを低下させ、アフターマーケット・サポートの質を低下させる。防衛予算が縮小する中、低予算の最適利用は必須である。さいわい、防衛省はこの点を心得ており、防衛装備品調達方針の改革に取り組んでいる。これまでに発表された詳細はきわめて心強いものであり、変革の時代が長引きうることを認識しなければならないとはいえ、これは、EUの防衛関連企業が防衛省の目標達成を支援する数多くの方法を提供している。



## 主要な問題および提案

### ■ 競争

*年次現状報告: 若干の進展。* EBCは、入札手続における外国メーカーのアクセシビリティを高める構想を含む防衛省の計画を歓迎する。例えば防衛省が基本要素概要(SOR)を公表することによって外国メーカーにもたらされる透明性の向上は、あらゆる入札手続の競争エネルギーを高めるだろう。

計画において、ライフサイクルコスト(LCC)に一層の重点が置かれていることも歓迎する。EU企業は、LCCのモデリングおよび予測面で豊富な経験を有しており、予測を保証する、または確定金額契約を締結する、十分な自信がある。これは、価格ショックや価格上昇を防止することで、防衛省にも便益をもたらさう。EUで用いられているLCCモデルは、日本との共有が可能であり、人員と装備品の所要水準がはるかに高く種々の整備・訓練方針を必要とする、米国で用いられているモデルよりも適切である可能性が高い。

#### 提案:

- 日本政府は、防衛省によって提示された計画に従い、各調達手続の要件記述書を公開することによって、また、ライフサイクルコストに一層重点を置くことによって、外国供給メーカーに対する透明性を向上させるべきである。
- 競争を拡大強化し、インプットの多様化とパートナー数の増加によって開発リスクを低減するため当初の研究開発段階からNATO基準を採用することで、防衛省はさらに恩恵をこうむるだろう。

### ■ 産業協力

*年次現状報告: 若干の進展。* EUの防衛関連企業は、パフォーマンス・ベスト・ロジスティクス(PBL)、民間資金等活用事業(PFI)、商用オフザシェルフ・ソリューション、リース方式、コストを最小限に抑える調達手法といった構想により、防衛省のコスト削減達成を支援することを待ち望んでいる。LCCモデルの導入例は、初期段階におけるPBL支援を通してであれ、完全に統合された運営支援プログラムを通してであれ、産業界と協力するイニシアティブをすでにとり、ライフサイクルコストの恩恵に浴し始めている多くの欧州政府が例示しう。そうした協力の経験に関しては、欧州産業界が間違いなく米国産業界をリードしているだろう。

#### 提案:

- 日本政府は、革新的な手法によって調達コストを削減するとともに、より多様なパートナーから調達する機会を検討すべきである。

### ■ 新しい安全保障体制

*年次現状報告: 新たな問題。* 欧州航空宇宙産業は、欧州内、米国およびその他すべての主要市場にわたる共同開発事業で名を馳せてきた。日本国内における現行の安全保障面の制限は、日本の産業界がこの経験を活用することを妨げている。

#### 提案:

- 欧州と日本は、互恵的な防衛安全保障体制の確立を長期的に目指すべきである。これは、防衛省が必要とする多くの開発プログラムへのアクセス向上をもたらすと同時に、欧州での開発プログラムに日本が参画する機会を生み出すだろう。

## Mr. Philippe Valery

Chair, Construction Committee

(Architectural Project Director,

Saint-Gobain Hanglas (Japan) Ltd.)

c/o Saint-Gobain Hanglas (Japan) Ltd.

3-7 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083

Phone 03-5275-0866

Fax 03-5275-0913

# 建設

## はじめに

日本のGDPに占める建設業界のシェアは1998年の14.2%から2006年には10.2%に減少しているものの、業界の絶対的規模(2006年には3630億ユーロ)から見れば、世界最大級の業界である。政府は過去8年間に年間公共支出をほぼ半分(54%)まで削減することによって業界の効率を高めるべく多大の努力を払ってきたとはいえ、非能率的な建設部門の構造および経営管理は費用効率の高さのみを基準とする市場環境の創出を依然阻んでいる。日本では、特に新しいビルの建設プロジェクトにおいて、外国企業が建設材料・設備を直接、発注者に販売・搬入することは依然としてほぼ不可能である。さらに、欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行う機会にあるのだが、過剰に規定的な規制や、変革への地方公務員の抵抗、必要な認可を取得するための手続の複雑さによって、この機会も事実上排除された形になっている。

## EU-日本経済統合についての課題

ここ数年間、日本の建設業界は、建設コストを国際水準に近いところまで引き下げた公共支出の大幅削減におおかた起因して変容を遂げてきた。日本の建設業界における競争を実際に増大させる方向への変化はまだ比較的少ない。実際、入札手続の複雑さ、透明性の欠如、性能要件と品質管理に関する明確な入札基準の欠如等を考慮すると、欧州企業は、プロジェクトの入札に参加することが、往々として未だに成果に比べて多大な労を要するとみている。外国企業の市場参加は比較的少なく、ほんの少数の欧州企業が市場のニッチ分野で活動しているにすぎない。

日本の規制では、発注額 500 万円(約 3 万ユーロ)以上のプロジェクトの請負業者や、ゼネコンの直接下請業者となるには、建設業許可証を保有していなければならない。会社がこの許可証を取得するには、その会社または同じ分野の他の会社で 5 年以上の関連経験を有する常駐の役員が 1 名いなければならない。適切な人員が見つからなかった外国の小企業は、許可証を保有している業者を「経由して」取引を行わざるを得ない。

一貫性ある性能基準を欠いていることで、より安全かつエネルギー効率の高い建物の開発面で日本は遅れをとってしまっている。例えば、児童の死亡事故を含む日本で起きた数件の事故の原因となったフロート板ガラスは、日本のほとんどの地域では建物の外面・内部ともに使用が認められている。断熱およびエネルギー効率改善方法に関する規制の欠如も憂慮すべきである。地球規模の気候変動の技術的解決策を推進する重要性を訴える美辞麗句にもかかわらず、日本政府は、最大のエネルギー消費量を有し、それゆえ最大の節約の可能性を秘めた産業分野におけるエネルギー効率を推進する政策を欠いている。同様の気候条件をもつ他の多くの OECD 諸国の標準慣行に比べて低い断熱性能をもつ住宅および業務用建物が相変わらず建て続けられている。

競争を促進するためには、政府は公共入札における上限価格(予定価格)制度を廃止し、入札参加資格要件を緩和する必要がある。公共工事に特有の規則、例えば、2500万円を超えるすべての事業に関し国内の資格・免許をもつ技術者を義務付ける要件や、民間工事では要求されることのない煩わしい検査要件等も撤廃すべきである。最終的には、現行のPFI/PPP制度が実現手段面でほとんどあるいはまったく自由度を与えておらず、イノベーションに報いることがなく、また、真のPFI/PPPプロジェクトというよりもむしろ(購入者による支払が延期された)「請負業者融資」の変種となっているという事実に対処する措置をとるべきである。EU-日本経済統合協定は、建設材料の規格と認証の相互受け入れ、政府調達透明性向上および共通規則の厳密な実施、持続可能な社会を推進する面での建設の役割の共同承認を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 安全で環境にやさしい建設の推進

*年次現状報告: 限られた進展。* 冷暖房は日本の業務用建物と住宅におけるエネルギー使用量の約25%を占めているが、政府には、新築の建物についても、既存の建物についても、甚だしい非効率性を改善する明確な計画がない。日本の業務用建物(オフィス、医療・教育施設、小売施設、倉庫)で使用されるエネルギーは、そうした施設における世界エネルギー消費量の8%を占めている。CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についての PAL/GEC 計算といった諸制度は適切な方向を目指しているが、こうした制度の主要な構成要素は、一般に受け入れられた国際基準や国際慣行に近づいてすらおらず、まだ義務化もされていない。日本は、欧州で危険とされている建材をいまだに使用している。

**提案:**

- 日本政府は、二酸化炭素排出量を削減し、地震・台風に強い安全な建物を増やすという国際公約を履行する方法として、住宅および業務用建物のエネルギー効率を促進する規制を強化すべきである。

### ■ 建設材料規格の整合化

*年次現状報告: 限られた進展。* 日本に輸出される建設材料は、欧州と日本双方の規格に従って試験される。ほとんどの試験はきわめて似通っているにもかかわらず、である。日本向けの建設材料を試験することを認定された欧州の試験機関はほとんどない。これは必然的に日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。2001年に建設省(現・国土交通省)は、構造木材とグルーラムについて構造強度を証明する方法として、外国の規格・認証が承認されうとする趣旨の政令を発布した。

**提案:**

- 日本政府とEUは、建設材料に関するJAS/JIS規格とEN規格の相互承認を目指すべきである。建設材料のCEマーキングは、日本で販売する際の高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。

### ■ 公的調達

*年次現状報告: 限られた進展。* 公共工事調達状況は依然理想とはほど遠い。これは、欧州企業の参加機会を相変わらず制限し、日本の納税者にとっての公共工事のコストを増大させている。例えば単年度予算編成方針は大規模プロジェクトが工事内容とは無関係な恣意的な入札パッケージに分割されることにつながり、以降の年度のパッケージは往々、ほとんどあるいはまったく実質的競争なしで第一期工事落札者に発注されるため、効率が低下し価格が上昇する。この慣行は、個々の落札額がWTOの下限を下回ることもつながりうる。これはWTO政府調達協定(GPA)に違反する操作である。日本におけるPFI/PPPの適用方法は依然拙劣であり、請負業者融資を通しての延べ払い同然となっている。日本には公共工事調達の透明性と効率を大幅に向上させるであろう調達政策がすでに存在しているものの、広く適用されていない。例えば総合評価一般競争入札制度の大幅な適用拡大をEBCは望みたい。この制度では、入札者は競争上の優位性をもたらさうる技術提案を提出することができ、請負業者や発注母体が入札プロセスを不正に操作することをはるかに困難にする。

**提案:**

- 日本政府は、日本ですでに利用可能な総合評価一般競争入札等の制度の使用拡大を確保すべきである。同様に、EBCは、第三者CmR[Contractor Management review—請負業者管理レビュー]サービスの一層幅広い利用も、調達プロセスの専門的技術と説明責任の向上につながるとうみている。

**Mr. Vincent Trelut**  
Chair, Materials Committee  
(Chief Representative, Eramet International)  
c/o Eramet International  
Jimbocho NK Bldg. 9F, 2-7 Kanda Jimbocho  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051  
Phone 03-3265-3931  
Fax 03-3265-3932

# 産業用材料

## はじめに

日本は、産業用材料加工面の深い知識と専門技術を持っており、ハイブリッド車用の充電式バッテリーや、半導体等の各種電子部品製造向けのナノテクノロジーといった多数の機密技術の最先端に位置する。こうした先進技術は大方、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力に基づいている。したがって日本が、競争力のある供給の確保および海外供給者による国内市場への無制限のアクセスを基本に据えた戦略を採用することによって原材料供給を確保することが何よりも重要である。

世界の主要な産業用材料消費国の1つである日本は、欧州企業が提供しうる信頼できる供給元から、市場ベース価格で高品質製品をより容易に入手できるなら、大きな恩恵に浴する。しかし日本は、国際貿易機関(WTO)主導下での関税引き下げに関する正式交渉が終了しないうちは、工業原料の関税を一方向的に引き下げることには難色を示してきた。いくつかの二国間通商協定を結んだのち、WTOドーハ・ラウンドで突破口を開くことが依然困難なことから、日本は政策の再検討に着手した。あらゆるステンレス鋼製造における主要原料である高炭素含有フェロクロム(関税コード720241000)に対する関税の一方向的撤廃は、大きな重要性をもつ歓迎すべき一歩である。

## EU-日本経済統合についての課題

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高める。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ(人工コランダム、関税コード: 281810010(一定粒度)、281810090(不定粒度))と炭化ケイ素(関税コード: 284920010(一定粒度)、284920090(その他))も同様の状況に置かれている。とりわけ炭化ケイ素は、日本で急速に拡大しているエレクトロニクスおよび太陽光発電用のワイヤーソーイングで使用される。国内生産は年間所要量のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。消費者は現在、溶融アルミナ所要量の大部分を一般特惠関税制度(GSP)の下での関税免除国から輸入しているとはいえ、より大規模の施設を有する非GSP国へと世界的に生産がシフトしているため、これは次第に困難になりつつある。しかも、いくつかの分類の製品は国内生産もされていなければ、関税免除国から入手することもできない。その結果、日本の消費者は、高い関税が課される輸入品に依存することになり、日本のメーカーの国際競争力がそれ相応に低下する。炭化ケイ素の場合、日本は所要量の97%を関税免除国である唯一の供給源から輸入しており、日本の産業への長期的な供給安定性を脅かす依存状態が生み出されている。もう1つ類似する例をあげると、ソフトフェライトや二次電池など多くの電子機器の製造で使用される四三酸化マンガン(Mn<sub>3</sub>O<sub>4</sub>)がある。Mn<sub>3</sub>O<sub>4</sub>の生産国は、中国とベルギーを筆頭に4カ国しかない。ベルギー製の材料は、3.3%の輸入税をかけられている唯一の製品である(関税コード: 282090000)。しかしベルギーは、中間原料として価格が乱高下し易い中国製マンガン金属を使用していない世界で唯一の生産国である。ベルギー製のMn<sub>3</sub>O<sub>4</sub>は、グループ内で入手できる鉱石から作られ、厳しい環境規制に適合している。これは、日本の産業が必要としている安全且つ長期安定供給を保証するものと言える。輸入税は中国の供給業者への日本の依存度を高め、日本の国内産業の将来を脅かす。EU-日本経済統合協定は、精製ニッケル製品、溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンといった産業用原材料へのすべての輸入税の廃止を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ ニッケル

*年次現状報告: 進展なし。* ステンレススチール生産量全体の約60%はニッケルを含み、これは生産コスト全体の約40%に相当する。したがって、日本のメーカーがニッケル所要量を競争力のある価格で調達できること、およびニッケル製品への容易で安定したアクセスを保証されることが肝要である。しかし日本は、ニッケル地金(輸入コード 750210000)、フェロニッケル(輸入コード 7202600100 / 7202600100)、酸化ニッケル焼結物(輸入コード750120100 / 750120210)といった加工ニッケル製品に関税を課している世界で唯一の先進国である。こうした製品には、3.0%~3.3%、あるいは44円 /kgの関税率が適用されている。したがって、輸入加工ニッケル製品に対する関税の継続と、それが欧州の生産者に及ぼす影響は、もはや正当化できない。

高い関税率が精製ニッケルに及ぼす影響は、とりわけステンレス鋼産業の国内ユーザーにとってのコストの大幅増として出てくる。日本のニッケル生産者は国内需要の停滞にもかかわらず、固定費用をカバーするために増産している。そのため、現在、総生産量の30%以上を輸出しており、輸入税を殆どあるいは全く払う必要のない韓国や中国の企業と競合している。日本の産業の国際競争力は、日本のどの工場より2~3倍規模の大きい工場で生産している韓国や中国のライバルからの脅威にさらされている。欧州のステンレス鋼のライバルも、生産を少数の巨大工場に集中させることで、競争力を向上させてきた。歓迎すべきフェロクロムの関税撤廃に続き、ニッケルに対する関税の廃止は、日本のステンレス鋼産業の競争力強化へ向けてのさらなる重要な一歩になるとEBCは確信する。

#### 提案:

- 日本政府は、ニッケル製品を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。

### ■ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガン

*年次現状報告: 進展なし。* 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンはすべて3.3%の関税が課せられるが、輸入の大半は一般特惠制度により関税が免除されている国々から輸入されている。幾つかの分類に関しては、日本で生産されていない製品に関税が課されている。これは輸入溶融アルミナの価格を押し上げ、事実上日本のエンドユーザーに付けを回していることになる。この状況は、現在の供給不足によりいっそう悪化している。炭化ケイ素と四三酸化マンガンは、輸入のほとんどを唯一の供給源に頼っている。唯一の供給源へのそうした依存は、供給不足や市場支配の企てに対して日本の立場を脆弱にさせる。

#### 提案:

- 日本政府は、溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンを始めとする全ての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。

### ■ 関税分類

*年次現状報告: 進展なし。* 日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、分類決定に異議を申し立てるために利用できる上訴メカニズムもない。日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、突然の分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

#### 提案:

- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定に関する税関当局間の一貫性向上と紛争解決メカニズム強化のための包括的戦略を策定すべきである。

## Mr. Holger Wittich

Chair, Environmental Technology Committee

(President, JBS Inc.)

c/o JBS Inc.

Lotus Stage Bldg. 2F., 2-22-21 Higashi-Nakano

Nakano-ku, Tokyo 164-0003

Phone 03-3363 7581

Fax 03-3363 7582

# 環境技術

## はじめに

日本の環境技術市場は世界市場の16%を占める世界第2位の市場となっている。市場規模ひとつとってみても、革新的な環境技術、機械、サービスを有する外国企業にとっての機会は膨大である。しかし、市場参入を試みる外国企業は、閉鎖された政府調達システムによって阻まれる。環境産業と環境技術は、おおかた、政府の環境規制と大規模投資計画を通して創出・開発される。したがって政府の政策は、効率的で革新的なサービスへの市場開放にとってきわめて重要である。

## EU-日本経済統合についての課題

日本政府は環境保護、省エネルギー、リサイクル、地球温暖化等の環境問題をますます重視しつつあるとはいえ、汚染、土壌汚染除去、廃棄物管理、水処理等の分野における多数の環境問題に対処する包括的戦略へ向けての進展はあまりみられていない。

環境保護および環境関連事業に適用される規制体制は、特に土壌汚染の改善に関して、規則の一貫性ある適用・施行面で比較的貧弱である。2002年に導入された新しいダイオキシン排出基準などの法律は細切れ式に制定され、政府が長期的な環境課題にどう取り組むつもりであるかについての多数の疑問は答えられないままとなっている。民間部門では、一部日本企業は、燃料効率向上と汚染削減のための革新的な環境技術開発面の世界的リーダーとなっているものの、日本の民間・公共部門双方の諸団体は、現在直面している環境問題や将来予想される環境問題に照らして取り組み課題を明らかにするのを未だにためらっている。当然これは、この分野で豊かな経験をもつ欧州企業が抱く、日本に投資を行い持てる専門知識の恩恵を日本市場にもたらすことへの関心を低下させている。

土壌汚染の改善を担う産業の将来にとって良い前兆と言える最近の様々な進展については、EBCも心強く思っている。例えば、新しい土壌汚染対策法は、汚染土壌土地の浄化に関する厳しく新しい規制環境を生み出すものである。近い将来、土壌汚染改善技術に対する関心の高まりにつながるものと考えられる。この改革が及ぼす長期的影響は、規制当局がこれらの新しいガイドラインを効果的に実施できるか否かにかかっている。EBCは土壌汚染の改善業務自体の基準となる行政規制の環境に関し引き続き懸念を持っている。日本政府にはまだこれから、サイト特性基準、サンプリングおよび試験方法、汚染改善の緊急度を決定するためのリスクベースの意思決定モデル、並びに汚染サイトのリスト作成と浄化の包括的タイムフレームに関する明確なガイドラインを策定するという課題が残っている。多くの試験方法は広く認められた国際的慣行と著しく異なっている上に、試験コストも欧州に比べて非常に高い。EBCは、サイトアセスメントおよび試験の事業分野における競争が高まれば状況が改善されるばかりでなく、改善事業のコストを削減するという形で社会の役に立てるものと考えている。

民間資金等活用事業(PFI)と官民協力手法(PPP)は、日本が行政サービスの開発・提供を強化し、この分野を専門とする欧州企業を誘致するための方法となりうるとEBCはみている。2002年の水道法改正は、上下水道の管理を、PFI/PPP制度を通じて民間の専門事業者へ委託することを可能にしたとはいえ、この新しい規定の利用はまだ限られている。したがってEBCは、日本政府とEUに対し、EU-日本経済統合協定内でPFI/PPPの原則と慣行について統一を図るよう要望する。

## 主要な問題および提案

### ■ 環境汚染除去に対する姿勢

*年次現状報告: 進展なし。* 日本では、廃棄物の不法投棄、高濃度の土壌汚染、プラスチックのリサイクルの遅れ、廃棄物処理のインフラの老朽化などの環境問題が、大きな健康・財政リスクを突きつけている。環境汚染の改善活動を費用のかかるものとみなすべきではない。環境問題と戦うための新技術の開発は、また、重要な経済的便益を生み出すのであり、この点は強調されて然るべきである。

**提案:**

- 日本政府は、環境汚染除去に関する教育を向上させ、環境リスクを防止、低減、管理する新技術の開発を促進しなければならない。

### ■ 行政規制の仕組み

*年次現状報告: 進展なし。* 日本では、環境保護と環境関連産業を統括する行政規制の体制が高度に発達しているものの、その体制は必ずしも環境問題に対する革新的なソリューションを導入するのに好ましいものではない。

**提案:**

- 日本は、環境保護および環境関連事業に適用される規制体制を、特に規則を一貫して適用し施行することに重点を置いて、さらに強化すべきである。

### ■ 政府調達

*年次現状報告: 進展なし。* 日本でもPFI(民間資金等活用事業)とPPP(官民協力手法)の活用が広がりを見せつつある。欧州では、従来国家の諸機関が資金提供、管理、運営を行ってきた事業分野で、その資金調達を行うためにこれらのメカニズムが従来から用いられてきた。この分野を専門としている欧州企業は日本市場に参入することを望んでいるが、行政サービスを提供するための代替的方法であるこれらの手法に対する保守的な姿勢が、これらを試みる妨げとなっている。例えば、上下水道部門では、公共開発事業は、機器メーカーと建設会社に支配され続けている。私企業はまだ、効率を高めるのに役立つ包括的な経営管理技術を提供できていない。この結果、初期資本投資は多額となり、高い操業コスト、設備過剰、地方自治体の債務負担の増大といった状況が生み出されている。

**提案:**

- 行政サービスを提供する効率的な手段として、日本におけるPFIとPPPの適用をさらに推進すべきである。EBCは、この分野における欧州の経験が活かされるよう、日本のPFI/PPP戦略策定における日本と欧州の協力関係の拡大を強く望んでいる。

# 補遺

**Endorsements  
Blue Star Sponsors  
Special Sponsors  
Sponsors  
Supporters  
Executive Operating Board  
Board of Governors**



# ENDORSEMENTS

**EUROCHAMBRES:**  
Association of European  
Chambers of Commerce  
and Industry



**EUROCOMMERCE:**  
The Retail, Wholesale  
and International  
Trade Representation  
to the EU



**EUROPEAN  
SERVICES FORUM**





## BLUE STAR SPONSORS



# CHANEL

## BLUE STAR SPONSORS

# Deloitte.

 Deutsche Telekom

The Deutsche Telekom logo, featuring a magenta 'T' inside a square, preceded by a horizontal line of magenta dots.



## BLUE STAR SPONSORS



**FRESHFIELDS BRUCKHAUS DERINGER**

## BLUE STAR SPONSORS

**NOKIA**  
Connecting People

 **RBS**  
*The Royal Bank of Scotland*



## BLUE STAR SPONSORS

SCANDITASTE.COM

KULLBERG & PARTNERS KK

## SPECIAL SPONSORS

AVL Japan K.K.

Daimler AG Representative Office Tokyo

Fiat Group Automobiles Japan Ltd.

Givaudan Japan K.K.

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

IKEA Japan K.K.

ING

Lufthansa German Airlines

LVMH



## SPECIAL SPONSORS

METRO Cash & Carry Japan K.K.

Philips Electronics Japan, Ltd.

Robert Walters Japan K.K.





## SPONSORS

Areva Japan Co., Ltd.

Baring Asset Management (Japan) Ltd

Bayer Yakuhin, Ltd./Animal Health Division

Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

Bovis Lend Lease Japan, Inc.

Clarins K.K.

Cobra Japan K.K.

Credit Suisse Asset Management Ltd.

Dresdner Kleinwort (Japan) Ltd.

Elektrobit Nippon K.K.

Gambro K.K.

Halfen GmbH

Hartford Life Insurance K.K.

Henkel Japan Ltd.

Johnson & Johnson Family of Companies



## SPONSORS

Maersk K.K.

Merial Japan Ltd.

Nestle Japan Ltd.

Norwegian Seafood Export Council

Pictet Asset Management (Japan) Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Volkswagen Group Japan K.K.

.



## SUPPORTERS

AgustaWestland Japan  
Austrian Airlines  
Bluebell Japan Ltd.  
BNP Paribas, Tokyo Branch  
Chuo University  
Cosmo Public Relations Corporation  
Credit Agricole Life Insurance Company Japan Ltd.  
Dalpayrat Foreign Law Office, Tokyo  
Elkem Japan K.K.  
Elle International Co. Ltd  
Embassy of Finland  
Embassy of the Kingdom of the Netherlands  
Enterprise Ireland  
Eureco Ltd.  
Eurocopter Japan Co., Ltd.  
Fortis Bank SA/NV, Tokyo Branch  
German Chamber of Commerce & Industry in Japan  
Golay Buchel Trading K.K.  
Hilton Tokyo Bay  
Kistler Japan Co., Ltd.  
Laerdal Medical Japan K.K.  
Legris K.K.  
Marposs K.K.  
Nihon Getzner K.K.  
Nihon L'Oreal K.K.  
Pictet Financial Management Consultants Co., Ltd.  
sanofi-aventis K.K.  
Sata Corporation  
Societe Generale Securities (North Pacific) Ltd., Tokyo Branch  
Swedish Chamber of Commerce  
Swiss Business Hub Japan  
Swiss Chamber of Commerce  
Tekes - Finnish Funding Agency for Technology & Innovation  
Treibacher Schleifmittel Japan KK  
Triumph International (Japan) Ltd.  
Union des Fabricants  
Vinson & Elkins L.L.P.  
White & Case LLP  
ZF Japan Co., Ltd.



# EXECUTIVE OPERATING BOARD

## **EBC Chairman**

**Richard Collasse**

President and Representative Director, Chanel K.K.  
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061  
Tel: 5159-5519; Fax: 5159-5506

## **EBC Senior Vice-Chairman**

**Hans Tempel (Germany)**

President and CEO, Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.  
Roppongi First Bldg.  
1-9-9 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-8506  
Tel: 03-5572-7172; Fax: 03-5572-7126

## **EBC Treasurer**

**Erik Ullner (Finland)**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
711 City House Tokyo Shimbashi  
6-19-1 Shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105-0004  
Tel: 0267-44-6775; Fax: 0267-55-6772

## **EOB Members**

**Michael A. Loefflad (Austria)**

Director Sales & Marketing, Wuerth Japan K.K.  
MT Bldg., 33 Sanmaichou, Kanagawa-ku  
Yokohama-shi, Kanagawa 221-0862  
Tel: 045-488-4186; Fax: 045-488-4187

**Paolo Mattioli (Italy)**

President, Marposs K.K.  
Marposs Bldg., 5-34-1, Minami Magome  
Ohta-ku, Tokyo 143-0025  
Tel: 03-3772-8459; Fax: 03-3772-7093

**Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)**

President, MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121; Fax: 03-5465-2123

**Ronald Scherpenhuijsen Rom (Netherlands)**

Branch Manager, Managing Director, ING Bank N.V.  
New Otani Garden Court 20F,  
4-1 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094  
Tel: 03-5210-0116; Fax: 03-5210-0764

**Richard Thornley (Britain)**

Regional Director, Japan, Rolls-Royce International Ltd.  
Room 3124A, Kasumigaseki Bldg  
3-2-5, Kasumigaseki  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031  
Tel: 03-3592-0966; Fax: 03-3592-0969

**Thorstein Strand (Norway)**

Vice President, Head of Finance & Accounting  
Wallenius Wilhelmsen Logistics Asia  
Tokyo Bldg. 21F., 2-7-3 Marunouchi  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6421  
Tel: 03-5220-5817; Fax: 03-5220-5804

**Claus Eilersen (Denmark)**

President & Representative Director,  
Novo Nordisk Pharma Ltd.,  
Meiji Yasuda Seimei Bldg.  
2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005  
Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

**Mats Bruzaeus (Sweden)**

President & Representative Director, Chief HR Analyst,  
Garuda Japan K.K.  
Primera Dogenzaka 819, 1-15-3 Dogenzaka  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0043  
Tel: 03-3461-3051; Fax: 03-3461-3052

**Michel Theoval (France)**

President, Thales International Japan K.K.  
Akasaka MK Bldg. 3F  
4-9-9 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-5785-1800; Fax: 03-5785-1801

**Alberto Groff (Switzerland)**

Counsellor, Economic & Financial Affairs,  
Embassy of Switzerland  
5-9-12 Minami-Azabu, Minato-ku, Tokyo 106-8589  
Tel: 03-5449-8400; Fax: 03-3473-6090

**Gerard Keown (Ireland)**

Counsellor  
Ireland Japan Chamber of Commerce  
c/o Embassy of Ireland, 2-10-7 Kojimachi  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
Tel: 03-3263-8505; Fax: 03-3265-2265



# BOARD of GOVERNORS

## EBC Chairman

### **Richard Collasse**

President and Representative Director, Chanel K.K.  
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061  
Tel: 5159-5519; Fax: 5159-5506

## EBC Senior Vice-Chairman

### **Hans Tempel**

President and CEO  
Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.  
Roppongi First Bldg.,  
1-9-9 Roppongi, Minato-ku,  
Tokyo 106-8506  
Tel: 03-5572-7172;  
Fax: 03-5572-7126

## EBC Vice-Chairman

### **Duco B. Delgorge**

President  
MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121;  
Fax: 03-5465-2123

## EBC Treasurer

### **Erik Ullner**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
711 City House Tokyo Shimbashi  
6-19-1 Shimbashi  
Minato-ku, Tokyo 105-0004  
Tel: 0267-44-6775;  
Fax: 0267-55-6772

## **Austria (ABC)**

### **President**

Kurt E. Sieber  
President & Representative Director  
Nihon Getzner K.K.  
Landmark Plaza 8F., 1-6-7 Shibakoen  
Minato-ku, Tokyo 105-0011  
Tel: 03-5402-5340; Fax: 03-5402-6039

### **Representative**

Ernst Laschan  
Commercial Section  
Austrian Embassy  
3-13-3 Motoazabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0046  
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

## **Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)**

### **President**

Fabrice D. Tilot  
President, Triple A Management, Ltd.  
Isobe Bldg. 7F., Samoncho 13  
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017  
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

### **Senior Representative**

Bert Winderickx  
Mita Hill Crest 10F.  
4-15-35 Mita  
Minato-ku, Tokyo 108-0073  
Tel: 03-5761-8071; Fax: 03-7651-8072

## **Britain (BCCJ)**

### **President**

Andrew Mankiewicz  
Chief Executive Officer, Tozai Capital K.K.  
P.O. Box 186, Roppongi Hills Mori Tower  
28F., 6-10-1 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-6128  
Tel: 03-5772-2701; Fax: 03-5772-2702

### **Executive Director**

Ian De Stains  
Kenkyusha Eigo Centre Bldg. 3F  
1-2 Kagurazaka  
Shinjuku-ku, Tokyo 162-0825  
Tel: 03-3267-1901; Fax: 03-3267-1903

## **Denmark (DCCJ)**

### **President**

William Boesen  
President, Carl Hansen & Son Japan K.K.  
Aoyama Compal Bldg. 1F., 3-1-7 Minami-  
Aoyama, Minato-ku, Tokyo 107-0062  
Tel: 03-3408-7683; Fax: 03-3408-7641

### **Executive Director**

Nanami Mie Brandt  
c/o Royal Danish Embassy  
29-6 Sarugaku-cho  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033  
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

## **Estonia (Enterprise Estonia)**

### **Representative**

Marek Luts  
Consul, First Secretary  
Embassy of the Republic of Estonia  
2-6-15 Jingumae, Shibuya-ku  
Tokyo 150-0001  
Tel: 03-5412-7281; Fax: 03-5412-7282



## BOARD of GOVERNORS

### **Finland (FCCJ)**

#### **President**

Mika Makinen  
c/o FCCJ, Setagaya Tsurumaki Heim 203,  
2-33-20 Tsurumaki  
Setagaya-ku, Tokyo 154-0016  
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

#### **Executive Director**

Clas G. Bystedt  
Setagaya Tsurumaki Heim 203  
2-33-20 Tsurumaki  
Setagaya-ku, Tokyo 154-0016  
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

### **France (CCIFJ)**

#### **President**

Michel Lachaussee  
President, Merial Japan Ltd.  
Sanno Grand Bldg. 8F., 2-14-2 Nagata-cho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014  
Tel: 03-5251-8153; Fax: 03-5251-8194

#### **Director General**

Didier Hoffmann  
Ida Bldg.  
5-5 Rokubancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085  
Tel: 03-3288-9621; Fax: 03-3288-9558

### **Germany (DIHKJ)**

#### **President**

Guenter Zorn  
Representative Director, President  
DHL Japan, Inc.  
1-37-8 Higashi-Shinagawa  
Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002  
Tel: 03-5479-2556; Fax: 03-5479-2351

#### **Executive Director / Delegate of German Industry & Commerce in Japan**

Manfred Hoffmann  
Sanbancho KS Bldg. 5F  
2-4 Sanbancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075  
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

### **Greece (Hellenic Foreign Trade Board)**

#### **Representative**

Georgios Tossounis  
Head of Economic & Commercial Affairs,  
Embassy of Greece  
3-16-30 Nishi-Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0031  
Tel: 03-3404-5853; 03-3404-5845

### **Iceland (ILCCJ)**

#### **President**

Hiroshi (Kirk) Suzuki  
President, K.A.K. Corporation  
1-41-18-505 Hounan  
Suginami-ku, Tokyo 168-0062  
Tel: 03-3324-6077; Fax: 03-3324-6077

### **Ireland (IJCC)**

#### **Director**

Philip Greenan  
Account Director Networks  
Nokia Japan Co., Ltd.  
Arco Tower 17F, 1-8-1 Shimomeguro,  
Meguro-ku, Tokyo 153-0064  
Tel: 03-5437-3809; Fax: 03-5745-7933

#### **Executive Director**

Gerard Keown  
Counsellor  
Embassy of Ireland  
2-10-7 Kojimachi  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
Tel: 03-3263-0695; Fax: 03-3265-2265

### **Italy (ICCJ)**

#### **President**

Alberto Montanari  
Magnet Marelli Japan K.K.  
BENEX S-2 Building 8F  
3-17-5 Shinyokohama  
Kohoku-ku, Yokohama 222-0033  
Tel: 045-478-0045; Fax: 045-478-0095

#### **Secretary General**

Davide Cascini  
Enokizaka Bldg. 3F  
1-12-12 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-3560-1100; Fax: 3560-1105

# BOARD of GOVERNORS

## Netherlands (NCCJ)

### President

Patrick van Oppen  
General Manager  
Loyens & Loeff/Loyens & Volkmaars B.V.  
12F Nishimoto Kosan Nishikicho Bldg.  
3-23 Kanda Nishikicho  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0054  
Tel: 03-5281-5582; Fax: 03-5281-5583

### Office Manager

Joanna Chinen  
1-11-3 Fujisaki,  
Kawasaki-ku, Kawasaki-shi  
Kanagawa 210-0804  
Tel: 044-246-1355; Fax: 044-246-1355

## Norway (NWCCJ)

### President

Trond Varlid, President  
Tomra Systems Japan Asia Pacific Ltd.  
1-17-6 Hamamatsu-cho,  
Minato-ku, Tokyo 105-0013  
Tel: 03-5472-7707; Fax: 03-5472-6160

### Executive Director

John-Ivar Olsen  
c/o Royal Norwegian Embassy  
5-12-2 Minami Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0047  
Tel: 03-3403-0752; Fax: 03-3440-2719

## Poland (PCCIJ)

### President

Piotr Suszycki-Tanaka  
President, NCM Corporation  
2-1-10 Kodai, Miyamae-ku  
Kawasaki-shi, Kanagawa 216-000  
Tel: 044-870-4701; Fax: 044-870-4702

### Operation Manager

Mr. Fujio Nakamura  
Yebisu Garden Place Tower 18F.  
4-20-3 Ebisu  
Shibuya-ku, Tokyo 150-6018  
Tel: 03-5789-5776; Fax: 03-5789-5794

## Spain (Spanish Institute of Foreign Trade)

### Representative

Alfonso Carbajo  
Head of the Economic & Commercial Office  
Embassy of Spain  
3F., 1-3-29 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-0032  
Tel: 5575-0431; Fax: 5575-6431

## Sweden (SCCJ)

### President

Carl-Gustav Eklund  
Representative Director, President  
Hoganas Japan K.K.  
Akasaka Shasta East 6F., 4-2-19 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

### General Manager

Taiko Nakazato  
Kioicho Fukudaya Bldg.  
6-12 Kioicho  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094  
Tel: 03-5211-2101; Fax: 03-5211-2102

## Switzerland (SCCIJ)

### President

Armin Frauenknecht  
Chairman, AF Consulting  
Ark Hills Executive Tower S103  
1-14-5 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-5589-0919; Fax: 03-5573-4772

### Executive Secretary

Teruyo Kinoshita  
Toranomon No.2 WAIKO Bldg. 3F  
5-2-6 Toranomon  
Minato-ku, Tokyo 105-0001  
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066



## BOARD of GOVERNORS

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Stephane Ginoux**  
President, Eurocopter Japan Co., Ltd.  
Pola Aoyama Bldg. 8F.  
2-5-17 Minami-Aoyama  
Minato-ku, Tokyo 107-0062  
Tel: 03-5775-6262; Fax: 03-5775-6265

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Otto F. Benz**  
General Manager Japan  
Lufthansa German Airlines  
3-1-13 Shiba-Koen  
Minato-ku, Tokyo 105-001  
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Duco B. Delgorge**  
President  
MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121; Fax: 03-5465-2123